

平成29年第2回定例会

(6月8日招集)

山都町議会会議録

平成29年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

○6月8日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告（配付のみ）	
日程第4 提案理由説明	2
日程第5 議案第52号 工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）	7
日程第6 議案第53号 工事請負契約の締結について（名ケ川河川等災害関連工事）	10
日程第7 議案第54号 物品売買契約の締結について（山都町鳥獣処理加工施設物品一式）	14
日程第8 議案第55号 物品売買契約の締結について（図書システム一式）	16
日程第9 議案第56号 工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）	22
日程第10 議案第57号 工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）	24
散会	27

○6月13日（第2号）

出席議員	28
欠席議員	28
説明のため出席した者の職氏名	28
職務のため出席した事務局職員	29
開議	29
日程第1 一般質問	29
12番 中村益行議員	29
2番 藤原秀幸議員	41
11番 田上 聖議員	55
4番 後藤壽廣議員	68
散会	84

○6月14日（第3号）

出席議員	85
欠席議員	86
説明のため出席した者の職氏名	86
職務のため出席した事務局職員	86
開議	86
日程第1 一般質問	86
1番 吉川美加議員	86
日程第2 報告第1号 平成28年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	101
日程第3 報告第2号 平成28年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	104
日程第4 報告第3号 平成28年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	104
日程第5 報告第4号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	105
日程第6 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	107
日程第7 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	108
日程第8 報告第7号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について	111
日程第9 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について	112
日程第10 議案第38号 専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて	114
日程第11 議案第39号 専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて	117
日程第12 議案第40号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	119
日程第13 議案第41号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	121
日程第14 議案第42号 専決処分事項（平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	122
日程第15 議案第43号 専決処分事項（平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	124
日程第16 議案第44号 専決処分事項（山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	125
散会	127

○6月15日（第4号）

出席議員	129
欠席議員	129
説明のため出席した者の職氏名	129
職務のため出席した事務局職員	129
開議	129
日程第1 議案第45号 平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 の分担金の徴収の特例に関する条例の制定について	129
日程第2 議案第46号 山都町公民館条例の一部改正について	131
平成29年第1回山都町全員協議会	140
日程第3 議案第47号 山都町営体育館条例の一部改正について	142
日程第4 議案第48号 山都町へき地保育所条例の一部改正について	146
日程第5 議案第49号 山都町福祉サービス手数料条例の一部改正について	147
日程第6 議案第50号 平成29年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	149
日程第7 議案第51号 平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につ いて	179
日程第8 同意第7号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第9 同意第8号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第10 同意第9号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第11 同意第10号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第12 同意第11号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第13 同意第12号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第14 同意第13号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第15 同意第14号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第16 同意第15号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第17 同意第16号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第18 同意第17号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第19 同意第18号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第20 同意第19号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第21 同意第20号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第22 同意第21号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第23 同意第22号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第24 同意第23号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第25 同意第24号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第26 同意第25号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	180
日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつ	

	て	188
日程第28 議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	189
閉会		190

6 月 8 日（木曜日）

平成29年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年6月8日午前10時0分招集
2. 平成29年6月8日午前10時02分開会
3. 平成29年6月8日午前11時52分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 議案第52号 工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）
 - 日程第6 議案第53号 工事請負契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）
 - 日程第7 議案第54号 物品売買契約の締結について（山都町鳥獣処理加工施設物品一式）
 - 日程第8 議案第55号 物品売買契約の締結について（図書システム一式）
 - 日程第9 議案第56号 工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）
 - 日程第10 議案第57号 工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
8番 工藤文範	9番 藤川憲治	10番 稲葉富人
11番 田上聖	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	藤吉 勇治	総務課長	坂口 広範
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	本田 潤一
税務住民課長	田中 耕治	健康福祉課長	山本 祐一
環境水道課長	佐藤 三己	農林振興課長	荒木 敏久

建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	玉目秀二	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	渡邊尚子	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時02分

○議長（中村一喜男君） ただいまから平成29年第2回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、藤川憲治君、10番、稲葉富人君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月16日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの9日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

平成29年第2回定例会を招集しましたところ、御参集賜りありがとうございます。

町長に就任をして3ヶ月を過ぎました。町の首長として、行政をつかさどる執行機関として、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。

また、行政運営の課題も少なからず感じており、改善すべきところは改善していかなければならないと感じております。

それでは、提案理由の説明に先立ち、所信並びに近況の報告をさせていただきます。

平成28年熊本地震から1年以上経過しましたが、最近も地震が頻発しており、油断ができない状況となっております。梅雨入りをいたしました。災害復旧もまだ緒についたばかりのところであり、2次災害などが発生しないよう祈るばかりでございます。

さきの骨格予算では、総額112億6,000万円の中には急ぐべき災害復旧に係る投資的経費も計上しております。まずは、復旧・復興を最優先課題として、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

しかしながら、3月から入札等行っておりますが、全ての案件が落札ができない状況に陥っておるところであります。そのような状況を踏まえながら、建設業界の方々とも相談をしながら、県下はもとより多くの地域外の方々への入札の参加のお願いを、今しておるところでございます。

4月以降、各地区団体から総会などの案内を受けました。できる限り出席したいと思っておりますが、なかなか全ての会合には出席できないところでございますが、地域におかれましては、町民の皆さんが本当に積極的に地域づくりに頑張っておられる姿を目の当たりにして、大変うれしく思っておりますと同時に、抱える課題も多々見えてまいっているのも事実でありますので、皆さんと一体となった中での取り組みを今後進めてまいりたいという思いでおります。

4月から小中学校の入学式、矢部高校の入学式や体育祭にも参加をしております。小学校新1年生が山都町全てで103人、中学校の新1年生も89人、矢部高校の入学者は49名と、大変厳しい状況下にあります。小学校の中には、在校生が極めて少ない学校もあり、保護者の方々からも再編の声も、今上がっておるといような状況にあります。

町の人口を見ますと、合併後、毎年300人から400人程度の人口の減少が続いております。国の人口問題研究所の予測では、平成35年には、1万人を切るとされております。こうした急激な人口減少にブレーキをかけることを、町として取り組むべき最重点課題と位置づける必要があると考えております。

そのためには、良好な子育て環境を整え、出生数の増加に努めるとともに、移住、定住、Uターンによる流入人口の拡大が図られるよう、生まれてよかった、住んでよかったと思っただけのような山都町を築いてまいりたいと思っております。そうした町の将来像を山の都とし、山の都づくりを基本方針に施策展開をしてまいりたいと考えております。

山の都とは、豊かな自然環境や安心安全な生活環境の中で、共生、共助の理念のもと、人と人とのつながりを大事にしながら、生き生きとして生活や生産活動ができる町をイメージしております。

ほかにないオンリーワンの町、山都町ならではの山の都づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

こうした考えのもと、まずは取り組むべき事業として職員に三つのプロジェクトを組むよう指示をいたしました。

一つは、移住定住対策としての若者向け住宅建設であります。役場浜町事務所跡を分譲地とし、若者向けに提供したいと思います。公営住宅については、別用地において検討していきたいと考えております。また、高齢者向け住宅等も検討してまいりたいと思います。

二つ目に、防災拠点施設機能を備えた総合体育館建設であります。長年の懸案事項でもあり、場所の選定を進め、新総合体育館には、防災拠点機能を併設し、避難拠点や支援物資の供給、備蓄の役割も持たせるつもりであります。

三つ目は、有機農業の推進、農産物の魅力情報発信です。基幹産業である農業において、有機農業の先進地であるという先駆性を生かしながら、生活できる農業経営の支援、そして、後継者や就農者を育成していきたいと考えております。

最近、最近大変うれしいことがございました。きのうの新聞にも載っておりましたが、町の事業として行ってまいっております食農観光塾の第1期生の12名の方々が株式会社「山都でしか」の設立記念パーティーを、先般、小野副知事を招いて開催をされました。大変、今後、このような組織を支えてまいりたいという思いであります。

また、九州中央自動車道の北中島インターの整備が順調に進められており、5月27日は、国道445号線をまたぐ形で、長谷地区と北中島の水の田尾方面をつなぐ北中島橋が架設をされました。いよいよ、山都町における西側玄関口までの開通が目前となってきました。高速道路の開通を本町にとって優位なものとし、人口減少の抑制、居住者の増加、観光事業を初め、経済浮揚に結びつけるべく対応してまいります。

以上、私の基本方針、主要政策を述べたところでございますが、本議会には、これらを踏まえた肉付け予算及び議案を上程しております。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、専決処分報告7件、報告8件、条例5件、補正予算2件、その他の案件26件です。

議案第38号は、平成28年度山都町一般会計補正予算第8号です。これは、さきの3月定例会において提出しました補正予算（第7号）議決後に判明、確定した事業及び町税や交付金等に係る補正予算につき専決処分を行ったため、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第39号は、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第6号）です。さきの3月定例議会において提出しました補正予算（第5号）議決後に判明、確定した事業につき専決処分を行った補正予算について、報告並びにその承認を求めるものです。

議案第40号は、所得割や固定資産税の課税標準の見直し等を主な内容とした地方税法等の一部改正に伴い、山都町税条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第41号は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得についての見直し等を内容とした地方税法の一部改正に伴い、山都町国民健康保険税条例の一部

改正について専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第42号は、平成28年熊本地震の被災者に対する国民健康保険税の減免措置の延長を行うことに伴い、平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第43号は、平成28年豪雨災害の被災者に対する国民健康保険税の減免措置の延長を行うことに伴い、平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

議案第44号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する専決処分を行いましたので、その報告並びにその承認を求めるものです。

次の報告第1号は、平成28年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告です。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費のうち実際に同29年度に繰り越した金額について報告を行うもので、今回の繰越額は、79億8,431万となります。

報告第2号、平成28年度山都町一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費のうち実際に同29年度に繰り越した金額について報告を行うもので、今回の繰越額は257万円です。

報告第3号は、平成28年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告です。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費のうち、実際に同29年度に繰り越した金額について報告を行うもので、今回の繰越額は1億3,566万円となるものです。

次の報告第4号から第8号については、町が2分の1以上を出資している株式会社や財団法人等に係る経営状況の報告です。

議案第45号、平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例の制定については、平成28年熊本地震により、崖地が崩壊した被災者の負担軽減を図るため、新たに分担金の徴収に関する特例を定めた条例を制定するものです。

議案第46号、山都町公民館条例の一部改正については、馬見原公民館の使用料を見直すことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第47号、山都町営体育館条例の一部改正については、花上体育館の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第48号、山都町へき地保育所条例の一部改正については、御所へき地保育所の閉鎖に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第49号、山都町福祉サービス手数料条例の一部改正については、介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に補正予算ですが、議案第50号、平成29年度山都町一般会計補正予算（第1号）については、33億9,400万円を増額補正し、補正後の額を146億5,400万円としています。

歳出の主なものとしまして、2款総務費に、熊本地震による災害からの早期復興を図るための平成28年熊本地震復興基金に対する申請額3億6,756万円を計上しました。

また、地方創生事業として、農産物ブランド化推進事業や矢部高校魅力化等に係る事業費2,939万円を計上しています。

5款農林水産業費には、野菜産出額の増大や野菜農家の所得向上に向けた、攻めの園芸生産対策事業のほか、集落営農推進事業費等、合わせて4,700万円と、本町の基幹産業である農業振興に係る経費を重点的に計上しました。

林業費には、懸案であった鳥獣処理加工施設の本年10月の運用開始を目指し、整備費等1,200万円を計上しています。

6款商工費には、4カ所目となる八朔大造り物小屋を旧矢部町新町に整備し、本年4月にオープンしました観光文化交流館と連携した回遊性の高い観光施設として、来町者の大幅な増加を見込んでおります。

10款災害復旧費には、熊本地震及び梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設の復旧事業経費13億4,000万円を計上したところです。

このほか、名ケ川河川等災害関連工事2,510万円、防災がけ崩れ対策工事に1億円、被災住宅の応急修繕料として4,032万円を計上したところです。

議案第51号、平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、矢部、朝日、柏地区の簡易水道整備事業を主な内容とした4億5,274万円を増額補正し、補正後の額を7億2,102万円としました。

議案第52号、大川大矢線道路改良工事（繰越）及び議案第53号、名ケ川河川等災害関連工事に係る工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

議案第54号、山都町鳥獣処理加工施設物品一式及び議案第55号、図書システム一式に係る物品売買契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

続く、議案第56号、上鶴線道路改良工事及び議案第57号、水の田尾下鶴線道路改良工事に係る工事請負変更契約の締結については、いずれも、さきの3月定例会において議決をいただき締結しております契約ですが、今回、単価及び経費の改正に伴い増額を行うものです。

同意第7号から第25号の山都町農業委員会委員選任について同意を求める件については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、委員19名の選任について議会の同意を求めるものです。

諮問第1号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員7名のうち1名が、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、委員の候補者について推薦し、諮問を行うものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第52号 工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第52号「工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） おはようございます。それでは御説明をいたします。

議案第52号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

平成29年6月8日提出。山都町長、梅田穰。

- 1、工事番号。道改清第1号です。
- 2、工事名。大川大矢線道路改良工事。これは繰り越し事業になります。
- 3、工事場所。山都町鶴ヶ田地内。
- 4、契約金額。1億351万8,000円（税込み）であります。
- 5、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町大平434-4。有限会社清和建設、代表取締役武原公洋です。
- 6、契約の方法。指名競争入札であります。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由であります。

次をお願いいたします。次からは資料となっておりますので、工事の概要を御説明いたします。

工事番号等は先ほど申し上げましたので、4番の入札月日からまいりたいと思います。平成29年5月25日に行っております。

5、工事概要。施工延長。本線と、これは取り付けの部分がございまして、二つ延長を書いてございまして。本線が大川大矢線。L=180メートルです。幅員は7メートルです。それから、取り付け部分は元仁田尾線といいますけれども、それが113.5メートル。幅員が5メートルとなっております。掘削工、1万7,781立方メートルです。盛土工、1万2,306立方メートルです。植生工、3,974平方メートルです。法枠工、1,585平方メートルです。それから、補強土壁工として106平方メートル。ブロック積工、208平方メートル。側溝工、405メートル。下層路盤工、2,255平方メートル。防護策工、229メートルとなっております。

これは道整備交付金のほうで行っております。

参加業者は下のほうに列記しておりますので、11社で入札を行っております。

次をお願いしたいと思います。これは仮契約書となっております。

工期から参ります。29年6月12日から平成30年2月28日まで。

請負代金額が1億351万8,000円となっております。

契約保証金が1,035万1,800円です。

解体工事に要する経費はありません。

上記の工事について、発注者山都町と受注者有限会社清和建设は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効になり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月31日となっております。

続きまして、開札の状況が次のページとなっております。

11社ございますけれども、一番下、棄権が1社ですね。あと、辞退が7社ですか、出ております。実際、入札の参加は3社でございました。そのうち、清和建设というような状況になりました。

次からは、位置図ですね。それから、その次もちょっと拡大しました位置図でございます。赤い部分のところでございます。今、180メートルとしておりますが、これが本線の部分でございます。下のほうに延びております部分が、さっき言いました、元仁田尾線という取りつけの町道でございます。

それから、その計画の平面図がついております。④というところです。この赤い部分について工事を行うと。着色しておりますが、赤い部分について工事を行うという工事でございます。

⑤としまして、標準断面を載せております。

⑥としまして、黄色で着色しておりますが、これは昨年度、暫定で終わっておりますので、その上、赤い部分を本年度工事をするというところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） この現場は去年確認しに行きましたが、去年の施工状況と余り変わらんような図面であります。延長の確認は、去年されたところの延長ですか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをいたします。去年の部分が暫定で終わっておりますので、その部分をするということですので、延長は余り変わらないかと思っておりますけれども。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 去年の分は暫定。掘削して、取りつけ道路までしてありました。そこに直行のブロックがあつておまして、それからすると全然変わつたらんと思っております。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 先ほど、標準断面図が黄色と赤でしておる部分、⑥ですね。この

黄色の部分が暫定で終わっておりますので、その部分をまた盛土をするとか、途中で、監査委員をされておりますので見に行ってもらいましたが、途中で切り土が掘り割りのところが終わっていたと思います。その部分を掘削して植生工をして、のり面の安定を図るという工事でございます、そういったところでの内容になっております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私も、現場を見てないし、非常にあなたの説明、素人ではわかりづらい。暫定で終わっていると。これは、町民の皆さんにわかるように、これは普遍的な問題ですからね、わかるようにしていただきたい。もう少しそのところは。暫定というのはどういうことなのか。一応、道を通したと。そしてそこに仮に砂利を敷いたとか。あとは、今度のやつはそれをきちんと仕上げをするということかな。それが一つです。

それからついでに聞いておきます。もう一つ、辞退と棄権、どう違うのかですね。同時に、町長の提案理由にもありましたように、業者がなかなかいないんじゃないかなという感じはしますね。その状況はどうなのか。応募者が、入札の場合、十分予定したような参加があっているのかどうなのか。あとの農災あたりも全部これは言えることですね。今度の繰越明許だって30件、それが約百何億ありましたね。そういうのも含めて現状はどうなのか、聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、御説明をいたします。

暫定といいますのは、例えば全体の工事が100万で終わりますというのが、補助金が半分しかつかなかったということで、半分しかできなかったよというようなことで、それが途中で終わっているというような状態でございます。それで、ことしはそれを100万がたしてしましようというような感じのやつでございます。

それから、先ほどもう一つ、棄権と辞退の違いですけれども、棄権につきましては、入札を行いますと業者さんに送ります。ところが、業者さんは何の連絡もないということですね。監理係が今、入札を行っておりますけれども、とることができないよとかいう連絡が全然ないという扱いが棄権ということでございます。辞退というのは、入札には参加しましたけれども、ちょっと余裕がないと。うちのほうは、今、仕事がいっぱいだよということで辞退をさせていただく。そういったところの違いでございます。ですから、棄権につきましては、以前からありましたように、入札参加が1回はペナルティーとして見送るといいうようなペナルティーがございます。

それから、業者の状況でしたですね。確かに中村議員が今おっしゃられましたように、今、手持ちでいっぱいだよというようなところであります。私どもも大変そこは悩ましいところでございます、入札に関しましては、農地災害も、私のところは公共災害ですけれども、農地災害も含めまして地元の業者さんとは打ち合わせしながらしているところですが、現在、農地災害につきましては不調が続いていると。もう、とる余裕がないよというようなことでございますので、町長のほうからも申し上げられるかとは思いますが、県内の業者さんにどうに

か手助けをしていただけないかというようなところで、今、運動をしておるところでございます。ですから、どれだけの業者さんが、実際、この町に入ってこられるかというのは、今のところわかりません。ただお願いしているというところでございます。

指名願ひも県内出ております、土木工事に関してはですね。ところが、指名願ひは、ある程度業者さんからすると業績をつくるという意味もございますものですから、実際、10社出ていてもその中で何社来るかというのは私どももなかなかわからないといったような状況でございますものから、今から先、また何百件という入札をしなければなりませんので、今、とても悩ましいところで、農林振興課長とも打ち合わせしながら、今進めているといった状況でございます。

御心配いただくのは大変わかります。私どもも担当課としまして、大変悩ましく思っているところでございますので、今のところはそういう状況しか御説明できませんけれども、そういったところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これはお願いです。橋はでき上がっております、橋は。入り口とかが立派にできれば橋が通れるわけです。地元の人たちも、いつ通るととか、橋に関して大変関心がございます。特に部落の人たちは新しい橋を通ったほうが部落の中に入りいいわけですから、できるだけ早く橋を通してやってください。お願いです。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 確かにおっしゃるとおりでございます。橋はもうできております。手前のほうがまだできておりませんものから、橋を渡すことが今できませんけれども、先ほど言いましたように、取り付け道路仁田尾線もありますものから、あれができればあちらのほうに通すことはできますけれども、今はなかなか、先も行き止まりの状態でございますものから、そういった状況でございますので、できましたら早急に通すように取り計らっていきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号「工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）」は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号 工事請負契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第53号「工事請負契約の締結について（名ケ川河川等災害関連工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、御説明をいたします。

議案第53号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

平成29年6月8日提出。山都町長、梅田穰。

1、工事番号。災関工第1号です。

2、工事名。名ケ川河川等災害関連工事。

3、工事場所。山都町白小野地内。

4、契約金額。5,954万400円です。税込みです。

5、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

6、入札の方法。指名競争入札でございます。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次をお願いいたします。資料です。

入札年月日のほうから読み上げていきたいと思っております。

4、入札年月日。平成29年5月25日でございます。

5、工事概要。施工延長183.5メートルです。主な工種としましては、ブロック積工1,118平方メートル。切土法面工が64平方メートル、盛土法面工が7.8平方メートルです。構造物の取壊工が28立方メートル、仮設用道路が402平方メートルです。それから、締切排水工が8カ所ございます。

6、参加業者につきましては、下に列記しております11社でございます。

次をお願いいたします。仮契約書の写しをつけております。

4番の工期から御説明をいたします。

4番工期。平成29年6月12日から平成30年2月28日まで。

5、請負代金額。5,954万400円です。

6、契約保証金は595万5,000円です。

上記の工事について、発注者山都町と受注者大栄企業株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各地1通を保有する。

平成29年5月31日となっております。

それから、次のページに入札結果をつけております。

11社しております。棄権が1社、9社につきましては辞退と。実際の参加者は大栄さんだけだったというような状況でございます。

②に町内の位置図、それから、それを拡大したところでの、③で拡大したところの平面図が書いております。

④が、実際、赤で着色をしておりますけれども、今回の分は183.5メートルと。赤で着色を行っておる部分でございます。これにつきましては、人家がございます。御存じかどうかはわかりませんが、人家が2軒続いております。人家1軒の分だけしかここは、今、現在のところは183.5メートルの中に入っておりませんが、これは補助金の割り当てが28年度中に行っておりまして、この分だけをさしより入札を行ったというところでございまして、引き続き、今のほうに要望して、続けてしなければならないという危険性も伴っておりますので、今、要望して早急に次の残りの分も早急に行いたいという考えで、今進めておるところでございます。

関連工事でございますので、通常の災害と違いまして一部改良、改良といいますのは、川幅が狭いところを広くするといった工事内容になるかと思っておりますけれども、そういう改良を含んでおりますので、特別に災害関連工事と私どもは呼んでおりますけれども、そういった工事を行っておるとおるところでございます。

⑤に標準の断面図がございますけれども、この中でありますように、一部ピンクの真ん中の標準断面図がありますけれども、この部分を取ってブロック積みで補強するというような工事でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 2点聞いておきます。

これはたしか3月議会だったかな、申請を、二つの制度を予定して申請しておった。そのために、約、倍の予算立てだったと。だから、一方を落として約1億近くだったかな、減額しましたね。その辺をもう少し教えてください。

それから2番目。さっきのやつもそうなんです、町長が悩んでおったように、これは業者からすれば売り手市場なんですね。だから全然、そういう意味では競争原理が働かない。1社だけしか残らない。辞退あるいは棄権という形ですね。ということは、発注者側の見識といたしますか、発注者側の積算が十分これは適正なものになっておかなければ、町民に対して申しわけありませんね。これだけの災害だから、これはかなりの負担は覚悟しなきゃならんでしょうけれども、しかし、そこもやっぱり、透明性、公平性というのが担保されなければ、納税者のほうからすれば

やっぱり要らざる不信が起きますので、今後こういう悩ましい案件がずっと出てくると思うんです。しばらくはですね。だから、その積算が十分できているかどうか。

予定価格を公表しながら入札に付します。形式的に指名は11社したと。ところが9社は辞退、1社は棄権。何のことはない、予定価格を表示したのを1社でこのとおりとってくれと。結果としてそういうことになっておるんですね。今、ずっとそういう状態じゃないかなという気がしますが、それをなるべく、ここで競争原理というのはおかしいけれども、やっぱり競争原理が働かなければ何のための入札かということですからね。そこ辺はどういうふうに、きちんと積算をされておるのか聞いておきます。

まず一つは、変更になった理由ですね。そして、今度のやつはどれを採用したのか。総務課長のほうかな。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをいたします。今、中村議員がおっしゃられましたとおりでございまして、実際、関連工事といいますのは、通常災害の、足す、先ほど言いましたように改良部分ですね、河川を広げますよと。人家がありますものですから、河川を広げないと、その断面には小さ過ぎると。ですから家に被害をもたらしましたというような感じでございまして、私たち、通常災害は、この事業に限ってですけれども、通常災害は親災を普通の災害ですね、何カ所か崩れております、それを親災と私どもは言いますが、その部分はその延長の部分に対して2分の1以上なければなりません。全体の査定を受けるときにですね。100メートルあれば、まあ、これは金額なんですけれども、仮に100万としますと50万以上壊れたところがなくてはだめですよ。あと50万以内で改良する部分がなければなりませんというようなことから、通常災害の査定と関連の査定というのがありますものから、災害のほうの関連は査定で通りましたけれども、関連のほうまた別に、これは国土交通省、本省のほうで査定を受けなければなりません。そちらのほうで査定を受けて決定があったということなものですから、さきの3月議会では、たしか親災の部分は落としたと思います。それは通常災害としてみますよというようなことですので、先ほど言いましたが、あと残りの半分延長がございしますが、その部分についても、両方打ち合わせをしながらいかなければならないというところがございしますもんですから、それで進めていきたいと。で、早急に着工したいというようなところでございします。

それから積算についてですけれども、積算については適正で行っております。先ほど業者数がどうと中村議員おっしゃいましたけれども、今、私ども公共のほうでは、国交省あるいは県のほうから通達として、今度、業者、絶対数が足りないということは県のほうもわかっております。国交省のほうもわかっておりますので、それに対する経費ですね。例えば、遠方から来る交通費を見ろとか、宿泊するところを見なさいという通達が来ておりますので、今、私どもではそれも特記仕様書といたしまして、入札するときに仕様書をつけるんですけれども、その中に一言入れまして、実際とられたところと事前協議をしながら、それは変更として認められますよということですので、それで対応しているというところでございしますので、適正に積算はしておる

ところでございます。

入札につきましては、総務課長のほうからお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、私のほうから、入札に関しましてお答えしていきたいと思っております。

今回、御指摘のように11社を指名したところでございますけれども、9社が辞退、1社が棄権と。応札が1社だけという結果になってまいりました。ただし、これは予定価格の範囲内であり、かつ最低制限価格以上の額をもった申し込みであったというところで落札としたところでございます。

先ほど、設計のお話がありました。仮に応札者が全くなかったとしましたときには、本町の入札の事務要領のほうでは、違算、誤算が設計書なり仕様書にあったということであれば、指名業者については指名がえを行って、再度入札を行うというふうにいたしております。

ただし、妥当であるときには指名がえの指名を行うと。妥当だと、設計書が間違っていないということは、それは業者さんの御都合があっただろうということから指名外を行うと。ただし、妥当でないときには、もちろん、設計書、仕様書を修正して、それから、原則として指名業者については変更することなく再度入札をするというような形をとっております。

繰り返しになりますが、今回は1社応札がございましたので、そういったことで落札業者としてお認めをしたということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号「工事請負契約の締結について（名ケ川河川等災害関連工事）」は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時02分

日程第7 議案第54号 物品売買契約の締結について（山都町鳥獣処理加工施設物品一式）

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第54号「物品売買契約の締結について（山都町鳥獣処理加工施設物品一式）」

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、説明をいたします。

議案第54号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

平成29年6月8日提出。山都町長、梅田穰。

1、番号。山林政備第1号。

2、品名。別紙のとおりでございます。4枚目にありますので、後ほど説明します。

3、契約金額。993万6,000円。税込みでございます。

4、契約の相手方です。熊本市南区田井島2丁目1番38号。ホシザキ南九株式会社熊本営業所、松本英幹。

5、入札の方法。指名競争入札です。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページが物品の仮契約書となっております。

1、番号。山林政備第1号。

2、品名。山都町鳥獣処理加工施設物品一式でございます。

上記の物品について山都町とホシザキ南九株式会社熊本営業所熊本営業所長松本英幹とは、物品の売買に関して、以下のとおり契約する。

なお、この契約は議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経らないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

契約の概要でございます。

(1)の品名、規格、数量でございますが、4ページ目でございますので、ごらんいただきたいと思います。番号が1番から18番まで振ってございますが、5番は欠番となっておりますが、これは備品を削除したということで不要ということで、削除した分です。

それから、15番が欠番とありますが、14番にプレハブ冷凍冷蔵庫というふうに表記がございまして、これは一つの個体でございまして、少し錯誤がありまして、冷凍、冷蔵、それぞれ書いたものですが一体的なものですので14番にまとめたということで御理解をいただいております。

それから、10番でございますが、この10番のブラストチラー&ショックフリーザーにつきましては、急速冷凍庫ということで、冷凍時に、いわゆる肉汁が出ることを防止する専用の冷凍庫ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、16番でございますが、これは電解水の生成装置ということでございまして、内臓を取り出した屠体の内側等の洗浄に、より衛生的な水を使用するために生成する装置ということでございます。

全部で16品目でございます。もとのほうに戻ります。

(2) 契約金額は、先ほど言いましたので省きます。

(3) の納入期限でございます。平成29年8月31日です。

(4) 納入場所は、山都町米生地内。

でございます。

3枚目でございます。開札調書がございます。

8社、指名競争入札の結果ということで表示をしております。

それから、下のほうでございますが、入札金額のところ消費税の記載が間違っておりますが、総額は誤りではございませんので消費税のパーセントを1.08に修正をお願いしたいと思います。

それから、一番最後が、建物平面図のところに備品16品目の配置を表示しております。解凍室、加工室、包装・保管室等々に配置する予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 設備は大変万全の設備のようですが、問題は解体する職人の方々はどうなっているのか、ついでに教えとってください。これは、それなりの技術が要ると思いますね。これを食肉として流通させるということであれば、それが必要だと思いますが、そこは今のところ手当てはできていますか。これからということですか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 御質問にお答えします。解体する技術者につきましては、今のところ経験のある方を1名予定をしております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「物品売買契約の締結について（山都町鳥獣処理加工施設物品一式）」は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号 物品売買契約の締結について（図書システム一式）

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第55号「物品売買契約の締結について（図書システ

ム一式) 」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長(工藤宏二君) おはようございます。説明をいたします。

議案第55号、物品売買契約の締結について。

次の事業について、売買契約を締結することとする。

平成29年6月8日提出。山都町長、梅田穰。

1、番号。山教生工第1号。

2、品名。図書システム一式。

3、納入場所。山都町城原地内。

4、契約金額。918万円。税込みです。

5、契約の相手方。熊本県熊本市中央区大江5丁目17番26号。株式会社ソフトビル、代表取締役緒方良。

6、入札の方法。指名競争入札です。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページ以降に今回の売買契約についての概要を載せておりますが、初めに、この図書システムについて少し御説明をいたします。

図書システムとは、図書の管理をネットワークによりまして図書館本館と清和、蘇陽の各分館をつなぎ、一元管理することで、業務を円滑に行うシステムのことであります。

あらかじめ本や利用者の登録を行い、データベースとして管理することで、貸し出しやフロントでの受け付け業務をスムーズに行うことができるだけでなく、どのような本が多く読まれているかなど貸し出し利用者のニーズも把握することもできるものであります。

添付資料の3ページをごらんください。

町立図書館の平面図になります。右上が2階部分の平面図であり、ピンクの枠で囲っている中に小さく赤い部分があります。この場所に本町が使用しております図書管理システムの中核と言えます床置き式のサーバーと図書管理端末を、ちょうど窓口受付カウンターの下に置いていたところでした。

そのサーバーとは、図書館が保有する本や利用者のデータ情報を保存している、いわば図書館情報の心臓部に当たる機械であります。

しかしながら、昨年の熊本地震の16日、本震によってこのサーバーと図書管理端末が転倒、強打し、これによって機器の内部が損傷したことにより、パソコンが起動しない状況になりました。転倒直後の写真が4ページになります。震災後は図書の貸し出し業務に支障を来さないよう、利用者への貸し出し業務システムに限り、保守管理委託業者から代替品を提供いただいて、現在もその代替品によって貸し出し業務を行っております。

今回の図書システム被害により、新たに購入の必要があるものは1ページの5の物品内容に記載をしておりますとおりに、ハードウェアとしてデータを保存するサーバー1台と図書管理端末1台及びそれらのハードウェアの中に取り入れるソフトウェアのシステムとして貸し出し業務に使うサービス業務システム、どんな本が貸し出されているかなど貸し出し実績が把握できる実績管理システム、本や利用者を登録するための図書管理システム、登録されたデータを共同利用するためのデータベース管理、貸し出しや返却に在庫管理をする棚卸し管理システムの五つのソフトウェアとなります。

今回の物品購入につきましては、文部科学省の公立社会教育施設災害復旧補助事業によって補助率3分の2の補助を受けることとなります。本来、安定したシステムの構築を図るためにも、早急な改修を必要とするものでありますが、国の災害査定が本年2月に実施されたことにより、平成28年度内の納入が見込まれなくなったため、繰越予算の措置をとって、その後、入札業務を行ったところであります。

なお、入札結果につきましては、2ページの開札調書のとおり、過去において本町を含めた多くの県内自治体においてICT機器関連での納入実績があり、十分に信頼性ある6社を指名して5月19日に開札を実施しました結果、ごらんのとおりに株式会社ソフトビルが落札しましたので仮契約を締結したところです。

5ページ以降がその仮契約書となります。

なお、納入期限を本年12月28日としているところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 初歩的なことでお尋ねしたいわけですが、物品売買仮契約書ですね。これ、印紙はないですが、印紙というのはどういう形であったりなかったりするの、そこら辺のところはわかりませんが、手前のイノシシのところじゃ印紙がちゃんと張ってありましたですね。900万ですので印紙はなくていいのかなと。その印紙のことについて私も理解しておりませんので、この辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えします。印紙については、ちょっと明確なところは私もわからないところでしたが、前回、たしかこの印紙の件については御質問も前にあつておったかと思いますが、詳しいところはよくわからない部分あります。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 印紙につきましては、仮契約書であっても貼付の必要があるということでございますので、これについてはまた適正に、この後、処理をしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これは当然、900万ですので印紙があつてしかるべきというふうに思い

ますし、議会のこの席に出ているわけですので、やっぱりここは印紙を張った上で、そこら辺のところは慎重に今後やっていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） このシステムの導入によって、今後、保守管理どうなっているのか。あるいはその費用はどれくらいかかるのか。試算しておられたら教えてください。保守管理がどうなっているか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。保守管理の件についてでございますが、震災前から、今から20年程以上前からこのシステムを、矢部町時代からでございますが、導入をしているところでございます。その当時から既存のこのシステムについては、保守管理契約のもとで一定の機能的なものが果たしているかの保守契約をずっとしてきたところであります。

今回も、このシステムが導入に至ったときには、導入業者であるソフトビルのほうに今後も保守管理契約をしながら適正な運営管理をやっていきたいと思っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 今度これを更新するというのは、地震がなくてもする時期に来ったのかなという感じもしますが、ただ、その以前の問題として、地震があつて転落をして非常に傷ついたり、傷んだということは、その前にラックがきちんとなっておったのかどうなのかということですよ。これは今後、どんなに新しいのを入れても、そこがきちんとなっていないと、これは何もなりませんからね。

今、熊本の金剛あたりが非常に大がかりなそういうのを考案して、かなりの図書館とか、いろんなところに出しておりますけれども、そこまでいなくても、やっぱりきちっとこれを収納するラックが万全なものでないと、今度は当然そうなるだろうと思っておりますけれども、これがなかったところにこんなことになったじゃないかと。あれだけの地震があれば、そこをやっておつても土台から倒れたんだというかもしれませんが、この写真を見ると、どうもその辺は、いわゆる耐震上の防災の意識が十分でなかったんじゃないかという気がします、これを見ると。すぐ棚から落ちてしまうというようなことになってしまったんじゃないかと。ということであれば、そこはきちんとしてほしい。

そして、今後の保守管理については、これまでどおりソフトビルがやるわけですね。そこまできちんとしておればいいです。今からということでは泥縄式になりますからね。だから、まずは今度設置する棚がどうなるのか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） この写真でもごらんのとおり、先ほども申し上げましたとおりに床置き式と、ただ置いてある状態であったのが現状でございました。そのことによって、今回の震災によってこうした状況で倒れてしまったわけでございますが、仮契約しておりますソフトビルさんにおきましては、仮契約の仕様書の中にも少し書いたりしながら、指示もしておりますけれども、床置き式にはなりますが、ビス止めで床に固定してボルト締めというふうなことで

の指示をしておいて、今後こうした地震等があっても倒壊しないような対応ということで、今、指示をしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） この工期ですけれども、6月の十何日から12月28日ということはかなり長い期間を設けてあるなというふうに思っています。実際に、災害で倒れたこれを、今のところ、先ほどの御説明だと、今の業者さんから代替品を借りてやっているということでしたが、本当にそういうことでスムーズに貸し出し業務が行われてきたということはいいいことですが、その間に、やはりこの修復というのは国の補助金等々もにらみながらやらなくてはいけないというふうな、本当に中枢のところの図書システムであるというふうに思っています。なので、なぜこの工期が12月28日みたいな悠長なこと書いてあるのか、ちょっと理解ができません。

それともう1点、そういう災害があったのを、私、余りよく知りませんでしたので、ただ、災害の後、いろいろ、今、壁等々の工事も入っておりますけれども、貸し出し業務とかには余り差しさわりがなかったのかなと思っていたんですが、実際こうであったと。そして、昨年の震災後、秋に蘇陽分館が蘇陽支所の中に移転しましたが、非常に時間がかかるというふうなことをスタッフが言っていたんですね。それもこういうふうなことに関連していたのかということがおわかりでしたらば、御説明お願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 初めに、納入期限をことしの12月28日までとしておりますこと理由でございますが、既存のソフトが、これに書いてありますとおり、五つほどのソフトシステムがあるわけでございますけれども、そのうちの一番上に書いてございますサービス業務システムについて、これはいわゆる窓口に来館された方の利用の受け付け、それから、貸し出すという業務になります。ですから、この部分だけは、もう目の前のことですので、それだけとはにかくやって、貸し出し業務をやらにやいかんものですから、この業務だけを、それまで管理業務を委託をしておりましたソフトビルさんから借りて、今運用しているところでございますが、ほかのシステムについては機能的にちょっといけない状況でございます。ずっとこうした状況でサービス受付業務システムのみを借りている中で、ほかのシステムを含めて、バージョンといいますか、OSが、いわゆるXPバージョンであったわけです。サーバーと端末機械ですね、それが昔のXPバージョンと。これも御承知のとおりと思いますが、サポートがもう今現在ない状態でございますので、このソフトについては、前の壊れたハードディスクと端末のXPにあわせたところでのソフトになっていたものですから、そこが利用できるのかどうか、ずっとこの期間、確認しながら、震災以降やってきたところでございます。

そして、それがなかなかこれは対応できないと。新たにソフトもWindows 7以上の機械になるわけでございますが、原形復旧をするハードディスク端末の機能的なものにソフトのほうもあわせる必要があるということで確認いたしまして、前年度に予算等もとりながらやってきたところでございます。

そして、この予算をとりながらソフトシステムを開発するにおいても、今現状のやつとXPバ

ーションにあわせたソフトシステムになっておるものですから、それをWindows 7以上の現在のOSにあわせたシステムに改修する必要がありますので、これから半年ほど納入期限がかかるということになります。

おっしゃられた蘇陽分館のほうで、起動してから立ち上がって、起動するまでに少し時間がかかるということがあるということもお聞きしました。これも少なからず、そうした震災のシステムの影響もあるかもしれませんが、あと一つ、機能的にあそこが蘇陽支所内の図書館分館、あそこの機能的なもので、本館とかで使う分とは少し時間がかかるということがもともとあったりしているということは聞いております。これは情報系のほうもそういった話も聞いておりますが、個人的に私どもが職員として扱っている通常のパソコンでの起動とは少し違って、ちょっと時間がかかるという話は情報系のほうから聞いております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 専門的なシステムと機械の導入ということですが、まず最初に、この設計仕様書はどこで作成されましたか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 私どももこのシステム自体については余り詳しいところは確かにございませんので、現状、ずっと委託しておりますソフトビルさんのほうと協議しながら、こうしたものが必要であるということで。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 地方自治法では設計した方は入札に参入できません。これが基本です。それで、そこはきょうはよしとします。

ただ、このハードディスクです。先ほど、Windows XP、これはもうマイクロソフト社が期限切れで使えんと言うておりますが、しかしそれにしても、Windowsのサーバーが2012、かなり前のやつでしょう。そしてハードディスクが500ギガ。今は通常、テラ単位です。それからしますと、当然に後ほど追加が出てくるというふうに考えられます。そのようなことのチェックはされましたか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） この仕様、機能的なものにつきましては、結構古いんじゃないかということですが、今回、文科省の災害復旧事業によって、これは震災によつての復旧事業でやります関係上、原形復旧というのが基本となっているところでございます。査定によりますと、原形復旧というのが最新版ではできないということでもあります。いわゆるもともとの製品により近いものであることが条件ということになっておりますので、そこは査定課のほうからも厳しく、私どもの要求どおりにはできなかつたということで、こうしたもので、この製品でないと補助としては受けられんということが確認できております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 災害復旧で原形復旧というのはそうかもしれませんが、先ほど河川工事でも応用はちゃんとあっております。と同時に、やはり4番からも指摘がありましたが、収入印紙の問題、それと入札の関係、いろいろございます。やはり、今後こういったことがないように要望しておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「物品売買契約の締結について（図書システム一式）」は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第9、議案第56号「工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、御説明をいたします。

議案第56号、工事請負変更契約の締結について。

平成29年第1回定例議会において議決された、上鶴線道路改良工事のうち、契約金額1億5,444万円を1億5,846万2,970円に変更することとする。

平成29年6月8日提出。山都町長、梅田穰。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次、お願いいたします。概要でございます。

1、工事番号。民安28国第2号です。

2、工事名。上鶴線道路改良工事。

3、工事場所。山都町田小野地内。

4、当初契約年月日。平成29年3月17日でございます。

5、工事内容でございます。施工延長680メートル。改良は680メートル、舗装はゼロでございます。幅員5メートル。掘削土工1万1,116立方メートル。盛土工2,982立方メートル。植生工、植生マット、張り芝でございますが、1,649平方メートルです。モルタル吹付工が283平方メートル

ル。L型擁壁工、これは直高Hが1,000～2,600、L＝82.5メートルでございます。井桁ブロック積工、これは控えが1,200、A＝405平方メートルでございます。大型ブロック積工、控え900、A＝140平方メートルでございます。道路用U型側溝、300型が411メートル。同じく500型が140メートルでございます。下層路盤工が2,234平方メートルでございます。

6、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町杉木465－1。大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

次のページが仮契約書の写しとなっております。

4番に変更工事請負額としまして、増額の402万2,970円となっております。それに係る消費税が29万7,998円です。

次に、平面図、位置図等を上げております。全体の延長は2,220メートルのうち、今回が680メートルというところでございます。

次に、標準断面図を上げております。上のほうが切土、盛土を兼ね備えた分の標準断面図、下のほうは盛土を中心とした断面図になっております。

その次に平面図を上げております。ピンクの部分を行うと。ピンクの着色をしてありますが、この部分がブロック積みだったり、盛土工だったりということで、多少ちょっと小さくて見えづらいかと思えますけれども、そういう工事の内容になっております。

これにつきましては、工事の内容というよりも、先ほど皆さん方に契約の承認をお願いしたところでございますが、今回の災害において、どうしても機材あるいは資材の入手が困難なところが出てきております。それに伴うところの歩掛かり等の増です。

それから、経費ですね。復興係数といいますが、現場管理費とか共通仮設費がまたそれで上がっております、1.1ぐらいですね。そういったところでの積み上げをしますと、これだけの金額になったというところでございます。

それで、この中で言いますと、交付決定額というのは決まっておりますものですから、その中で増額というのはなかなか難しゅうございます。決定額、予算額がございまして、この防衛事業は事務費がございまして、一部の工事を削ってその事務費で調整をしておるところでございまして、御承認をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）」は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第57号 工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第10、議案第57号「工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは御説明いたします。

議案第57号、工事請負変更契約の締結について。

平成29年第1回定例議会において議決された、水の田尾下鶴線道路改良工事のうち、契約金額1億2,441万6,000円を1億2,894万5,929円に変更することとする。

平成29年6月8日提出。山都町長、梅田穰。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをお願いいたします。

1、工事番号。民安28国第1号。

2、工事名。水の田尾下鶴線道路改良工事です。

3、工事場所。山都町北中島地内。

4、契約年月日は、平成29年3月17日。

5、工事内容としましては、施工延長は900メートルでございます。改良900メートル、舗装が720メートルでございます。幅員は5メートルです。掘削土工4,970立方メートル。盛土工が1万583立方メートルです。植生工、植生マット及び張り芝でございますが、6,445平方メートルでございます。道路用のU型側溝が300型が595メートル。それから、400型が157メートル。ガードレールを402メートルしております。アスファルト舗装工が3,710平方メートルとしております。

6、指名業者名が熊本県上益城郡山都町千滝222-1。株式会社尾上建設、代表取締役尾上一哉でございます。

次に、変更契約書の仮の契約書をつけております。

変更工事請負額が452万9,929円でございます。それに係る消費税が33万5,550円となっております。

続きまして、位置図をつけております。

その次に、標準の断面図です。切り盛りの標準断面図をつけております。

続きまして、また少し小さいので見にくいかと思っておりますけれども、ことし計画の平面図をこれに載せております。

工事内容につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。これにつきましても、先ほ

ど上鶴線で説明しましたように、同じ内容による経費等の見直しによる増額でございます。この中では、先ほども言いましたが、先ほどはU字工を削減して調整しておりましたが、この部分につきましては、舗装の面積を少しへずりまして、あと、事務費と調整したところでございますので、よろしく御承認をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 参考のために聞いておきます。工事請負契約には、工事番号、工事名、工事場所、工期、請負代金があつておまして、それに変更があつたときに今回の変更契約があります。その中で、工期に変更があつた場合に変更契約をされますか。その点について。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 工事請負契約には、工事番号、工事名、工事場所、工期、請負代金が記載してあります。これに変更があつたときに、きょうのように変更契約の議案が出てきますが、工期に変更があつたときも変更契約の議案として提出されますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 議決案件としましては、今、提案しています工事金額ですとか、業者名とか、そういったことになりますので、工期の変更につきましては、仮に変更があつた場合は議決案件ではないという判断でございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 以前は、工期の変更については理由をつけて変更契約をしておつたというふうに理解しておりますが、工期について契約変更をせんとするならば、執行部の自由裁量となってくるとは思いますが、そこはどうですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 工事の履行につきましては、工期というのは重要な部分であるということは御指摘のとおりでございますけれども、議決の案件としましては、工期までは。一応、資料、概要としては御説明は申し上げますけれども、議決案件ではないという判断をしておりますので。確かに、議員おっしゃったように、以前は工期変更でかけてあつた案件もあつたかもしれませんが、今現在、例えば、繰り越しがかなり生じております。これについては、ほぼ全件工期の変更となっております。この件で、私ども、その見解を調べましたところ、工期の変更につきましては、議会の議決に付さなくてもよろしいというような判断に立ちましたので、それに基づいて執行しているということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） ちょっとだけ聞いておきます。さっきの議案と一緒に。まず、こういった変更になつた分の400万、450万ありますのは、この理由としては経費が非常にかつた。

その財源としては、1件は事務費を削減しながら回していく。1件については舗装の延長を短くしてこれをする。その財源はそれとしても、やっぱりこれだけ出てくると変更した部分については、口頭でするよりも450万、400万の、細部にわたって提案して、増額の変更をもらうということが必要でないかと。

もう1件、今、工期についてはというのは、じゃあ適正工期で、今まで工期を延長したと。そういったときに、やっぱり適正な工期をやっている。これを、工期を延ばしてしまったという、やっぱり町としては、受注した業者というものは自分が町から発注されたものについては受注をし、そして、立派な製品を町にまたお返しすると。そういった部分が、工期が議決の必要ないということならば、じゃあ町のほうで勝手にしてもいいなど。言いかえればそういったこととなりますので、少し心配しているところですが、先ほどの一つ目についてお答えをしていただきたい。

(自席より発言する者あり)

○議長(中村一喜男君) 答弁はいいですか。

(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑ありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番(工藤文範君) この工事契約そのものについて御質問はありませんけれども、関連して町長に質問をさせていただきたいと思えます。本日、4件の工事変更の契約の承認が出ました。これは1億円、5,000万以上の承認ですけれども、この路線について見てみると、蘇陽地域の路線は1本もありません。5,000万以上の議会承認が必要ですがけれども、近年、蘇陽地区から議会承認に上った路線というのは、私は近ごろは記憶しておりません。もう、とにかく1億なんかいう金額なんか、想像もしませんが、そのようなところでは。

やはり、旧町村が合併して均衡ある発展をするためには、それぞれの地域にそれぞれの予算配分を考えていただきたいという思いがします。

議会としても矢部地区、それから、清和地区、蘇陽地区で、それぞれの主要道路を設けて、それぞれの地域で1億円ずつは改良を進めていくというふうなやり方をしてもらわんと、全くできないところは、ただかけ声だけで予算はあっても減額になって、進んどらんというのが現実ですので、委員会としても、やはり、旧町村ごとに組んでやってくれというふうな、この前、議会報告もいたしております。

ですから、町長がかわられましたので、そのところ、町長の考えを、方針をお聞きしたいと。今後の取り組み方針をお聞きしたいと思えます。

○議長(中村一喜男君) 町長、梅田穰君。

(自席より発言する者あり)

いや、関連しますので、町長から答弁をいただきます。

○町長(梅田 穰君) 今、工藤議員からありましたが、今までの継続事業、大川大矢線等々については、先ほど私も現場を見に行きましたが、先ほど、皆さんからの質問でやっと納得したなという思いではありますが、非常にわかりにくい今回の提案かなというふうに思っております。

今、言われますように、またあとの二つの上鶴線、水の田尾線等々につきましては、防衛庁の予算の中でということでございますので、これについては御勘弁願いたいと思いますし、名ケ川につきましても、今回の緊急な水害等による工事の請負契約であるということでございますので、今回の4件につきましては、御了承いただいたものという思いでおりますが、今後につきましては、まずはここ二、三年は、先ほどから言いますように、大変な緊急な災害復旧工事をしなくてはならないということで、大型の改良工事等々は非常に難しい部分があるのかなという思いでおります。

しかしながら、工藤議員言われますように、均衡ある予算の配分は十分考えていかななくてはならないという思いでおりますので、今後の改良事業等々につきましては、また皆さんの意見等も聞きながら、バランスのある予算の執行をしていきたいという思いでおりますので、このような答弁で御勘弁願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど、4番議員の印紙の件で、私が必要であるというような判断をいたしました、必要であるというふうにお答えいたしましたけれども、物品売買の場合、消費税が導入された際に、二重課税になるということで、印紙税のほうは不課税という判断だったというふうに思っております。

今回、例えば、継続して、例えば10月なら12月までとか、1カ月ずつ物品を継続して購入するような場合は、印紙税法の課税対象になるということになると。済みません、ちょっと混同しまして。単発の場合は、1回限りの契約で購入するという場合は不課税ということになりますので、逆に鳥獣処理加工施設のほうをちょっと精査をしたいなと思っております。

○議長（中村一喜男君） これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号「工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）」は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までをお願いします。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時52分

6 月 13 日（火曜日）

平成29年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年6月8日午前10時0分招集
2. 平成29年6月13日午前10時0分開議
3. 平成29年6月13日午後3時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 12番 中村益行議員
- 2番 藤原秀幸議員
- 11番 田上 聖議員
- 4番 後藤壽廣議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 | 10番 稲葉富人 |
| 11番 田上 聖 | 12番 中村益行 | 13番 佐藤一夫 |
| 14番 中村一喜男 | | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副町長 | 岡本 哲夫 |
| 教 育 長 | 藤吉 勇治 | 総務課長 | 坂口 広範 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 橋本 由紀夫 |
| 会計課長 | 藤島 精吾 | 企画政策課長 | 本田 潤一 |
| 税務住民課長 | 田中 耕治 | 健康福祉課長 | 山本 祐一 |
| 環境水道課長 | 佐藤 三己 | 農林振興課長 | 荒木 敏久 |
| 建設課長 | 後藤 誠輝 | 山の都創造課長 | 檜林 力也 |
| 地籍調査課長 | 玉目 秀二 | 老人ホーム施設長 | 藤原 千春 |
| 学校教育課長 | 渡邊 尚子 | 生涯学習課長 | 工藤 宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫 厚文 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、あす1人としてしたいと思います。順番に発言を許します。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 皆さん、おはようございます。早いもので、あっという間に、ことしも半年過ぎようとしております。この間、安倍政権によって、軍国主義化、国家主義化が一段と強められた半年でもありました。そしてまた、首相のお友達に便宜を図るといような、政策が私物化された、それが問題になった年でもあるし、それをよそに一方では、お上に立てつく、あるいは、都合の悪いことを言ったりしたりする者をテロ防止という口実で、共謀罪法を強引に成立させようとしておる。まさに民主主義が瀕死の状況に置かれたこの半年でもあったと、そう思います。私どもは、子や孫のために、何としても平和で豊かな未来を送るために、こんな独裁政治とは徹底的に対峙しながら抵抗を続けていきたい、そう思っております。

数点、質問いたしております。梅田町政が始まって、3カ月ですか。提案理由の中にもいろいろ感ずるところがあると。そしてまた、改善すべきところもあるやに感じてるとということが述べられております。そのことを皮切りに、まずは、この前ありました政策審議会ですか。私はいろいろ考えまして出席しませんでした。そんなことを聞きながら、同和問題、環境問題、そういうことをお尋ねしてまいります。よろしく願います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） それでは、ただいま申し上げましたように、早速、梅田町長に、具体的に通告はしておりませんが、この3カ月を振り返りながら、提案理由にも書いてありましたようなことを、具体的にどういところを改善したがいいか、そういうことを感じておられる点があれば簡単に教えてください。

ついでに、政策審議会についても、これは通告しておりすように、その性格や位置づけ、また、補足があれば、副町長のほうから願います。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。さきの議会の冒頭、お話をしました。ちょうど今、中村議員からありましたように、3カ月を過ぎたところでもあります。いろんな議員さんの今回の質問書の中にも、経済人としての町の役割、どう感じとるかというようなことでありますが、

優秀な職員がたくさんおる中で、やはり決定は、スピード感がないというのが実感であります。それと同時に、政策提言がなかなかされません。私も選挙運動の期間から、また、就任以来、有機農業の方、また、若い農業者の方々といろんなお話をしながら、提言をお願いしますと言いました。スピード感を持って、若い農業者、有機農業者の会の方々、素早く自分たちの思いを提言していただきました。

3月の定例議会、骨格予算というようなことで皆さんに全て承認をしていただき、今、3カ月を過ぎておるところでございますが、6月の議会に対する提案、34億強だという思いでおりますが、これにつける肉づけに対する職員の真摯な意見がなかなか伝わってこなかったのが、この2カ月、4月から5月に向けての思いであります。一生懸命やっておるのわかりますが、具体的に何を骨格予算の次にするかのなかなか説明もない中で、予算編成が過ぎたと。これはもう私の非力の致すところかなという思いでおりますが、もう少し丁寧な説明責任を持つ職員になってほしいなという思いでおります。

各課長、支所長にもでございますが、指示をしておりますのは、風通しのよい、やはり課の中、支所の中で、問題提起と話し合いができる職場をつくってほしいということを今お願いしとるところでございます。必ずや立派な政策提言ができる職員が育ってくれるものという思いでおります。それには、私を含め、議会の皆さんにもお願いをしたいなという思いであります。問題提起を私にもですが、職員にもしていただきたいなという思いでおります。なかなかその場その場におれば、周りのことが気づかない職員、課長含め、そのようなことでないかなという思いでおりますので、ぜひ皆さんのほうからも、叱咤激励と提言をしていただきたいなという思いでおります。

先ほどありました政策審議会のあり方というようなことでございますが、5月19日に議員の方々にお知らせをしながら、お集まりをいただきました。これも正式な名称ではございませんが、私が12月末の出馬表明以来、思いを描き、皆さんに訴えをしてきながら、そして、当選をさせていただきました。今後4年間の中で、私の思いを実現したいなという三つの思いを、プロジェクトチームを発足させながら、4月に指示をしながら、今に至っておるわけでございますが、その思いを議員の皆さんにもお伝えをしながらという思いで、会議は政策審議会となっておりますが、一番町内を知り尽くしておられる皆さんと意識を共有しながら問題解決に当たりたいという思いの中で、今回の会議を設けさせていただいたところでございます。

審議会の冒頭にも、後藤議員のほうから議会軽視じゃないかなという話もございましたが、決してそうではないという思いでおります。議会の皆さんと町政の問題、共有をしたいという思いでおりますし、私が訴えてきたことを実現するには、皆さんと一体となった中での議論をしながら進めてまいりたいという思いでおります。

日ごろから地域の中に精通をしておられる皆さんの意見を十分にくみ上げながら、行政の中で、また、議案として提案できるような、提出できるような議案をつくり、議会の方々にもお願いをしたいという思いでございましたので、名称的にはこのような形でございますが、何も法的な問題があるわけでもございませんし、皆さんにお願いをしながら集まっていたいただいたというのが実

情でございます。

今後につきましても、適宜必要であれば、お願いをしたいなという思いでおるところでございます。皆さんの意見を聞くことによって、政策形成が十分になされ、政策の中に反映していきたいという思いであります。重要な事業、課題の進捗状況など情報を積極的に皆さんにも提案、提供することによって、議会と執行部における政策の議論を深めていきたいなという思いからでございます。

そういう思いの中で、今回このような形で1回目の会議を開催させていただきました。3月議会においても、議員の皆さんとの意見交換の場をできるだけ持ちたいと表明したところであり、今後とも、議会との円滑な意思疎通を図ってまいりたいと、そういう思いの中で、今回の審議会を開かせていただいたところでございますので、御理解をいただきたいなという思いであります。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 今、町長の御答弁、ある意味では、我々議会にも大変耳の痛い話でもあります。政策提言がないと。我々議会は振り返ってみますと、批判だけ、チェックだけしておればいいんですね、ある意味では。しかし、議員は単なるチェックでなくて、積極的な、建設的な政策提言もしていくべきだということで、それぞれの委員会で勉強会もなさっておりますけれども、結果としては、おっしゃるとおりの結果です。そして、せんだってまでは反対のための反対みたいなことが続いてきました。非常に不毛な議会でもあったと反省をいたしております。

それから、職員に具体的な政策提言がないという、その原因は、こちらのほうは副町長さんにお尋ねしたいと思えます。これは大事なところですので、簡単に教えてください。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） まず、政策審議会の性格と位置づけについて、先に述べさせていただきたいと思えます。町長も申しましたとおり、政策審議会は条例等、法令に基づく会ではございません。あえて言うならば、執行部、議会との任意の協議の場と言えるのではないかなと思えます。

そのあり方なんですけれども、町長の答弁と少し重複しますが、できるだけ政策、事業に関する情報を議会の皆様に提供しまして、議論を深めていきたいという思いでございます。あくまで議会の本来の議論の場は本会議であり、委員会であります。そういった場で、より深化した政策論議ができるように、情報提供を積極的にしていきたいというところからの設置でございます。

それから、もう一つ、本会議に先立って政策審議会を開きましたのは、政策なり事業が固まる前に、まだ、議会のいろんな意見を政策に反映する余地がある段階で協議したほうが、議会の意見を今後の政策に反映できるかなという思いでございます。

それから、職員からなかなか政策提言が上がってこないということがありました。これについては非常に反省するところでもありますが、できるだけ、特に若手職員から政策論議、提言があるような場づくりに努めるように、庁議等を通じて申しておるところであります。政策提言することによって職員のモチベーションも高まると思えますし、また、政策形成能力、人材育成にも

つながりますので、今後、一層心してそういった環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 大体わかりました。政策協議会というのは、おっしゃるとおり、これはあくまでも非公式、任意の協議会ですね。これが恒例化していくと、また、一方では、私は弊害も生まれてくると。私は、これは決して否定するものでないけれども、取り扱いによっては、あるいは受けとめ方によっては、もろ刃のやいばだと言ってまいりました。一方では、今、お二方がおっしゃったような積極的な意味があります。これは評価します。

しかし、一方では、事前審査みたいなことになってしまって、議会と執行部の密室のなれ合いの場になってしまう。民主主義の要諦は、公開、そして、プロセスを有権者に示していく、明らかにしていく、これが大事なんです。公開の原則、プロセスを大事にするということ。今、安倍政権が一番問題にされているところはそこなんです。どこでどう決まって、お友だちには適当にお金を何十億と流してやるようなことが、それが今、一番問題になっておる。

だから、この公開の原則というのが損なわれないように、そして、どこまでその政策を事前に示して、議会に了解を求めるのか。これはあくまで最終的に議会で、公開の場で論議をし合う。そこで議員も勉強しながらチェックをしていく。そして、チェックをする中で、具体的な問題提起になるということだろうと思うんです。

一方で、一番の政策集団である職員から余り積極的なものが出てこないと言われる最大の原因は、私は職員にあると思いません。この国の戦後政治の文化がそう成してしまったんです。これは副町長が一番御存じだと思いますが、補助金行政で、霞が関が縦割りでがんじがらめに地方まで縛ってきました。そして、がんじがらめにして、この霞が関の官僚たちは非常に優秀ですから、事細かな法律をつくりながら、法令をつくりながら、法律と同時に制度をつくって、制度と同時にその裏づけの補助金をつけてくるわけです。もう地方は考えなくてもいいような、そういう体質化が、この町だけではありません。日本の自治体全体がそうになっている。これが一番問題なんです。

政治改革と言われますけれども、そこにメスを入れなきゃならない。そういうがんじ絡めの官僚支配がやっと政治主導に戻ってなんて言いながら、今度は官僚と癒着をして、官僚は一人の権力者にそんたくをして悪いことばかりやっている。1にも2にも、やっぱりプロセスが明らかになって、有権者の前に公開されていくというのが非常に大事なことです。しかし、それが今言いましたようなシステムの中で、みんな私たち議会も含めて硬直化して、そのシステム化された中に私どもは生きてきたと。これは、私は自戒を含めて言っているんです。

そこを十分理解した上で、その前提の上に立って、だからこそ、今どうやるか。地方創生というのは、そういうところから一步踏み出すべきだと。地方で具体的なことを考えてくれと。地方創生にしましても、つかみ金でやると。ある程度、ひもつきにならない形で、自由裁量がそこには入ってきた。だから、これを機に、意識改革をどうするか。これは梅田町長が外からぼんと入ってきて、とても痛切に感じられたというのはそこじゃないかなと。そういう意味で、これは大

きな問題提起として私どもは受けとめておきます。

とにかく、この政策審議会というのは決して悪いことはないけれども、これを恒例化して、そして、事前審査の場になってしまわないように、町民の前に開かれた町政であってほしいということで、私からのこれに対する意見を述べさせてもらいました。

2番目、同和問題について聞きます。まだまだ部落差別意識は根強いものがあります。

私はこの前の同和保育所と他の保育所を統合するときの名称変更のプロセスを見ておりますと、やっぱりなということが強く強く感じられました。これは福祉課長にいきなりお聞きするのは酷かと思えますけれども、同和保育所というのは一体どうして建てられたか。これは何回も私はここで言ってきましたけれども、いま一度お尋ねしておきます。不十分であれば、副町長なり、あるいは教育長なりからも補足してください。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） おはようございます。今の質問にお答えしてまいりますけれども、この質問が参りまして、前の書類等を調べたところでございますけれども、昭和57年に非常に苦勞されたというのは、書類を見て、すぐ感じたところであります。やはりその当時の環境は、なかなか厳しいものであったということで、繰り返しになりますけれども、その「ともに生きる」と、発達保障まで含めたところで、皆さんの頑張りがありまして、昭和57年に、いろいろ議会でもかなりの紛糾があつてできたものというふうに思っております。

設立につきましてはそのようなことで、言葉が足りませんけれども、そういうふうなことで今、勉強中でございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） いきなりにわか勉強しなきゃならないということも、私は一つ残念なんです。これは後で出てきます環境問題と同じですよ。全体で共有すべき課題なんです。だから、私はこれまで工藤町政、その前の甲斐町政、ずっと言い続けて聞きました。行政総体としての課題としてくれと。これは、同和対策特別措置法が生まれたときに、同和問題は行政の責務である。国民一人一人の課題であると。これを克服するために、この特別の法律をつくると言ってきましたので、これをずっと行政の皆さんには、耳にたこみたいに入ってきたものと思っております。

しかし、現実には、その行政側の職員一人一人が、先ほどの町長の話のように、課題意識がない。課題意識がないというよりか、むしろ反同和的な意識を持って、人権集会あたりに全く出ないと決め込んでいる職員もいます。だから、名指しをされると、にわか勉強しなきゃならん。あなたが悪いと言っているんじゃないんですよ。これは一般論として、私はこれを申し上げておるんです。

やっぱり今、課長が言いましたように、いわゆる部落の子は小学校に上がった時点で、余りにも格差が大きい。これは学力格差、あるいは健康格差ですね。そういう現実を目の当たりにして、その当時の親たちが、自分たちが受けてきたこの差別、被差別の涙を二度と子供たちに流させたくないという思いから、幼児からの発達保障の場をつくろう。これは決して部落の子ばかりじゃ

ない。体にハンディを背負わされた、いわゆる障害児やいろんな経済的な理由で保育所に預かってもらえない家庭の子供たちもみんな、そういう子供たちの発達と保障の場、決してこれまでの子守保育じゃなくて、教育として、一人の人格として育てていこうと。そういう場として発足したんです。これは最低それくらいのことは、皆さん頭に入れておってください。ただ頭に入れただけでは、これは建前になってしまいます。みんな建前は立派なことをおっしゃる。それが本当に血肉になって、自分のものになっているかどうか。

二、三日前まで、熊日に水俣病の患者さんたちの闘いのことが、シリーズでずっと載ってきました。世間からいろいろ言われる激しい闘い。あれまでしなければ、みんなが自分のこととして受けとめてくれないということが、あのシリーズが訴えた大きなテーマだったと思うんです。石牟礼さんにしろ、あるいは、作家の渡辺京二さんにしろ、患者さんと一緒に生きながら、最後まで闘い続けていくと言いながらも、渡辺京二さんあたりは、やっぱり自分は他人でしかなかったという深い反省、これは非常に重たい深い言葉なんです。

私たちが、部落差別はひどいと、こんなにまだ差別があると。私が幾ら言っても、本当に被差別の人の本当の気持ちを私がわかるはずがないんですよ。やっぱり建前にしかなりません。そういう反省を持った中から、この同和問題には取り組んでほしい。それがいいから、建前で、保育所を統合するときに、いろんなことを言って、結局、ふたをあけてみると、名称を公募しましたけれども、170対6か7ぐらいの、そういう実数を根底からひっくり返して、7のほうをとってしまったという結果。何を物語っているかと。それについて、副町長、何かお考えはありますか。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 名称について、矢部同和保育園についての地域の皆さんの思いというのは、深く受けとめております。ただ、保育園の名称については議会にお諮りし、審議会の中で民主的に決められた名称と捉えております。前町長も名称決定するに当たって、また、名称をどういった方法で検討するかということで、非常に苦慮されておりました。そして、答申が出た後も、どうするかということは非常に苦慮されておりましたが、選考委員会で答申された名称ということで尊重して、新たな名称をつけられたと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） もうこの問題で論議しておればエンドレスになりますので、時間を多くは割きたくはありませんが、副町長、あなたのおっしゃるのが形式論ですよ。実態はそうじゃないでしょう。あなたが一番知っているはずだ。そして、審議会にかけましたと。審議会に保育所の設立経過を知っている人はほとんどいないんですよ、今、私がさっき言ったようなことを。心にとめている人はいないんです。それを、全部審議会に任せました、審議会に丸投げをしたという形で、やっぱり結論ありきの結果を出していったんですよ。そういう建前はよしにしてください。

それでは、次に参ります。

環境問題ですね。もう大変なことが起きてしまいました。アメリカ・ファーストを言うトランプのパリ協定離脱という、きのうはG7の環境会議が終わりました。ここでもやっぱり全会一致

とならずに、やっぱりアメリカが世界の潮流に弓引くような形で、苦情ばかり言っている。協定書には、アメリカの言い分を欄外に少し入れた形で、全体を取り繕った結果だろうと思います。

パリ協定ができたときは、これはオバマさんが提案しながら、人類の喫緊の課題だと。これは一つの国や一人の人間の利害を超えた、まさに地球破滅の瀬戸際に来ているという認識が世界の国々が持ったわけです。温暖化によって、南の島はもう水没しようとしています。日本だって、完全に今後この気温が上がれば、大都市の半分は海に浸されてしまうと言われる状況です。それに地震、津波が来たら、ひとたまりもない。それを何としても抑えていこう、CO₂、温暖化ガスを発生させないようにしよう。

一番発生させているのは火力発電所。火力発電所は重油や石炭を使いますね。もちろん、鉄鋼も重油や石炭を使います。CO₂を一番発生させるんです。しかし、それを抑えるということは、アメリカの基幹産業を衰退させると。基幹産業にはもうなっていないと思いますよ。しかし、トランプはそういうことを言って、離脱をして、世界の潮流にその弓を引いている。けしからん話です。これで人類の滅亡を早めるみたいなことになっては絶対いけません。

私はここで、そのパリ協定のことをここで論じるつもりじゃありません。そこから考えられるのはどういうことかという、これは古い言葉ですけども、環境問題というのは地球規模で考え、足元から行動するという。足元からの行動はどうなのか。一人一人がおのれ自身がどういう生き方をするのかということにかかってきますが、行政体としては、その条件整備をどうしていくかということなんですね。それについての環境条例をこの町はつくっております。合併前に、私は、旧矢部町時代、環境条例の骨格をつくらせてもらいました。その運用が現実にどうなっておるのか。これは福祉課長……、環境はどこかな、少しお尋ねしておきます。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。環境問題の現状と課題ということでございます。環境の分野については、環境衛生だけでなく、農林業、観光、また、建設のほうでも、これに配慮した事業のほうに取り組んでいるところではあります。

今回の答えとしましては、私どものほうで所管しております環境衛生の分野での現状と課題について、それから、ことし新たに取り組むこととしております地球温暖化対策実行計画、これは事務事業編と言われるものですが、これについてちょっと触れさせていただきます。

環境衛生の分野では、主な関連事業として、合併処理浄化槽の整備推進、それから、太陽光エネルギー発電等の設置者への助成、それから、河川の水質検査、町主催による一斉清掃、環境学習などの環境保全に関する普及、啓発が主なものになります。

まず、合併浄化槽の設置実績では年々減少傾向にあります。平成28年度の実績では35基です。28年度末での町内での総設置基数は約2,300戸で、生活排水処理率は58%となっております。今後は、単独浄化層からの転換にも目を向けて、さらに推進を図っていかねばならないというふうに思っております。

それから、太陽光エネルギー発電の設置実績は、平成28年度では20件、それから、太陽熱利用システム——これは天日風呂ですね、のほうでは24件の実績でした。数字として、これは平成16

年の合併後の数字ですけれども、総設置基数として、太陽光発電のほうが171基、それから、太陽熱のほうが135基の実績となっております。

今後の課題としては、先ほど、議員さんのほうからも話がありましたけれども、町民個人、地域での環境保全に対する意識、それから、関心を高めてもらうことが、この分野での事業を進めていく上での必須事項というふうに考えております。

今後においても、山都町には美しいまちづくり条例、先ほど、議員さんのほうからも話がありましたけれども、この中で美しいまちづくり推進委員さんを各自治振興区に置いております。この方々や教育現場と連携を図りながら、家庭、学校、地域、職場への情報発信、また、普及、啓発をしっかりと図っていく必要であるというふうに考えております。

そういう中で、先ほど申しました、今年度新たにに取り組む予定としております地球温暖化対策実行計画、これについて少し触れさせてもらいます。

これは平成10年に、国において制定されました地球温暖化対策の推進に係る法律の中に、県、市町村は事務事業に関し、温室効果ガスの排出削減計画を策定して、これを実践するものとして、県、市町村の義務として規定されております。これを受けて、本町では、平成18年度に山都町地球温暖化対策実行計画を策定し、5カ年計画で取り組んだ経緯がありますが、これを本年度改定し、第2次の実行計画として策定することとしているところです。

具体的には、町で管理しております全ての公共施設のエネルギーの使用料の現状を調査分析し、具体的な削減目標を設定します。それから、この目標達成に向けて、庁舎全体で省エネに取り組み、その姿勢を町民、それから、地域への模範として示すことにより、次の段階では、町全体での取り組みにつなげていくということを目的としたものでございます。

それから、もう一つ、これは最後になりますけれども、国においては、この地球温暖化対策に向けた国民運動を、まだなじみの薄い言葉であります、「COOL CHOICE」という、賢い選択というワードの旗印のもとで国民運動を展開していくということが発表されております。これに本町も賛同して、この運動に参加していくということにしているところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 要は、具体的に一つ一つ実践していくこと、それ以外ありません。どんなきれいな作文をつくっても、実践しなきゃ何もなりません。だから、さっき言いました環境条例にしましても、本当にこれが個人個人、あるいは事業者に浸透しているのかというと、そうでもないような気がします。

特に美しいまちづくり条例の中で私が力を入れたのは、家庭排水の垂れ流しでした。それは家庭排水だけじゃなくて、事業所排水ですね。クリーニング屋さんを初め有害薬品を使うと、今随分減ってきたと思いますが、そういうところには積極的に立ち入りをする。立ち入りするときの職員の身分証提示の規定まで、そのときつくったつもりです。それをほとんど私は生かされていないと思っています。

だから、温暖化については、これは本田課長のときだったか、何だったか、旧矢部町では、こ

の町全体でのCO₂の排出量まで計算をしながら、これは大学の先生たちあたりの御教示も受けつつだったと思いますが、そして、それに対して具体的にどう削減していくかと。具体目標もそこに込めて言ったわけです。

しかし、立派な計画書はできても、一人一人の意識改革ができずに、人間がどう生きるかという根底のところはまだ十分になっていませんので、道半ばということではないでしょうか。

これは環境問題というのは、人間生活の全てにかかることです。ここに人類が生まれて、あるいは、もっと近代ということになれば、縄文時代以降、ずっと人間は、人類は環境を壊しながら今日まで来た。この文明の発達は、環境破壊の歴史でもあると言えますね。そして、事ここまですれば、もう国と国が争っている時期ではないんです。戦争している時期でもありません。我が国ファーストでエゴばかり言っている時期ではありませんね。エゴは許されないんです。

先日、私は、恐らく最後の登山になるかと思えますけれども、目丸山に登ってきました。これは環境状況、自然林の追跡調査をしているフィールドでもあります。目丸山と国見山、もう1,737メートルの国見山にはちょっと私の体力では無理です。目丸山は1,341メートルです。ここに上って、尾根筋をずっと追跡調査していますが、頂上まで大木はほとんど枯れて、なくなっております。特にブナなんかは非常に乾燥に弱いですから、国の誤った林政が周りは全部、杉の一斉林に成していった。だから、あの大きな山塊が——山の塊ですね、乾燥化してきているんです。ブナは乾燥に弱いんです。去年まで生き生きとしておったブナに、もうキツツキがついている。ということは、もう腐れ始めたということですね。

頂上に大木はもう1本も立っていません。全部倒れてしまっています。腐っております。あそこには二、三百年たったハリギリ、あるいは、ヤマザクラ、もみじ、そういった大木が、ただ、ヒメシャラだけは強いようでありますけれども、それらは全部ないんですよ。そこに人間が、カタクリが咲くということでどっと押しかけて、踏み固めてしまった。カタクリは私が保護を始めて、10年もたないうちに全滅状態になった。この間行ってみましたら、少し回復し始めております。この二、三年は地震や大雨で山に行けなくなった。登山口まで車が行っておったのが、もう行けない。私は手前のほうからずっと、私が植えた希望の森という山がありますが、そこから歩いていきました。そして、そういう状態です。

人がこのところほとんど訪れておりませんので、カタクリが再生し始めておることにほっとしましたが、それと同時に、一つの異変を発見しました。あれだけ尾根筋にあった鹿のふんが全くないんです。鹿がクマザサとか、いわゆる下草類をほとんど食べてしまって、何も無い。今、鹿は私たちの地域では麓におりてきています。環境というのは非常に生態系を激変させていく。鹿がふえて困るということは、一方では、ある日突然、鹿も姿を消すみたいな、そういったことを我々人間は自然環境に対してもやっているということを自覚しなきゃならないと思います。

私は地球環境温暖化防止の一環として、杉ばかりじゃなくて、広葉樹を植えようじゃないかということを提唱しまして、それが全九州に広がりました。これは手褒めになります。私の大きな成果だと思っております。随分訴え続けながら、口だけじゃだめだから、自分で実践しようということで、あっちこっちに広葉樹を植えて回りました。広葉樹というのは、広い葉っぱの木で

すね。針葉樹、杉ばかりの一斉林に林政は力を入れてきましたから、誤った林政はまかりならんと、おかしいということで異を唱えて、広葉樹運動をしたのが、今では全九州にそれが広がった。一番、広葉樹林の荒廃の被害を受けるのが、沿岸漁民です。だから、全九州に広めてくれたのは、沿岸漁民の若者たちです。そういうことを考えると、やっぱり足元からどう行動するかということの一つも、そういうことから見えてくるんじゃないかなと思います。

とにかく同和問題も、あるいはこの平和問題も、同和問題というのは、まさに今、テロを起こしている格差と差別が原因になっていますからね。本当に同和問題を根っこに据えるならば、やっぱり世界の平和の問題につながっていくんです。この被差別民衆の問題を我がこととして考える、そういう身近な課題でもあるということだと思います。

さて、災害で大変な1年でもありましたが、ことしは今度の議会では、去年、議決をしました災害復旧関係が繰り越しという形で104億ありましたね。30件の104億、今度出ております。執行部は大変だと思います。町長の提案理由でも、業者がいなくて非常に苦しい状況にあるという話でした。特に農家の農災ということになれば、個人の負担が非常に大きい話ですね。二次災害も考えられます。

簡単でいいですから、この災害復旧について見通しはどうなんですかね。特に農災は、去年も含めて、3年で完全に復旧させるという意気込みで、当時の担当課長は誰やったかな、頑張って取り組んでもらいました。しかし、3年ということは、ことし含めてあと2年ですね。その中で、その見通しはどうか。簡単をお願いします。農林振興課長だったかな、どちらでもいいです。ちょっと簡単に。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えします。昨年の農地等災害発生件数、査定件数におきまして1,791件、これは熊本地震、6月豪雨を含んでおります。農地が911件、それから、施設881件でございますけども、被災箇所を複数まとめて査定に申請しておりますので、実際は3,000件程度の被災ということで把握をしております。

以上です。

○12番（中村益行君） 完了の見通しを聞いています。

○農林振興課長（荒木敏久君） 失礼しました。現在、6月6日現在で、約360件の発注をいたしております。そのうち194件の落札ということでございますので、落札が約53%でございます。残り47%が不調となりますし、また、これから発注する予定が1,400件を超えておりますので、含めましてあと2年というふうに思っておりますが、完了までには厳しい状況だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 町長、何かありますか。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、落札と不調については、今言ったとおりでございますが、先般、

山都町の建設業界の方々と話をし、また上益城郡の会長とも話をした中で、熊本県の建設業協会に行きました。県内の業者の方にお問い合わせというふうなことで会長にもお問い合わせをし、我々山都町としましても、県下各地の建設業に再度入札の参加へのお願いを今しておるところでございます。

そうした中で、今、山都町の建設業現場にも、下請に県下各地から、そして、また、宮崎県内からと来ていただいております。それも事実であります。また、そういう方々から宿舍の問題が提案をされましたので、今、町内にあります空き校舎なり、いろんな空き住宅等々を、きのう、おとといから早急に調べながら、早急な建設といえますか、確保をしたいという思いの中でおります。

これにつきましては、もう建設業の方々にもお問い合わせをせないかんし、具体的な先ほど言われました完了の日程はなかなかわかりません。先ほどありましたように、今でさえ不落の件数があのような形でございますので、この2,300件を超える事業というようなことでございますので、県内はもとより、県外の方々へも、町内の建設業の方にも、下請等々に行ってもらえるような働きかけもしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私の時間の配分が悪くて、全部行けそうにありませんが、とにかくこの災害復旧については、特に農災については二次災害のないような配慮をいただきたいと。

ついでに一つだけ聞いておきますが、ある家庭から、宅地にひびが入った。そして、役場の指導でシートをかぶせておると。もう外していいもんだろうかみたいなことでした。とにかく女性だけの家庭では、いろいろ判断に迷われておられます。これは梅雨が来るからそういうことをしないほうがいいですよ。何も助成はないんだろうかという話もありました。この制度の対象にならないような、小規模な私有地の災害については、何か災害見舞金とか、そういうのから手当をする、少しでもお見舞いをするというような論議はなさっておりますか。どなたか、総務課長かな。何かないですか。そういう論議はしたことはありませんか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えしたいと思います。お見舞金についてはちょっと私の範疇ではございませんが、実は宅地につきましては、災害復興基金、この中で宅地復旧のメニューはございます。今、事前調査をやって、今回の補正予算に出しておりますが、補正予算が通った段階で本申請をいただくと。

現在、142件の宅地復旧の約1億7,000万程度を想定しています。ただ、これも課題がございまして、50万円までは自己負担ですよ。それ以上については、3分の2を復興基金から出せるということでございますので、ぜひそういった形で御相談にお願いいただければ対応したいと思いますし、事前調査で出しておられなくても、本申請で全く可能でございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） いつも檜林課長のところには後回しになって申しわけないが、総務課長、この文書管理、今、国会で文書管理のことが物すごく論議になっていきます。これは文書管理

法ができて、完全な管理が求められておりますが、この町はどうか。文書については、まさに自治体行政、行政文化の資源だと私は思うんですね。これは大事にすべきだろうと思うんですね。今どうなっておるのか。この紙、ペーパーだけでなく、もう膨大な量になってきますから、恐らくこの電子記録ということに移っていきつつあると思います。

昔、全員協議会で決まっておった、ある私有地と町営地との境の問題が大変紛糾したことがある。裁判までなりました。あれは記録を調べようとしても、全員協議会だから記録がない。だから、私はすぐそのときから、全員協議会も本会議並みにちゃんと議事録をとる必要があるということをご提案して、ずっとそんなふうになってきました。事務局長の話では、今、法律が変わって、全員協議会もきちんと議事録をとるようになったと。昔は議事録でも、要点筆記でしたから、本当の細かな記録が残っていなかった。そういうことを含めて、そういうときのための管理はどうか。

それから、ついでに榎林課長に一つだけ聞いておきます。

ル・ポンが今、休館になっております。これをどうするのか。あれを借りるとすれば、思い切った引き下げをですね、もうこの町の実情に合わんですよ。8万も9万も出す。あれは最初は15万でしたからね。NTTエコーズというのが不動産会社です。今どういう名称になっていますか。

あそこのほかにも、私はほかのことで何回も行ったことがある、熊本の花畑町の本社にですね。どうも博多の感覚、本社は博多ですから、それである人たちは家賃を言うんです。だから、私はあれは思い切って返して、商工会か何か、あるいは観光協会が借りるという形をして、そこは余り金がないですから、これぐらいしか払えませんということでもいいんじゃないですか。それに町がちゃんと裏を保証すると。そういう知恵を働かせる必要があると思います。時間があれば、榎林課長もそこに触れてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいまの公文書の管理につきましてお尋ねがありました。現在、山都町の文書取扱規程というものを設けておまして、これはあらかじめ主管課ごとに指定した文書取り扱い主任というもの設定をいたしております。毎年一定の時期に、この主任を中心に整理、それから保存、そして廃棄を行っております。

この規程の中で、保存年限というものを決めております。1年、3年、5年、10年、または永年保存、永久保存ですね。これは文書の内容ですとか、そういった必要、重要性に鑑みて決めているところでございますので、これに沿って適正に処理を行っているということでございます。

それから、もう1点、電子的記録のお話がありました。これにつきましては、非常に保管スペースも縮小することができる等の利点もございますので、今後、コスト面を含めて、慎重に判断をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 今予算に計上させていただいております。NTTアセット・プランニングとしっかりと交渉し、議会のほうも納得できるような予算立てで交渉してまい

りたいと思います。

利活用については、一般会計、補正予算のところで説明してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 檜林課長、9月に宿題として私はとっておきますが、三セクを含めた観光ですね。この町の基幹産業として観光事業をどう育てていくかという視点から、これはたっぷり時間をとりたいと思いますが、それまでは御勘弁ください。三セクの結果も、今度決算書を見てみますと、軒並み赤字なんですね。災害があったという大きな言いわけもできましようけれども、今後の9月にはお願いします。

○議長（中村一喜男君） これをもって、12番、中村益行君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 皆さん、おはようございます。梅雨入りはいたしておりますが、例年になく雨も少なく、きょうは曇っておりますが、今週も晴れの日が多くて、一部水不足による田植えのおくれも心配をされます。こう、天気が続きますと、いつかはどさっと大雨が降るのではないかと。昨年の豪雨災害が頭をよぎり心配もされますが、そういうことがないように願うばかりでございます。

それでは、通告に従いまして、質問席のほうから質問をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 先ほども12番議員のほうから質問がありましたが、梅田町政がスタートして3カ月がたちました。本議会の提案理由説明書、また、先ほども述べられておりますが、改めて、現在の町政にかかわる感想なり考えを、ざっくりと大まかなところで結構でございますので、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほど中村議員にもお答えしたところでございますが、職員の提案能力がないというようなお話しでしたが、それはないなど。先般の所信表明の中でも「山都でしか」の話をしましたが、やはり職員が本当に一生懸命若い人たちと一緒に仕事を進め、3年後に株式会社が設立できるような方々を養成したと、大変すばらしいことではないかなという思っておりますし、ふるさと納税につきましても、ここ数年、飛躍的に、去年は1億8,000万ぐらいになったという話を聞いておりますが、やはり提案能力がないということではありません。総

じて言っただけでございまして、必ずしも全ての職員というわけでございせんが、先ほど言いましたように、高い能力の職員がたくさんおりますので、いろいろな提言をしていただきながらやっていきたいなという思いであります。

ちょうど3カ月を過ぎました。本当にまだくまなくは回っておりませんが、いろんな会合のお誘いがある中で、参加しております。できる限り私が行く、また、副町長よりも私のほうが行きますというような形の中で、いろんな会合に参加をさせていただいておりますが、総じて町に対する熱い思いが、町民の皆さんにはたくさんあるなという思いであります。

先ほどの政策会議の話もでございますが、そういう思いを議員の皆さん一人一人も感じておられるという思いでありますので、一体となった中で、一人一人の町民の思いを議員の方々に受けとめていただき、我々も直接出向いた中で、いろんな町民の方々の意見等も聞きながら、仕事を進めていきたいなという思いであります。

まずは、いつも言っておりますが、去年の災害からの復旧復興が第一だという思いであります。しかしながら、先ほども言いましたように、また後でもあろうかと思っておりますが、今の現状は大変厳しい現状です。あと2年間で終わる計画が少しずれるんじゃないかなと。今の契約の状況、また、業者の方々の工事能力等々を考えればなという思いであります。

しかしながら、農家の皆さん、また、地域の皆さんにとっては、インフラであったり、大切な農地の復旧復興は大変な思いかなという思いであります。山都町に大きな耕作ができない農地は、まとまった農地はないなという思いであります。けさの熊日新聞も、阿蘇の話が載っていましたが、あのような大きな農地の栽培ができない水田等はないと思っておりますが、各所に1枚2枚と水が来ない道路が、農道が通れない農地があります。また、小規模な農地につきましては、先ほど来ありますように、復興基金等による対策ができるということで、各集落の方々、自力で復旧を今やっていただいておりますので、面積は少し狭くなるとかなと思っておりますが、そういう農地の復旧復興は、今、確かにできるとるんじゃないかなという思いでおるところであります。

また、さきの審議会の中にもお諮りしました三つのプロジェクトを立ち上げながら、自分の思いを、また皆さんと共有しながら、この4年間の中で、ぜひあの部分については完成をさせたいなという思いであります。体育館であり、いろんな部分が皆さんの要望も大変大きいものがあるという思いであります。また、町営住宅、定住者促進用の住宅等々につきましても、また、先ほど言いました建設業の方々に対する宿舍の提供等につきましても、早急に計画を立てて、また皆さんにお諮りをしながら進めてまいりたいという思いであります。

また、農業者の所得向上に向けた取り組み、特に山都町、有機農業の町という形の中で、今、町外から農業を目指して来られる若い農業者のほとんどの方が、有機農業を目指しておられます。この方々の今後の受け皿としましては、研修機関と、また、若い後継者につきましても同様でございますが、そういう部門も設けたいなと、今、有機農業研究会の方々とも協議をしながら、そのような部分を進めてまいりたいという思いであります。

大変厳しい状況は変わらないわけでございますが、先般、冒頭にも所信表明でも申しましたが、

山都町の農産物の出荷額はここ5年ほどずっと右肩上がりであります。きょう、上益城農協の総代会の資料も、一応、きょう見てまいりましたが、山都町については、そのような形になっておるかなという思いであります。蘇陽地区につきましても、先般、うちのほうからとりますと、蘇陽支所の管内の農産物の販売等々はそのような傾向だというようなことであります。具体的なまだ数字はつかんでおりませんが、支所の販売だけつかんでおりますが、前年対比については、まだ蘇陽地区は私もつかんでないところがございますが、山都町全体、恐らくほとんど経営体が変わりませんので、伸びていっとるんじゃないかなという思いであります。

この伸びている分をますます伸ばし、先ほど言いましたように、あとは集落営農であったり、法人化に向けた取り組み等々を早急に進めながら、農林業の、農業の発展を目指していきたいなという思いであります。

林業につきましては、先ほど中村議員からありました。もうここからも見えるかなと思っておりますが、大規模な伐採が進められております。その後の植栽、こちらのほうからは見えませんが、恐らく進んでおるかなという思いであります。去年の大洪水の一因も、あのような大規模伐採、また、我が家の近くもでございますが、非常に手荒い間伐であったり、総伐が行われておるとようなことであります。これにつきましては、針葉樹がという言葉でございますが、うちの田植えが今ほとんど終わるところでございますが、ことしは山が切れたけん、水があったばいたという話であります。

これは杉山の話ですが、やはり昔は広葉樹があったところは水がどンドン湧いて、そこには全て田をつくったということがございます。近年、本当に谷の水が減るとるのは、やはり針葉樹のせいではないかなという思いであります。なかなかこれは科学的に証明できておる部分でございますが、しかしながら、林業につきましては、広葉樹では経営ができないというようなことでございますので、森林組合等々とも協議をしながら、林業、特に間伐等の推進地等々については、今まで以上に林道の整備等についてもやっていきたいなという思いであります。

先般、万谷の林道を視察に行きましたが、もう至るところで寸断であります。目丸地区もそうだと話を、先ほどありますように、目丸山に登れないような林道の状況というふうなことがございますが、これについては早急に取り組んでいかななくてはいけないなという思いであります。

ここ3カ月間の思いのお答えにはならないかなという思いであります。豊かなこの山都町の自然を生かした中での農業、林業、まずは活性化させるような仕事をしていかなんと、今、実感をしておるところでございますので、今後ともまた皆さんと協議をしながら進めてまいりたいという思いであります。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 広範囲にわたって、町長のいろいろな考えなり思いを聞かせていただきました。いずれにいたしましても、昨年、本当に未曾有の災害が発生した後の町長就任ということで、大変だろうというふうには思います。合併以来、初の民間出身の町長ということで、また、県下、農業団体のトップまで務められた経験、培われた人脈、それらの実績がこの3カ月の間に、部内では強いリーダーシップとなってあらわれていると思いますし、町民、住民、また、

先ほどから出ております政策審議会、それらを通じて、議会との意思の疎通を図る、その調整力となってあらわれているというふうに思っております。

また、国県への大きなパイプもお持ちでございます。私も町民の一人として、議員として、梅田町長の町政運営に対しまして、大いに期待するものでございます。よろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは次に、昨年度発災をいたしました熊本地震、豪雨災害の復旧に関する質問をいたします。順序は通告書と違いますが、本議会開会日にも、応札不落の問題は出ました。先ほども12番議員の質問の中にもあったわけでありましたが、本日の熊日紙上でも、公共土木施設の復旧工事の発注率が54%というようなこともありました。公共災、それから農災についての発注、不落の現状、数的なことですね。対応策も含めて、建設課長、それから農林振興課長、お願いをいたします。どなたでも結構です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 私のほうからは総括的なお話を、入札の件でございますので、させていただきますいなと思っております。

昨年の熊本地震、それから、集中豪雨災害にかかります災害復旧工事の発注状況ということでございますけれども、まず、公共土木施設、それから農林業施設災害、これに体育館ですとか学校、観光施設等々、被災をしております。これらの入札を実施、または予定しています全体件数といいますのは2,385件という数字になります。これまで、このうち入札を終えておりますのは715件ということで、入札率で申しますと約30%ということになります。

この主な内訳ですけれども、公共災が533件のうち239件の入札を行っております。農業施設につきましては、全1,791件のうち314件の入札を終えております。それから、林業施設、37件ございました。これは27件が入札を終えているところでございます。よって、先ほど申しました2,385件が全件でございますけれども、まだ残り1,781件、これがこれから入札に付さなければいけない件数ということになります。これにつきましては、年内いっぱいに入札を終えたいということで、今、予定計画をしているところでございます。

不調、不落のお尋ねでございます。この入札を終えました715件のうちに、入札不調となりましたもの、応札者がいなかったというものでございますけれども、これにつきましては157件入札不調がございました。割合にして約2割ということになります。公共災が239件中7件の不調、農災が314件中143件の不調であったということでございます。なお、けさの熊日新聞にも載っておりますけれども、その発注率ということで本町を見ますと、これは23.4%という数字になります。これはどうしても農林業施設災害のほうが、まだこれから入札をやっていくこととなりますので、こういった数字になっているということでございます。

この入札不調に対しまして、対応策ということでございますけれども、昨年の7月から業者の応札件数を増加させたいという目的を持って、現場代理人ですね。従来は一人の現場代理人が兼ねることができる件数というのは3件でございましたけれども、これを7件にふやすという常駐義務の緩和措置をとったところでございます。あわせまして、受注業者の数も確保するというこ

とが大変重要になってまいりますので、これも先ほど来から出ておりますように、近隣の阿蘇ですとか、宮崎県の建設業協会へも、本町への入札への参入の支援依頼を行っておるということでございます。さらに、先月は、町長みずから、熊本県の建設業協会に出向いての協会長へさらなる支援依頼、県内の建設業者の支援依頼を行ったところでございます。

ただ、現在は、先ほど申しあげましたように、非常に多くの不調が出ておる現実がございます。今後、受注者の円滑な施工体制の整備を図っていくということは非常に大事なことでございますので、先ほど申しあげました現場代理人の7件の兼任の件数も今回は撤廃をいたしました。金額要件だけです。7,000万円までという要件だけを残して、現場代理人の兼ねることができる件数を撤廃して、さらに、建設資材の確保、それから労働力確保に要する期間を工期に加えます。いわゆる余裕期間というものがございますけれども、これを設ける措置をとるなどの対応策をとっているというところでございます。

今後、発注担当課、先ほど出ておりました建設課、農林振興課とも十分打ち合わせを行いながら、さらに町内建設業者とも、また協議を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 取り組みにつきましては、いろいろ本当に努力をされているなというような感想は持ちます。こういったことで、県下広範囲にわたっての災害ということで、いたし方がないのかなというような気はいたしております。

しかしながら、被災者、町民の皆さんにとりましては、いつできるのかと、いつ終わるのかというのは本当に気がかりな点だと思います。先ほどの質問の中で、見通せないという答弁もあっておりましたが、その見通しについてどのようにお考えでしょうか。難しいとは思いますが、お答えいただけるならばというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今後の見通しということでございます。先ほど、入札の件で申し上げましたように、年内には入札自体は全件終わりたいと。ただ、不調が出てまいりますので、これをまたさらに指名がえをして、さらに再度、入札にかけていくというような作業を行っていかなくちゃいけないということでございますので、大変、入札自体を終えるのにも、非常に期間を要してしまうということでございます。また、手持ち工事も非常に多く抱えることとなりますので、そういったことで、先ほど来から申し上げているような業者数の確保ということも考えていきたいと。

御質問の見通しということでございます。これも昨年から、災害につきましては3カ年度で終了するということが原則ではございますけれども、これもさきの阿蘇あたりの災害等を見ても、なかなか進まないということが現実のようでございます。ただ、議員御指摘のように、農家にとりましては喫緊の課題でございますので、なるべくそういったことでは、あらゆる手だてをとって対応していきたいというふうに思っております。

それから、非常に悩ましいものがありますのは、現在、やはり今回の補正予算でも計上してお

るんですけども、今年度も土木を中心に、やはり道路、建設事業等々、補助制度を活用した多くの公共事業等も計画をしております。ですから、こういった実施も大変重要でございますので、ここで述べてきましたような業者の確保と災害復旧事業との調整もどういうふうに図っていくかということ、そして、進めていくかということも見据えながら、しっかり対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりました。農災については、特に農地、水田等で作付があったり、そういったことで工事期間も限られるというようなことがあるかというふうに思います。しかしながら、今申されましたことも含めまして、早期に復旧が完了しますように、努力を今後ともお願いしたいというふうに思います。

次に、熊本県復興対策事業ということで、今議会に補正予算第1号、総務管理費の中に3億6,000万円ほど組まれておりますが、この事業が7から8あるように思いますが、その概要について事業ごとに、例えば、先ほどもありましたが、補助率だったり、そういったことを御説明いただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 災害復興基金におきまして、今の農災、農地の自力復旧を含め、先ほど質問がありました宅地を含め、いろいろ事業がございますが、実はこの災害復興基金につきましては、今回の予算を上げるために、概算額を求めるために、3月末までに事前調査という形で各地区の区長さんにお願ひし、おおむね自分ところがこういう被害なり、申請をしたいという調査を行ったところであります。

その結果につきましては、ちょっとお答えをしておきたいと思っております。その中でも、主要な数件の事業ではございませんで、ある程度、皆さんに関係するという部分をお話ししたいと思っておりますが、被災宅地の復旧支援事業につきましては、先ほどお答えしましたが、142件の調査集計が上がっておりまして、約1億7,000万円、これはあくまでもつかみでございます。それから、公共施設等の復旧支援ということで、地域水道施設復旧事業、これは1件ですが約9万円。それから、農家の自力復旧支援、これが約1,500件、約1億5,000万です。それから、地域コミュニティー施設の復旧支援、これは地域コミュニティー施設等再建復旧事業、これは50件でありまして、3,500万。それから、自治公民館再建支援事業30件、約850万ということで、それぞれ公共災、それから、国の災害支援事業でない部分の復興基金で対応する部分につきましては、大体、今つかみで3億6,000万ほどの基金からの予算化をお願いしているところでございます。

その他、つい最近も新聞にいろんなメニューが、またふえてきております。これにつきましては、今、6月の県議会で正式に決まって、それをまた住民の皆様にも周知して、該当される方については調査なり申請を受け付けて対応をしていくということになると思っております。

今現在、こちらで調査をしております事業は、総枠で11メニューでありますけれども、重立った事業につきましては5事業をめどに調査をして、今議会後に7月頭をめどに、各住民の方からの申請を受け付けながら、実際に交付事業に当たっていきたくて思っております。

なお、あわせて申し上げますと、農地の田畑の復旧事業につきましては、事前着工も全て認めておりますので、書類整備だけをこちらからお願いしながら、速やかな交付事業に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、お答えをいただきましたが、先ほど、被災宅地の復旧支援事業ですか。これは先ほどの答弁の中では、50万円までは自己負担で、それから先の補助的な支援的な割合、そういったこと。それから、水道施設についてはどうか。農家の自力復旧支援事業でも、農道と水路、それから農地によってちょっと違うようですが、そういった補助率的な支援できる割合をお願いしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、私のほうから農家の自力復旧事業という部分につきまして御説明を申し上げたいというふうに思います。

御承知のとおり、1件の被災が40万円以下という件数でございます。現在のところ、申請者数が494名おられます。議員からありましたとおり、今後、新聞報道でも、水路、それから施設という分につきましても補助が上がっているということでございますが、県議会が終了しまして、7月に各自治体向けの説明会を予定してあるということで聞いておりますので、正式にはそれをもちまして、各農家の方に周知等が出せるかなというふうに思っております。

基本的なところを申しますと、農地につきましては2分の1、農道、水路につきましては3分の2というところでございます。それから、新たに多面的機能支払制度を利用した補助ということで、10アール当たり2,000円から4,400円というメニューが大まかに示されているところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） では、今、県議会が開かれていると。その終了後でないと、そういった具体的な数字はちょっとわからないといえますか、出ていないというような理解でよろしゅうございますでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えします。今までありましたメニューについては、今回の県議会は新しいメニューでありまして、水路等がちょっと上がっておりますが、詳細はまだ未定です。今やっております宅地なり、農地復旧についてはもう決まっておりますので、7月からすぐに申請を受け付けたいということでございます。詳細な補助率につきましては、先ほどありましたように、農災にかからなかった40万円以下の事業については2分の1、ですから上限が20万円になるとか、そういったそれぞれ個人によって違います。

宅地につきましても、先ほどお答えしましたけど、50万円以上の工事については3分の2補助とかそれぞれございますが、これにつきましては、ホームページなり、それから各区長さんなりに事前に配付しておりますし、もちろんこちらにお電話なり、お問い合わせをいただければ、結

構かというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 7月の頭まで申請を受け付けるというようなことでございますが、やはり今申されたように、こういったメニューがありますよということを区長さんを通じて、一応、事前調査はしてあるということですが、正式な申請についてもちゃんと周知徹底を図っていただきたいというふうに思いますが、そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 済みません、説明が丁寧でなかったかと思いますが、7月から申請を受け付け始めますが、これにつきましては、事前調査に出しておられない方も本申請に出されて結構でございます。それから、7月までではございませんで、7月から受け付けをしますので、当然、本年度中も含めて、それから、非常に時間がかかりますので、恐らく来年度も可能かと思いますが、基本的には本年度中に申請のほうは出していきたいというふうに思っております。

また、田植えをされたところにつきまして、秋口に田植え上がりにまた復旧をやるということもあるかもしれません。そういったところも対象にできれば、していかなければならないのではないかとこのように思っております。

それから、途中、この予算を使ってしまった場合は、さらに県に対して復旧基金の申請をしまして、不足分についてはまた要求をしていくという形になりますので、今回3億6,000万ほど今議会のほうにお願いしておりますが、それ以上になっても、交付金はまた申請をするという形で処理をしていくということになりますので、そういったスケジュールでまいりたいというふうに思っているところでございます。

とはいえ、ずっと引き延ばし引き延ばしにはできませんので、また基金については、総枠で500億、そのうちの250億を使っているという基金の範囲内ということになるかというふうに、今、その辺は危惧しているところでございますので、天井なしで、メニューがあるから全部対応しますということではありませんので、なるべく早く申請なり、それから、こちらのほうも審査をして、交付決定をしていくという手続が必要なのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今の説明で大体わかったわけです。そういったことで、先ほど申しましたように、周知徹底なり何なりを細やかにやっていただきたいというふうに思います。

それから、農家の農地の自力復旧のことですが、自力ということですので、もちろんちょっと農家みずからが作業にかかわるわけですね。そうしたときの日当等も見てよいというような話も伺っておりますが、このことについては、農林振興課長、どのようなことになっていきますでしょうか。

ちなみに、ちょっと私、調べまじところ、県の建設の設計単価では、人夫で1万6,200円ほどになっているそうです。それから、オペレーターは1万8,700円。オペレーターについては、資

格とかそういったのも要るかと思いますが、ここまで見ていいかどうかというようなことはわかる範囲で結構ですが、課長、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、お答えします。農家みずからが作業を行った場合ですが、その分も人件費として事業費として計上ができます。その他できます経費といたしましては、機械リース料、いわゆる機械のオペレーター賃金、それから、工事に要する材料費、燃料費等々でございます。

それから、単価でございますけども、日当は主たる作業を行う場合は1日1万5,900円、補助的作業を行う場合は1日1万3,100円、機械の運転等を行う場合は1日1万8,400円を目安ということで示されております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりました。いずれにしても、自力ででも復旧したいという農家の思いがあるということは、大変喜ばしいことだというふうに思います。山都町の農地、水路、農道等が以前の姿を取り戻す、そういったことを願うばかりでございます。

それでは、もう1点、昨年の災害で、お金も要ったわけでわけでございます。財政調整基金が27年度末で13億近くあったかというふうに思っておりますが、その取り崩しが大体どれぐらいだったのかというようなこと、総務課長、お尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。財政調整基金の件ですけれども、今おっしゃいましたように、平成27年度末時点、昨年の3月末時点になりますけれども、約12億8,000万円ございました。今回、29年度まで含めさせていただきます、第1号補正予算でまた取り崩しを行っております。残高は12億8,000万円に対しまして、3億2,000万円という数値になりますので、約9億6,000万円が取り崩しをしたということになります。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 9億ほど取り崩したということですが、さきの議会等でもいろいろ質問があつておまして、その中で、国県の負担のかさ上げ分とか、それから被災自治体への交付税の上乗せ分、そういったことを考え合わせたときに、不確定な部分もちろんあるかと思いますが、実質的にどれぐらいの支出だったのかと。災害によって、支出がどれぐらいあつたのかということ、ちょっと今、推測的な数値でも結構ですが、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 28年度の一般会計予算でお答えをしたいと思いますけれども、当初予算編成以降、数えて8回の補正予算を編成いたしております。現在、8号補正後の予算の総額は222億円でございます。このうち、地震、それから豪雨災害等にかかります、いわゆる災害

復旧復興関連経費の総額といいますのは、歳出額で約99億円ということになります。この財源には、議員おっしゃいましたように、国県補助金ですとか、起債、それから受益者負担金等々、特定財源を充当しております。この残額がいわゆる町が負担すべき金額と、いわゆる一般財源となりますけれども、これが約16億8,000万円ということになります。現在、8号補正後の予算での町が負担すべき金額は約16億8,000万円ということになるものでございます。

議員おっしゃいましたように、このうち災害復旧事業費、公共土木施設災害、農林業施設災害につきましては、補助率のかさ上げ等々ございますし、起債のほうも交付税算入率95%ということで、非常に高率で措置がございますので、ある程度、町の財政負担も圧縮はできるというふうには考えております。

ただ、特別交付税の話もありましたので、こちらのほうは、実は28年度実績額が7億8,000万円程度でございました。対前年比で2億700万円の増ということになっております。伸び率としては35.8%ということで、実は50%程度は計算上伸びるんじゃないかということで目算をしておいたところですけども、やはりどうしてもいろんな、これは今年の8月あたり、記憶に新しいところですけども、岩手の台風災害とか、北海道あたりのそういった災害がございましたので、恐らくそういったことを勘案されての配分になろうかと思えます。思ったよりも伸びなかったと、2億程度ということで、非常にこういったところも少し財政運営に影響していくのかなということで考えているところでございます。

お尋ねの実質的などということございまして、非常にこれは難しゅうございます。さまざまな要件、条件を勘案して、本当にざっくりとした数字で申し上げますと、28年度一般会計金額、先ほど16億と申し上げましたけれども、これにつきまして、実質的な今後、将来的な見通しも含めて、約10億円程度が、町が負担すべき、今後、将来含めての金額じゃないかなということで試算をしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 町民の皆さんの中には、昨年、あれだけの災害が発生したということで、町にはもうお金もなく、何もできないというような言葉も聞かれます。将来的には、人口減による交付税の縮小や特別会計も含めた民生費の伸び、道路、水道等々の支出の負担の増はもちろん考えられますが、現在のところ、財政的にはいろんな指標があるようですが、総務課長、どのような指数をお考えでしょうか。安全圏にあるのか、イエローラインにあるのか、そういったことをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど、特交の話も申し上げましたし、普通交付税のほうも、5年間の縮減措置が28年度から始まっております。これも31年度まで引き続き縮減されるということも踏まえまして、財源確保には大変苦慮するということは間違いのないところかなというふうに思っております。

また、あわせて災害からの復旧復興といいますのは、先ほど来からもどのくらいで見通しがつくのかということもありますように、非常に長い時間、それにあわせて莫大な財源ということも

必要になってまいりますので、なかなかその指標等を見せながらやっていくことは非常に大事でございませうけれども、かなり長い期間、耐久財政に陥るのではないかなというふうに踏んでいるところでございませう。

ただ、おっしゃいましたように、インフラ整備等々、まだまだ本町はやらなければいけない事業というものも随分と抱えております。こういったことと両立をしながら進めていかなければならないということございませう。先ほどのお話の中で、29年度の公共土木の話もちょっと申し上げたんですが、補助制度を活用しておりますけれども、そういったものを含めて約16億程度は29年度でも道路事業等を実施していくということで計画いたしております。

繰り返しになりますが、こういったインフラ整備等々、非常に待っておられる住民の方もたくさんいらっしゃいますので、非常に要望も高いというふうに認識をいたしております。こういったところを踏まえながら、災害復旧事業と両立を図りながらやっていきたいというふうに考えております。財政的には、イエローというところでお答えしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今お答えをいただきましたが、イエローの捉え方はちょっといろいろあるかというふうに私のほうでは思っております。そういったことで、今おっしゃいましたけれども、財政的には絞るだけではなく、もう少し積極的な投資も、災害の後でございませうが、必要ではないかというふうに思っております。今やるべきことをやっておかないと、町はますます疲弊するのではないかというふうに思います。災害復旧がありますので、来年度、再来年度に向けて、町長、検討のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、町長指示の三つのプロジェクトについてお尋ねいたします。

まず、山都町訓令3号による設置ということですが、その目的、意義につきまして、通告書には載っておりませんが、副町長、説明をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） プロジェクトの位置づけ、意義でございませうが、町の重要な政策について、かつ幾つかの課にまたがるテーマについては、先ほど言われました訓令に基づいてプロジェクトを設置することができるとなっております。この訓令をもとに、町長から三つのテーマについて、プロジェクト設置の指示があったところでございませう。

5月からプロジェクトを立ち上げて、現在、月2回から3回程度ずつ、若手メンバーを中心に検討がなされておるところでございませう。これは政策提言ということで、先ほど質問もございましたが、若手職員の能力開発、政策提言能力の向上といった面も見据えてのものでございませう。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりました。それでは、そのプロジェクトについてお尋ねをさせていただきます。

まず、総合体育館建設についてですが、これは防災拠点を兼ねてというようなことで、私どもが以前説明を受けていました話では、28年度中に場所の決定を行い、29年度には1億2,000万ほどの設計費を組んで、30年度には15億円の本体工事というようなことで、これは第2次山都町総

合計画実施計画事業別明細に載っている数字でございます。いつも執行部のほうでは、最上位の総合計画というような、それも実施計画書まで載せてある事業に、また、プロジェクトチームをつくらなければならないといういきさつは何だったのかというようなことでございます。事業は生涯学習課の担当ですが、これは生涯学習課長の範疇、決定に対しましては範疇にないというふうに思いますので、どなたでも結構です。お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、この三つのプロジェクトを所轄して事務を取り扱っております山の都創造課から、全体的な話を少しさせていただきたいと思います。

4月の最初の町議で、先般の提案理由の中にありました町長の三つの施策をやっていかうということで、最初の課長会議の中で、町長から御指示がございました。そして、これを役場の中の全庁的な取り組みとしてやっていくんだということで、福祉課は福祉課だけのことを、企画は企画のだけのことじゃなくて、一人一人が自分の課題として取り扱っていかうという指示がございまして、早速4月に、全庁的に課長会議を行いまして、その中で三つのプロジェクトの構成メンバー、それからテーマ、そういったスケジュール、敢行に向けてのスケジュールですね、そういったものを話し合いまして、4月23日には、それぞれのプロジェクトについての全体会議と分科会を行っております。

これにつきましては、まず、移住定住のテーマとして、その具体的な施策として、若者向け定住の住宅を建設する、このテーマが一つ。それから、総合体育館の建設ということで、この体育館の建設の位置、それから、場所についての決定をやっていく。そして、安全安心な農業の推進ということで、これにつきましては、今、先駆性の高い有機農業をしっかりと町の全体の考え方として推し進めていくというようなことで、農業につきましては、いろいろと範囲が広がるございますので、そのプロジェクトの中で、それぞれ具体的にどういったテーマでやっていくかということを協議して、今やっているところであります。

全体的な統括は岡本副町長が統括本部長で、それぞれ担当の部局につきましては、移住定住につきましては山の都創造課が主管、責任課長ということで、そして、総合体育館につきましては生涯学習課長、そして、安全安心の農業につきましては農林課長ということで、それで、安全安心の農業をするにしても、やはり山都町の子供たちの食の問題とかということもかかわってきますので、学校教育課、それから、健康福祉課というようなことで、もうまさに全庁的にそれぞれの課題を共有していくということで、この会議につきましては、月2回から3回、そして、11月をめどに、12月の予算要求までには、しっかりと町長の政策判断をしていただくための材料をしていくというようなことで、今スケジュール的にやっております。

その中で、今、お話がありました町営体育館のことでございますけれども、御指摘のとおり、27年に、当時の町長のほうから、規模決定と場所についてやっていくんだというようなことございまして、27年度の体育館建設のプロジェクトもつくりましてやとったわけでございますけれども、昨年4月の熊本地震、それから、6月の水害を受けまして、災害対応、こういったところまで勘案したところで体育館の建設を考えていく。それから、財政的なこともやはり視野に

入れていかなければならないということで、もう1回ゼロベースで考えて、仕切り直してやっていくんだというようなことで、今やっている状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 失礼ですが、課長、質問した項目だけ答えていただきたいというふうに思います。時間もありませんのでですね。

それでは、体育館についてですが、そういった防災拠点も兼ねたというようなことになれば、当初予定されていた金額、工事費は16億、これを上回るというふうに考えていいのかなと思いますが、この執行部の部内には、こういった大型施設を建設する場合には、基金が工事の半分ぐらいいないと事業着手は難しいというような考えがあると、私は何度か聞いておりますが、これは言いませんけれども、何度か聞いております。そのことについては、総務課長、いかがお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 平成18年だったと思いますけれども、公共施設整備基金というものを設置いたしました。これは総合体育館を見据えて基金を設置したわけでございまして、ただ、昨年度、どうしても財源が不足するというので、一部取り崩しておりますけれども、なお、まだ5億数千万は現在高として保有をしておりますので、この基金を活用して、総合体育館の建設財源として充当していきたいという考えは持っております。

○2番（藤原秀幸君） 質問内容とちょっと違う。半分……。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 庁舎のときがそうでしたけれども、やはり建設費の半分程度は基金として持っておきたいというのが、通常、財政的な考え方でございますので、今回、それでは総合体育館ということになった場合に、半分程度となりますと、非常に厳しい年度スケジュールになってしまいますので、そこをどういうふうに財源として考えていくか、また、規模的にもどういうふうに捉えていくか、これも財源的な面からもしっかりと考えていかなければなりませんけれども、必ずしも半分なければできないということではございませんので、そのところは御理解いただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） ただいまのお答えを聞いて、安心をいたしました。この施設、体育館は、利用者も利用頻度も高い施設ですし、現在、中央体育館が使用できないような状態で、矢部地区の町民の皆さんに特に不便を強いているというふうに思っております。1日も早く体育館の完成をしていただきたいというふうに思います。

次に、移住定住対策、若者向け住宅建設ということでのプロジェクトですが、これも総合計画の実施計画に載っている山都町新設住宅整備事業と重なるというふうに思いますが、さきの政策審議会の折の説明では、民間資本を入れての建設というような説明もあっておりますが、どのような事業のイメージを持っていらっしゃるのでしょうか。これは副町長のほうにお答えをいただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） まず、先ほど、体育館をつくるとすれば、半分ぐらいの貯金があったほうがいだろうという御指摘ありました。健全財政運営の観点からは御指摘のとおりだと思いますが、体育館は耐用年数を考えると、30年から50年使うであろうと考えられます。そうした場合に、将来、受益を受ける方々に負担していただくという考え方もございます。ですので、例えば基金の残りについては起債で賄って、後年度の受益する人たちによって負担していただくということも一つの考え方ではないかと思っております。

それから、宅地分譲についてであります。これは今、プロジェクトで検討しているところですが、現在の方向としては、御指摘のように、公共で建てるのではなくて、宅地分譲することによって入居される皆さんに家を建てていただくということで、町の財政負担を軽減すること、それから、地域の工務店初め建設業に対する経済波及効果ということも考えるところでもあります。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりました。今おっしゃったように、いずれにいたしましても、プロジェクトチームの調査・研究、検討を待たなければならないというふうに思います。

次に、有機農業の推進というようなプロジェクトに関して質問をさせていただきます。

まず、基本的なことで、有機農業の農家戸数、または面積、品目に至ってはかなりの品目になるかと思いますが、そういったこと、それから、組織的に販売されているところもありますが、ここの直接的な販売が多く、つかみにくいとは思いますが、山都町全体で有機農産物の販売がどれぐらいあるのか。把握していらっしゃれば、農林振興課長、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 質問にお答えします。有機栽培に取り組む農家数といたしまして、個人で103名、それから、その方々も含めまして6団体というところでございます。おっしゃいましたように、生産する品目につきましては、水稻、それから葉物野菜——ホウレンソウ、ベビーリーフ等、それから、根菜類——サトイモ、ニンジン等、多品目にわたっております。

それから、生産量等につきましては、残念ながら把握はしておりませんが、有機栽培米につきましては、JAかみましきの取引がございまして1,366俵という実績、それから、販売高につきましては2,846万円という数字をいただいております。

なお、今後、生産者の調査、それから、そのことが具体的に数字を示すことにできますので、今後の有機農産物の振興の基礎資料としたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今から調査をして、基礎的な資料を持ちたいというようなことで、これは後からの検証においても大事なことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、あと1点、熊本グリーン農業と県が進めますのがありますが、このグリーン農業の表示

マーク、段階によって後ろの四つ葉が減っていき、そして、くまもんが麦わら帽子をかぶり、タオルを首に巻いているマークですが、町でもその表示マークに山都町と入れて、そういった図案があるわけですが、特にJAS認定の有機農産物の生産者の方が、こういったグリーン農業の申請が町でどれくらいあるのかなとわかっておれば、済みません、そういったことをちょっとお聞きたかったわけです。わからなければ、またの機会で結構でございます。

では、そういったことで、グリーン農業については、そういったこともあるかと思えます。現在、ネットで有機農業と検索すれば、山都町はすぐ出るというようなことでございます。私はやはり、この出口の部分、販売先は違っても、統一した山都町の名が入った表示マーク等を使用させていただく。そういったシール等はお金もかかりますので、助成もしながら、出荷の農産物に使用させていただく。そのことが阿蘇山麓の町、山都町の、また、山都町全ての農産物のイメージアップにつながると思っております。それと、移住者の多くは、先ほど申されましたように、有機農業を目指しております。そういった住宅対策なり、支援策なりをもう一緒に、このプロジェクトチームで検討をお願いしたいというふうに思っています。

また、三つのプロジェクトとも係長クラスで編成ということでございますので、いずれは課長となり、行政の中枢を担われる方々でございます。ぜひとも、そのスキルの高さを見せて示してほしいというふうに思っています。期待をいたします。

次に、農業振興ということで書いておまして、基本的な考え方とか米づくり日本一を目指し、米の食味日本一を目指してはというようなことを書いておられますが、もう時間もありませんので、これで私の質問を終わります。次回にいたします。

そういうことで終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、2番、藤原秀幸君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） どうも、お疲れさんです。

先日、テレビを見ておりましたところ、高知県の何とか村っていう、村を忘れまして、議会選挙をしても議員の数が集まらず、議会にかわる村民集落、そういうふうなことで、議会からそういう別の組織にくらえしようということで、テレビで放映されておりました。

全国で、議員の定数に満たない、達しない町村が10カ所以上あったと思えます。私たちの町も、今はこうして定数に達しておりますが、5年後、10年後、果たしてどうなるか。国も人口がだんだん人口減少に転じておまして、8,500万人まで減るということが想定されているようです。

そうなったとき、地方の、私たちの町、村というところが、いつまで生き残っていけるのか甚だ疑問です。同時に、議会のあり方、あるいは町村のあり方を含めて、基本的に地方自治法あたりを改正して取り組んでいかなければならないのではないかと思います。

私たちの村も、御承知のように、高齢化率46%、熊本県で2番目でございます。甚だ不名誉な数字が出ております。そういう状況でございますので、ぜひ、何らかの形で早く手を打つべきではないかと思います。

先ほど、南阿蘇村と矢部阿蘇公園線の関係で、特別委員会と交流会を持ちました。御承知のように、矢部阿蘇公園線にも調査費として県が五百何十万の予算をつけております。1回予算がつけば、そのまま継続していくものと思いますので、道ができ上がっていくものと信じております。皆さん方の御協力もよろしくお願ひしたいと思います。

あとは、自席からいきます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 28年、去年でございます、4月あるいは6月の災害で、私たちの町も含めて、県下に多大な被害を受けました。本当にどうなるのだろうかという気で見えておりました。どこでも見てさるきながら、わー、こっで果たして再建が、復興ができるだろうかと思って、その当時見ていたわけです。

ところが、道路を中心にして見違えるようになっております。復旧が行われました。嘉島、西原の壊れた家あたりも取り壊されて、住宅、更地になったり、新しく建ち始めたりというようなところも目立つわけでございます。

一般質問を出すとき、28年って書いたが、被害が起きたのは28年だったろかという疑問を持ちました。それくらい、主要道路においては復旧がなされております。しかし、いまだに多くのところが交通どめになっております。私たちの町はどうかということをお尋ねしたいと思います。

災害復旧については、5名の一般質問の通告をされておる方で4名がこのことに触れておられますが、やっぱり町民の方あるいは議会の方も含めて、今、一番関心の深いことではないかと思っております。そういうことから、いつも言うわけですが、質問は私がしますが、答弁は有線を聞かれておられる町民の皆さん方に答弁するような気持ちで答弁をお願いしたいと思います。

今回は建設、農林に絞って書いておりますが、ほかの課長さんたちも、うちはこんなふういきれいにでき上がるとるぞということを町民の人たちにおっしゃりたい方は、ぜひ手を挙げて、どうなるとるかということをお答弁してください。お待ちしております。

では、答弁お願ひ。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、お答えいたします。公共施設災害ですけれども、先ほど、入札率等につきましては総務課長のほうが申し上げましたけれども、全体で533件、被害額、査定決定額が33億円でありました。

5月末の時点での状況でございますけれども、既に103件はもう完了して検査まで終わってお

りまして、契約率でしますと約56%弱、うちはもう済んでおります。完了とは違ひまして、契約率がですね。完了は103件でございますけれども、完了率は約20%弱、うちの公共施設のほうは終わっているという状態でございます。あと残りが380余、件数がございます。うちのほうとしましては、9月、10月ぐらいまでには全ての入札を終わってしまいたいなというふうに思っております。

ただ、御存じのように、先ほどからありますように、今後の見通しというところで、絶対的な業者数が足りないというようなことが出ております。以前にも、私が御回答申し上げましたけれども、今回はそういった資材とか業者の不足が考えられますので、復興係数とか復興歩掛というのを私は何回か申しましたが、そういうやつを入れますと、査定決定額33億に対しまして、1件当たりにつきましても、大体、設計金額でしますと120%ぐらい高くなってしまいます。そうしますと、工事の内容によりましては変更が生じます。国庫の対象になりますと、事業費3割を超しますと、それは国のほうと協議をなさいというような手続等がございます。そうしますと、それが今、せんだって県のほうからおいでになりましたので、通常は重要変更というのは1カ月から2カ月、手続完了まで終わってしまうという現状がございます。

しかし、今回はどこの町村もそういった状況がありますので、簡素化できるようにというように、せんだって、町長、私、農林課長が立ち会いまして、県のほうにはそういう要望をいたしたところがございますので、簡素化を図っていただいて、私どもとしましては、早期に入札を行い、早く完了することを今、目指しておるところでございます。

先ほど言いましたように、復旧は進んでいるかということでございますが、先ほどパーセンテージを申し上げましたが、そのような状況でございます。今後の見通しにつきましても、今申し上げましたように、そういう変更等は瞬時に手続を行いまして進めていきたいというふうに思っております。

今後の課題、問題点につきまして、総務課長も申し上げましたように、業者数が絶対的に足りないということでございます。熊本県下の業者さんをお願いをしておるというような現状もございますので、そういったところで、今から、通常は指名願いとというのは、もう4月いっぱい、1カ月間で終わるところでございますけれども、臨時的に県内にホームページ等でお知らせをして、またこちらのほうに来てもいいですよという業者さんがあれば、そういうところも図っていきながら、県下に周知を図って、業者さんにどうかこちらに入っていただいて、早期に完了したいというふうに考えておるところでございます。現在のところ、どのくらいの業者が来るのかというのはわかりませんが、今うちのほうでは、約6班、他町村から6班で、1班4名から5名ぐらいの人数で考えていただきますと約6班ほど、うちのほうには他町村から入ってきていただいております。全てが下請というような感じになるかと思っておりますけれども、そういう方たちに頑張っていただいております。

それが、あと何班ふえるのかというのが非常に重要視されるところでございますが、町長も申し上げましたように、今、ほかのところから来ても、泊るところがないというのが現状でございます。ですから、それに向けて、私どももあいている施設等を今見て回って、修理できれば早急

に修理を行って、そういうところに住んでいただいて、農林のほうの災害も早急に終わるように、今こちらのほうとしては手配をしているというようなところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、農地等災害の状況につきましてお答えをしたいと思います。件数につきましては、午前中も報告いたしました1,791件でございますが、一つ特徴的なことがございまして、旧町村別に割りますと、矢部地区が1,640件で91.5%、それから清和地区が122件の6.8%、それから蘇陽地区が29件の1.7%ということでございます。地域によりまして大きな差があるような状況です。

その中で、蘇陽地区につきましては、残りの入札予定がもう1件ということでございますので、ほぼほぼ見通しが立っているような状況でございます。それから、清和地区につきましても、残りが50件ほどということでございますので、今年度内にはどうにかなるかなと踏んでおりますが、何しろ矢部地区ということで、矢部地区の災害復旧が、今回の災害の農災におきましては最大の課題かなというふうに捉えております。

それから、農林振興課では林道災害のほうも行っておりますけれども、査定件数が86件ございまして、今、入札契約が終わったのが45件というところでございます。残り41件でございますけれども、45件につきましては全て契約が締結できましたので、不調はないということでございます。工事の内容はのり面工事が主なために、示された業者の能力の範囲内で御契約をいただいておりますというふうに思いますので、今後もそのように進めたいというふうに思います。

それから、3月29日から6月6日の約2カ月間で、約20%の発注ということでございますので、当初予定したほぼ同様の入札の数だというふうに思っております。残り1,400件に当たりましては、6月下旬以降、月200件程度を目標に、12月発注を終了したいなというふうに考えております。それから、林道災害につきましては、10月末までの発注計画というところで考えております。

業者等の状況につきましては、先ほど建設課長のほうから説明がございましたので、同様でございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 答弁を聞いておりますと、意外とスムーズに進んでいるようでございまして、私たちが取り越し苦労をし過ぎているのではないかと思います。今後も見通しのように進んでいくのですか。

特に農林課においては、よそから、建設課においては6班もよそから入ってきていただいているということですが、農林課においては、農災においてはよその業者さんたちが来て協力してもらっておりますかどうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。町外の業者さんからの応援ということでございますが、契約が終わった中で、下請の報告がありますのが二、三社というところでございますので、建設課所管の公共災害復旧事業とはいささか違っているような感じでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 山都町は田植えも大体終わりに近づいております。災害が起きた、査定された田んぼにおいても、自分で内側にあぜをつくったり、あるいはブルーシートあたりをかぶせたり、いろいろな仕方田植えをしてある田んぼが、災害査定してある箇所でも、そういう田んぼがかなりの数あると思います。

それで、田植えをしてあれば、稲刈り後でなかと工事ができない。あるいは、何もしてないところは工事発注したらすぐ工事に入られる。そういう箇所があると思いますが、そういうところにおいて調査されたのか、あるいは調査をされて、発注してすぐ工事に入れるようなところを優先的に工事発注されてはいかがか。お答え願います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。先ほども申しましたとおり、残り1,400件ほどの入札を行う予定でございます。

農林振興課の方針といたしましては、まずは全ての工事箇所、全ての件数をまず入札を行うということを基本にしまして、発注後、どうしても不調案件が出てくるということが現実のところでございますので、不調案件につきまして、地域ごと、あるいは路線ごと等に、なるべく細かく区分けを行いたいというふうに思っております。

1,400件を超えております、1,700件ぐらいの災害でございますので、ある一定の場所の工事発注あるいはというのは、ちょっと今のところ難しい状況でございますので、まずは全ての工事件数を発注しまして、不調の状況を把握した上で、その後、合併施工なり、あるいは地区別の施工なりという発注方法等が考えられるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 農災においては、工事の額が小そうございます。大きかったって何百万ぐらいだろうと思っております。そういうところで、なかなかよその方から、地区外の方から工事を請け負ってもらえない、小さい工事ならば来ないというところだろうと思っております。

むしろ、この前も言いましたが、地域をまとめて何百万、何千万にして工事を発注されたいかがか。そうすれば、地区外の方々も来て、泊りこんでも協力していただく可能性が高いと考えておりますが、どうですか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 今、議員がおっしゃったこと、まさにそのとおりだというふうに考えております。全ての発注後に不調の件数を再度分析しまして、発注方を協議しながら、あるいは建設業協会等とも協議しながら、そういった工夫ある発注計画ということで立てていきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 災害復旧は、災害が起きた年は設計して、その後2年となっております。条例でそういうことが決められた条項があったと思います。それで心配しているわけですね。

果たして2年で終わるのかどうか。そういうことを心配しております。

実は、この前言いましたように、矢部阿蘇公園線の早期貫通についてということで、南阿蘇と交流会をしたとき、南阿蘇の村議さんに、大体あんたげはどぎゃんなっとなかって、あぎゃんところはとてもしゃなかばってんもうあのまま置いて、耕作しなくてそのまま放置だろうという話をしていきましたところ、いえいえ、5年後には見違えるような耕地になっております。農地に災害復旧ができるというような話がされました。

それで、私たちは2年以内にしなければならぬという観念にとらわれておりましたが、南阿蘇ではそういうふうな話がございました。工期の延長あたりも真剣に考えられるべきじゃないかと。2年でできますか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） その点につきましては、我々も非常に心配をしております。現在の進捗状況では、とても2年では完了が見込めないという予測を立てておりますが、可能な限り、2年の間でできるだけはまずやると。それで、どうしても残った分につきましては、その後、繰り越し等で行うという手続が必要になるかというふうに思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） この前から、工事請負契約の入札あたりを見ても、辞退という業者さんたちがいっぱいおいでになります。かいつまんで言うなら、国とか県の工事あたりになると、この辺を何億で仕事せいというようなことで、あんたはAクラス、あんたは特Aだというようなことで強制的に割り当てられて、待てど暮らせど設計書が来んというような話も聞いております。

そういう国、県の仕事がいっぱいあるから、なかなか町の工事を辞退せざるを得ない、あるいは管理者の数が少ないというようなことも言われておるようでございます。そういうことも含めて、業者さんたちともいろいろ話をされながら工事を進めていくべきだろうと思います。特に農災においては、小さい、100万単位ぐらいの工事ならば、よそからは来んばいたというのが、業者さんたちの通例の話でございます。宿泊料あたりまでを含めて考えて国は対応しているようでございますので、町のほうもそういう対応をすべきではないかと思いますが、そういうふうな考えは持っておられますか、建設課長。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをいたします。今の御質問ですけれども、何回かお話をしたかと思いますが、建設課のほうでは、協議事項として、ほかのところから来られたところの宿泊費、交通費等は経費で見えていいよという通達が来ておりますので、今現在、そういった方向でもうちは進めておるところでございます。業者さんが来られましたならば、その実績に応じて変更をかけてするようにしております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 町全体、そういうふうなことで、建設課、農林課だけでなく、例えば体育館あたりにしても同様だろうと思いますので、ぜひそういうふうなことで考えて進めていっ

ていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 今、私が申しましたのは、公共工事といいますか、災害も含めて、うちのほうでやっております補助事業はそういうふうな通達が来ております。ところが、省庁を超えますと、その通達が遅かったり早かったりというのがございます。恐らく国土交通省から県を通ってくるのが、うちが一番早いだらうと思っております。ですから、ほかの厚生労働省とかいろいろございますけれども、ほかのところはどういう通達が来ているかというのを私は把握しておりませんので、おっしゃるとおり、全体的にそういうふうに意思統一を図ってやっていくのが本当だろーと思っておりますけれども、そこにつきましては、私も今のところ把握しておりませんので、あくまでも建設課としてはそういうふうにごやっておるというところで御認識をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 時間があれば、後でまた行きます。ほかの課長さんたちはありませんか。なかったら次へ行きます。

それでは、AEDの必要性についてということで出しております。

8年、9年ぐらい以前だろーと思っております。1回、ぜひこれが必要だということで、そのとき答弁された課長が柳井課長さんで、菅尾の出身でございます。その人が、議会の答弁でなく、次のときでしたか、公式か私的是かははっきりわかりませんが、各公民館に配付するように予算的な措置をしておいたからということ、そういう話がありました。

現時点で、配付の現状というのはどうなっておるのかお尋ねしたい。まず、それから聞きましょう。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） AEDの必要性についてということで、平成25年の9月議会にて、田上議員が質問されておりました。

（「ああ、そうですね」と呼ぶ者あり）

それで、そのときも申しましたけれども、先ほど防災無線で流れるからということで、ちょっと詳しく説明申し上げますけれども、AEDは、日本語に訳しますと、自動体外式除細動器と申します。何らかの原因で、不整脈の一種と言われておりますけれども、心臓の一部——心室が正常なリズムを刻めなくなった、細動——小さくぶるぶる震えるという状態になります。それでもう心臓がそのような正常な動きをしませんので、正常に体内に血液が流れなくなるというようなことで倒れられたりする。そういったときに使うのが、この医療機器でありまして、御存知のように、心臓の近くにパッドをつけて、それで電気のショックを与えて、ぶるぶるじゃない状態に、本来の状態を取り戻す、リズムを取り戻すためということでそれを使います。

そのようなことで、25年当時では、町内に、前課長がお答えしたのは、大体60カ所整備しておったというようなことで、これは民間での整備というのがなかなか報告制ではないのでわかりませんが、現在では、行政機関では16カ所、これは役場とかそのようなところでは、

れから、学校、保育園、保育園の私立も含みますけれども、これが29カ所。それから医療機関、歯科医院も含めまして15カ所。それから、保健福祉施設、これが8カ所。その他、民間は肥後銀行さんとかJAさんとかいうようなことも含まれますけれども、それが11カ所。合わせまして、これはおとしぐらいの数値になりますけれども、79カ所が整備されているというふうなことでございます。

先ほども申しましたように、これは医療機器でありますので、13年前まで、2004年までは、一般の方は使うことはできませんでした。専門のお医者さんや救急救命士さん、消防の、そういう方しか使用が限定されていたんですけれども、今では、13年前から、一般の方でも使えるというふうなことで、随時、消防署にもお尋ねしましたが、山都の町内でも、年間で20件近くの講習会を行っているということで、受講者も約500人ぐらいは毎年その講習会を受講されているというふうなことでございます。

現状としましては、そのようなことで、今、申しました79個整備されておりますけれども、多分、民間さんのほうで独自に整備されているところもあると思いますので、これはちょっと時間をかけてでも、ちゃんとどこにあるのかというのは調査をしたいというふうに思っております。現状の整備状況はそのようなことでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 先ほど言いましたが、高齢化率が46%で、五木村に次いで2番目でございます。面積は町村単位では多分1番ではないかと思えます。県下で3番目、市町村を含めて。そういう広大な面積の中で、なかなか行き届かないと思えます。

例えば、年間に消防署の救急車が770回出動しております。矢部と蘇陽、山都町全体で。そういう状況でございます。そして、高齢者の方が490だったと思えます。約500人が高齢者です。それから、少子高齢化で、幼稚園も僻地保育所も学校も施設も、いろんな施設がだんだんなくなっております。私たちの地域でも、消防署から、救急車要請して15分、20分、あるいはそれ以上かかると思えます。山都町の中心地でなくてちょっと僻地になれば、やっぱり30分ぐらい見とかなければならないだろう。そういう中で、3分、5分が勝負だと病院の先生はおっしゃっております。

だから、僻地に、地域の中にある程度、公民館、あるいは民間あたりに配付して、地域の人がさっと使えるような体制をとられるべきではないかと思っております。質問をしているわけで、お願いも含めて発言しております。どうぞ。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 時間が非常に勝負ということで、正常な状態でなくなりまして、1分増すごとに救命率が10%下がると。1分間で10%ずつ下がるということで、これは時間を争うものでございます。そのようなことで、前回も、整備の必要性は前課長も言っているところであります。

貸し出し用といったところで、役場の本庁、それぞれ、清和支所、蘇陽支所に貸し出し用というの準備しております。ですから、あらかじめ予定されている大きなスポーツ大会とか地区の

集まりとか、そのようなところで心配される場合は、貸し出し用をぜひ利用していただきたいと思います。

それから、なかなか整備が飛躍的に進まないというのは、もちろん費用の面もございます。耐用年数はかなり毎年毎年上がってきておりまして、大体、今の普通のAEDは日本製のほうがもうございますけれども、大体、耐用年数が6年から8年ぐらいは、その医療機器そのものには耐用年数がございます。それを過ぎると更新ということで、取りかえていかなくちやなりません。

それから、いつ何どきあるかわかりませんので、もちろんバッテリーはずっと入れっぱなしでありますので、バッテリーのほうが3年、4年に一遍ずつはかえなくちやなりません。これは、いつかえるかというタイミングは、そのAEDを業者から買えば、どこに整備したというとは業者のほうが登録されます。ですから、バッテリーをかえる時期とか、体につけるパッドとかも、かえる時期を業者のほうから連絡していただけます。

そのようなことで、ぜひともそのような貸し出し用をまずは利用していただきまして、価格はまだ言ってませんですかね、価格も大体25万円ほどいたします。そのようなことで、その必要性はわかっていますけれども、なかなか各集落へというふうなことは、ちょっと今のところはございません。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 1分たつごとに10%という発言をなさいました。そんならば、貸し出しのところに借りに来て、持って帰って使うまで、どこかかりますか。そういうことを、発言され方で、答弁され方で、そういうことは全然考えになりませんでしたか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 貸し出しにつきましては、私が申しましたように、各種のスポーツ大会や、あらかじめ行事として決まるとる集まりのようなときには、ぜひとも借りていただきたいというふうなことでちょっと申し上げたところです。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） まず、人の命が一番だと思っております。私も変な関係で、こういう事故とかいうところに何回も行き会わせました。そして、必要だということで、しっかり考えております。ちなみに、私も人工呼吸、消防のころ習った手で押す方法ですね、それもしたことがございます。

皆さん方、ぜひ覚えておいてください。これは、手で押す人工呼吸はぜひしてくださいというのが、消防署の救急隊のほうの話でした。それをすることで、血液が脳に行くと。だから、これをしておるほうが、手で押してでも人工呼吸しておるほうが、脳死の状態になりにくい。あるいは、消防署が行って蘇生するとき、やはり助かる率が高いという話でございました。だから、ぜひ覚えていって置いて、そういう現場に立ち会われたならば、ぜひ手で押さえて、人工呼吸でも何でもやるようにしてください。

それから、高齢化率46%でございます。大変不名誉でございます。ただ、逆に、これを逆手にとって、高齢者の福祉の町として全国一になってみませんか。どうですか。課長の時代に、ぜひ

そういうふうなことを考えてみていただきたい。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 大変ありがたい提案、ありがとうございます。

ちょっと申し忘れてはいたけれども、そういうふうな有事のときに、まず講習の中では、必要か必要でないか、息の道を、何て言いますか……。

（「気道確保」と呼ぶ者あり）

気道確保する人、それから救急車などを呼びに行く人と、そういうふうな役割分担がありまして、この機器を作動いたしますと、音声で知らせてくれます。こうしなさいこうしなさいと。必要でないときに電源を入れても、そのショックは電気が通らないというふうな、今、仕組みになっているそうですので、迷ったときには、それは準備してほしいというふうなところも業者さんは言うておられました。

ですので、高齢化率が非常に高いということでもありますので、それぞれの各方面の意見を聞きながら、これは前向きに検討してきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 消防署あたりと話をされて、この地帯には何分で行く、ここの地帯には何分で行くというようなことを聞かれて、時間がかかるころから、地域の中の区単位なり何なりに、どっかに置いていただいて、配付をしていただくように、ぜひお願いでございます。町長のほうにもよろしくお願ひしたいと。お金のことは、私たちは出されんけん。お金のことば出していいなら、すぐ補正予算組めて言いますばってん、それはできんからですね。お願いでなかつたかありません。

ぜひ、高齢化日本一、福祉のまち、みんなが見に来るようなまちにしてください。お願いです。

3番目に行きます。文化の森を活用したまちづくりということでお願いしておりました。正式な名前は、山都町観光文化交流館ということになっているようでございますが、書いてありますように、利用状況、大体できてからどういう活動をされているのか、どういうことをされているか、それからお尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 本年3月24日に落成しまして、4月1日から運営を始めまして約2カ月間がたちました。この2カ月間の統計を、入り口にカウンターをつけておりますので、その統計を見ますと、2カ月間で3,651名の入場者がございました。1日平均で言いますと60名でございます。

館の内容につきましては、八朔や清和文楽、神楽、そういった町の歴史、文化に触れるコーナー、目丸の山崎さんの家宝になっております刀剣とか、そういったものを展示して、観光文化の情報発信地としてやっております。

2カ月間で平均1日60名と申しましたけれども、開館当初は7割が町民の方で大体推移して、町外が3割ということでございましたけれども、連休あたりから、6割が町内で4割が町外と、だんだん町外と町内の比率が、町外の方の比率がふえてまいっておりますけれども、2カ月間を

見てみまして、1日60人ですので、山の都創造課としては1日100名を目標として、年間3万6,500人を目標としておりますので、まだまだ少ない状態ではあります。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 見ておりますと、活況を呈しているといえますか、それなりに人が訪れて中を見ているというふうなことを感じております。

しかし、ここが浜町の例えば下市通りにありますが、下市の商店街に役に立っているのかどうか。商店街の活性化に向けてはどのような考えで、あるいはどういう取り組みでおられるのか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） この拠点施設をつくるにあたりましては、3年前から、利活用については当然、商工会、観光協会、中心市街地活性化の皆さんに議論をしていただいておりますので、大いに使って、使って何ぼの施設ですので、そのことは十分お願いしているところですけども、まだまだ2カ月たった時点で、町民の皆さんも、一体どういう使い方をしたらいいんだろう、あるいは利用料は幾らなのかというようなことは疑問に思っておられる方が多うございます。

つきのうも、中心市街地活性化協議会の総会もございましたけれども、その中でもそういったお話が出て、まだまだ町としての情報の発信の仕方についても不十分であるということは痛感しております。ここらあたりをもうちょっと、皆さん方がどういった使い方をしたらいいのかというような例も情報発信しながらしていきたいと思っております。

例えば、フリーマーケットとか朝市とか、農産物の定期的な、土曜日曜のとれたて市とか、そういったこともありますでしょうし、虹の通潤館とこの商店街をうまく連携させることが必要ですので、今、観光協会のほうに通潤橋前の物産館を運営しておりますので、年間13万人から16万人のお客さんが来られますので、そういった方をバスでこちらの商店街にというような工夫も今後していきたいと思っておりますし、また、商店街の皆さんも、独自に自分たちでチラシをつくったりして、いろんな食の紹介、店の紹介等をしっかりしていただければというふうに思っているところです。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） イベント等をということで私も提案を出しておりましたが、あそこのパチンコ屋さんの跡を買うのを、当時の事務長あたりが、商店街の方々の署名を集めて、ぜひ買ってくれということで陳情をされております。もう時代が変わって知らない方も大分おいでになるようですが、もともとはそういうふうなことで、町のほうから、商工会のほうから、後の維持管理は私たちですからぜひ買って下さいということでした。市街化、活性化ということで用地を買収して、そして現在に至ったわけです。

行政が、今はある程度力を入れんと仕方ないかもしれませんが、もともとは商工会あたりがいろんなイベントをして取り組んで町の活性化につなげる、そういう活動の場所にすべきだったろうと思っておりますが、どういうことで話をしておられますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） その件につきましては、常々町のほうからもお伝えしております。当時、やはり商工会、観光協会の連名で要望書が上がってきたわけですから、最終的には、あの施設に2億円以上も投資したわけですから、それを回収する。その回収するという意味は、商店街の活性化、それから清和や蘇陽の観光施設に波及していくという、その責任が浜町商店街の皆さんにもあるということでございます。ですから、自分たちの店に来て収入を得る、お客さんが来てですね、そのことについてはしっかりと取り組んでくださいということです。

きのうも申し上げたんですけれども、そういった中で、それぞれ新町や下市やいろんな商店街が、リレー夜市とかイベントもされますけども、そういったときに、しっかりとこの拠点施設を活用するというので、八朔祭につきましても一番のメインイベントになりますけれども、そういったときには利活用を今まで以上にしっかりとされるものと思っております。

また、つい先日、土曜日曜に、山都でしか——農産物、食農観光塾の塾生の皆さんたちが立ち上げた株式会社の企画イベントとして、レストランバスのほうで、浜町周遊と蘇陽地区の周遊、それから五ヶ瀬のワイナリーと連携して、そのバスを走らせるという二日間のイベントで、きょうも新聞にも載ってございましたけれども、その中で拠点施設にも来ていただいて、見ていただいて、そこで地元のミュージシャンの方が1曲音楽を披露したりしたということで周遊のイベントをしましたが、大変好評でございました。

そういったことで、やはり観光客に新たな付加価値をつけるというようなイベントを今後もしっかりやっていきたいと思っておりますし、アフターファイブ、シックス、セブンというようなことで、仕事が終わって夕方に、あそこで集まっているいろんなイベントをすとか、そういったことはしっかり今後、夏から秋にかけて取り組んでいただくようにしておりますし、中心市街地活性化の皆さんも、そのイベントには取り組むというようなことで受けております。

また、商工会の女性部のほうから、私たちに何かお手伝いしていただけるものはないかというようなことで、やはり浜町の商店街の歴史の勉強をしたりガイドの学習をしたりして、逆に拠点施設の店番というか、施設の当番をすとか、そういったことまでしていただければというようなことで、今、協議もしているところです。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） せっかく副町長の名前を書いとったから、今から副町長をお願いします。

昨年の28年度に生まれた方が71名でございます。調べました。そして、お亡くなりになられた方が341名です。自動的に、引き算して、自然減270名ですね。町が賑わわないというのは、まずは第1番に人口減ってしまったからだと思います。

そういう中で、矢部、浜町、あるいは清和の大川、それから蘇陽の馬見原、こういう商店街の活性化、どうしたらいいのか、どう考えておられるのか、お尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 議員御指摘のとおり、今、合併以来、自然減というのが大体200前後で推移しております。そうした中で、子育て環境を整備してできるだけ出生数をふやすというと

りくみをしておりますが、これはなかなかすぐに効果が出るものではありません。

やはり、田上議員がおっしゃるように、交流人口をふやすことが、まず一番ではないかなと思います。そのために、観光の魅力アップを進めるべきだというお話であります。山都町には、まず、非常に豊かな自然があります。それから、有機農産物もあります。また、歴史文化もあると。そういった点を生かすべきだと思います。また、イベントづくりですとか、山歩きとかフットパスの体験型の観光づくり、そういったよそにないような山都町の魅力を打ち出して行って、人を呼ぶような努力を進めていくべきだと思います。

その拠点として、やまと文化の森は、観光の情報発信、あるいは周遊観光の起点になるのだと思っておりますので、ぜひ御指摘のように、この施設を生かしていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 交流館の中にも写真が飾ってあります。蘇陽峡、緑仙峡、あるいは内大臣峡、自然美と言いますか、もみじのころとか若葉のころとか、それはよそに引けをとらない立派な溪谷があるわけです。

しかし、矢部の場合は、点として散らばっております。ならば、点でなくて、一つのまとまりとして考えて、観光立地を売り出す方法というのはありませんか。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 御指摘のとおりだと思います。山都町、それぞれいいところがありますけど、一つだけで全国クラスになるという大きな観光の目玉というのは、ないのではないかと思います。やはりそれをつなぐことによって魅力を膨らませるということが大事だと思います。

そういった意味では、例えば、フットパスを幾つか組み合わせるとか、あるいは御指摘がありましたように旧町村単位である観光をつないで、周遊ルートをつくる、あるいはグラウンドゴルフで言いますと、蘇陽のそよ風パークで1日目はやって、2日目は清和です、その間は泊っていただくとか、組み合わせることによって魅力を倍加させる、そういった取り組みは必要ではないかと思えます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） ぜひ、そういうふうなことでお願いします。

今から、通告外でございますが、町長、聞いておいてください。

合併して13年ですかね、13年目に入ったと思います。町長も、合併協議会の中で、委員としていろいろ会議に出ておいでになりました。その中で、218号線から道路を入れるということで話をして、それは実現しております。

同時に、文章化はされておりませんが、そのときの話し合いの中で、上の大地、駐車場を含めたあの周辺一帯に、文化ホールをつくったり、町の出先機関と言いますか、いろんなものが役場の近くにあったがいいから、あの辺につくってはどうかというような発言があつておつたことを覚えておりますが、合併後、13年たちました。予算の関係とかそのほかとかいろいろあるかもしれませんが、ぜひ文化ホールあたりを、あるいはほかの施設あたりを上の大地に集約していただくならばと思います。

体育館も、大きな施設ほど災害に弱く、避難場所として利用できない、どこの建物でもそうでございます。避難場所としても、あるいはいろんな催しの場所としても、ぜひ文化ホールあたりが必要だと思いますので、そういうことを含めて、上の大地あたりに考えていただければと思います。その当時の委員として私も出ておりましたので、そのときの考え方、話、いろいろあったのを覚えておいでになると思いますので、お願いしたいと思います。

終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、11番、田上聖君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時19分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番、後藤です。今日の最後の質問となります。

今回は、梅田町長になられて4カ月、新しい町政が始まったわけでありまして、非常に町民の期待も多い中でございまして、私の質問も5項目にわたっております。ぜひ、梅田町長のやる気に見えるような答弁をお願いしたいというふうに考えておりますし、答弁に関しましては、全ての項目につきまして、梅田町長の意見を聞きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

質問席のほうから質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） まず第1点目でございますけれども、町道の維持管理につきまして、これは、町道の維持管理につきましては、農業を経営するにも当たり、また救急車及びいろんな車、災害等の車が来るときにも、2メートル50以下の道路もありまして、非常に住民の期待もあるわけでございます。

町道の維持管理及び改良に関しましては、補助事業に関しましては、計画的に交付金あるいは補助事業等で着々と進められております。ただ、一般町道のちょっとした災害、拡幅工事、舗装等につきましては、各区长さんあたりが区長会を開いて、印鑑を打って出されるわけですね。大体、今まで蘇陽の件数は1,145件ありまして、おおむねスムーズに進んではいるわけです。ただ、区長さんが出して3年になっても、何のことはないという話もあります。その中で、「おい、後藤君、お前、出してもう3年ばかりなるばってんさ、ことしどもはするかい」というようなことで、どやんなつとるのですかと聞きますと、予算がないと。

町長の言う町道の維持管理に関しましては、やっぱり農業のかなめであるわけですね、道路というのは、穴ぼこがあったりすると、高齢者の方がトラクターを運転するにしてもかやったりす

る危険がある、横転する危険があるので、なかなかバラス入れもできないような状態じゃあ困るわけです。

昨年は、たまたま地震もあり、集中豪雨の災害もありまして、そちらのほうの応急処置はやってもらいました。しかしながら、今のところ、そういう地区内を見るだけでも、まだまだ、今、継続しているのが十数件継続してやっておるところがあります。二、三年前からやってるものの中で、5年以上継続しているのが10本以上あって、そのほかに20本程度、全然未着工。その人に話を聞きますと、役場に出しとったけん安心しとると言わすわけですね。いつかさすやろうと。でも、どやんなとととやと聞くと、予算がないと。

これは、やっぱり区長さんは、皆さんを集めて会議して、役場に申請しようということで申請した。しかしながら、予算がないというたった一言で打ち切られる。そうなってくると、その当時出した区長さんはもう変わられて、ほかの区長さんになっておられる状況もあるわけですね。これらの採択におきましては、やっぱりぜひ、現場の課長も、私も一緒に行きます。写真を撮ってもらいます。もう、写真撮ったら、それだけで安心さすわけですね。じゃあいつごろからするんだって言ったら、もう早急にしますという話はするばってん、1年、2年たって行ってみると、予算がない。

やっぱり今後、道路の維持管理に関しましては、早急に、町長も現場に行って調査していただいて、救急車等々の車が来たり、火事の時でも消防車が入ってこられないような道は早急に調査をして、早急に着工していき、早急に道路の整備はやるべきじゃないのかなというふうに考えておりますし、ここの予算要求に関しまして、どのような経路で予算要求して、どのように誰が決定していくのか、それについて、課長のほうからと、町長の今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、お答えをしたいと思います。確かにおっしゃるとおり、維持工事というのは単独の一般財源でございまして、補助に頼っている事業ではございませんもんですから、事業費に関しては厳しいものがございます。ただ、おっしゃるように、地元の方からすれば、道路の補修とか軽微な路肩の決壊とか、いろんなことをすぐに取りかかってもらえるもんですから、地元ですれば非常にありがたい事業の一つでもあります。

私も大変大事な事業であるということは十分認識しておるところでございます。ただ、今、申し上げましたように、これが一般財源ということでございますもんですから、区長さん方が全員で印鑑を押して、してくださいというような希望に対して100%お答えできないというジレンマは私のほうでもございます。

ただ、毎年毎年、そういうふうに予算の割り当てがありましたら、本庁と支所がございましてけれども、担当のほうと話し合いをしながら、予算時にはどこどこ線が幾らとかというふうには挙げていただいておりますけれども、それが十分に反映できていないというのが現状でございます。

私としまして、これ以上の答えようがないと言いますか、前向きにやりたいなというふうには思うんですけれども、確かにおっしゃるとおりでございますので、まことに申しわけございま

せんが、そういうところでございます。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、後藤課長のほうから名答弁があったかなと思っておりますが、山都町、大変広い町中で、町内で、そしてまた町道の路線も非常に長いというようなことで、今後藤議員からありますように、維持管理には大変な金がかかるんじゃないかなという思いであります。

先ほど来あります、二、三年前の陳情がまだできていないと、具体的な路線であったり、箇所等の確認も私もしておりませんので、今ありますように、現場に参りながら、後藤議員とも一緒参りながら、つぶさに現状を見てまいりたいという思いであります。

先般も、蘇陽地区で、最終的には弁護士との話し合いになったようでございますが、道路の欠陥によって車が壊れたというような事案も発生をしておるのも事実であります。これはもう、蘇陽地区だけでなく山都町全体に言われることではないかなという思いでありますので、維持工事につきましても、地元から要望は、これは蘇陽地区だけでなく、清和地区、矢部地区どこも一緒だという思いであります。

まずは今年度、去年からでございますが、災害復旧に全力を尽くしておるといような部分もあります。それと同時に、維持工事につきましても、地元の皆さんの要求に一度に全て答えられることはできないかなという思いでございますが、優先順位等もつけながら、予算の確保に向けた努力をしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 地元の方が3年ほど前に出された陳情書に、印鑑ついて出されたところには、やっぱり実情ぶりを話してもらわんと、出しとるけん安心しとうって、もうばってんがなという話じゃ困るわけですね。

ですから、仮に1,000万の予算がついたとします。1,000万の予算がついたとき、できるのは4本か5本なんです。200万か300万すぐかかりますんで、ちょっと舗装してやって拡幅して100メートル分すれば、20本あって5本なら、積み重ねで、年々年々できないのが出てくるわけですよ。要望としては、年間1億弱ぐらいの、一般財源120億あるわけですので、120分の1ぐらいは、町道の維持管理には投資してもいいんじゃないかなと思っておりますし、農道に関しましては、中山間とか、あるいは農地の事業で災害復旧もちゃんとできているわけ、管理もできてるわけですね。

ですから、問題は、農道に行くまでの町道が決壊したどうにもならんわけですので、ぜひ、この災害に該当しない60万以下の改修あたりは早急にやられたということは知っています。ただ、その前に、集落間を結ぶ、集落の中の防火水槽に行く道とか家がある道とか、方向転換ができない、この前、滝下で火事があったわけですけども、警察が入っていかれない。行ったら火事場はもう通行どめですから。もう方向転換もできないわけですよ。もうみんな、焼け死にやん状態になってしまいますんで。

究極の話をしてしまいましたけれども、そういうこともありますので、ぜひ現場の把握はしていただいて、町長も忙しいとは思いますが、1本、2本分は見ていただいて、早急に取り

組むような姿勢、各支所から予算が上がったときに、やっぱり優先順位を早く決めて報告して、このように実施するというのは、町長が一口言うと安心しますから。

直接、地元の人が町長に言ったことはすぐできるつちゅう話もあつとですよ。町長に言えばすぐでくつとですか、そんなら町長にすぐ言うたらいいじゃないですか。みんながそぎゃんなったら大変でしょう、やっぱり。ですから、そういうシステムがあるわけですので。要望書があるわけですので。町長に直接言うたら、町長に言うたけん、もうそげんとはすぐできるって話があったら、本当に嫌な話なんです、それは。ですから、システムがある以上、そのシステムをきちんと守っていただいて、申請書を出したところを優先的にやっていくというようなことを、ぜひ今後はやっていただきたいというふうに要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、農業災害復旧のことにつきましては、全議員がもう言われましたので、1点だけ。

農地災害復旧に関しまして、受益者の方が、うちんとはどやんなつとつとだらうかという話があるわけですね。何も、誰に聞いちよかつたるか、出さしたつたるか、査定は通つたつたるかという話があります。ここら辺について、入札される側が一人一人に、こぎゃんしました、あぎゃんしました、幾らでしたと言うことはなかなかできないのかなというところもありますけれども、災害に出した人は、やっぱりどうなっているのかなという心配もありますので、ぜひ、それは誰にどのように尋ねたら答えが出るのか、農林課長のほうから御回答お願ひしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、御質問にお答えいたしたいと思います。従前からでございますけれども、農地災害等の負担金の納入等の通知につきましては、発注の準備が整いましたと。発注の準備が整ったということは、工事費が積算できておりますので、負担金が確定しましたということで、こちらのほうから関係者の、農地であれば個人、あるいは施設であれば代表者の方に文書を送っております。

その中には、28年度災害につきましては、工事負担金の金額、それから査定番号等がございます。ですので、納付書にはその程度の情報しかございませんので、今回の場合、非常に多数な件数でもございますので、この通知を発送されますと、数日間は、問い合わせの電話なり、あるいは現地の確認ということで来られているような状況でございます。それをもちまして説明をするというところでございます。

場所によっては数十カ所に及びますので、申請書、それから現場の確認ということで、確定しているのは最終確認をして、農家の方に御理解をいただいているというような状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） それは多分、まだ入札してなかったもので、通知が来んばつてん、どうなつとるのかなという問い合わせがあつたのかと思います。それはちょっと、今、課長のほうからありましたように、またそういう話があつた場合は、そのように答えたいと思います。

続きまして、同じく課長のほうに、有害鳥獣駆除の処理加工施設につきましてお尋ねします。

実は、昨年、今、会計課長、前農林課長がいらっしゃいますけれども、昨年中にでき上がる予

定のがことしの10月になったというようなことで、ことしまで、なぜずれ込んだのかということと、処理施設の運営について、どのような方向で運営されていくのか、それから何人体制で運営していくのか、どのような形で運営者を公募していくのかということについてお尋ねしたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。なぜずれ込んだかというところでございますけれども、昨年の9月議会等でもお話があつていふうに思っておりますが、当初は本年の4月1日からの稼働予定ということで計画が進めてまいられました。

ところが、昨年の熊本地震、それから豪雨災害というところで、最終的な熊本県の交付決定通知等がおくれ、さらに、加工所におきましては、県の設計協議ということがございましたが、その他の災害等で県のほうも多忙をきわめられ、実際に工事の入札にこぎつけたのが、3月の16日付での一般競争入札に、建物の場合がおくれたということでございますので、どうしても、本年度からの稼働はできなかったということで理解をしております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） あと1点が、この処理加工施設は10月ごろから運営するということになっていふうです。そうすると、誰が経営するのか、どのような形であるのかという話は、委託するとかいふ話がありましたけれども、その要領を、どのような形で募集をかけていって、人員がどの程度要るのか、いつごろから募集をかけていふうのかということについてお尋ねしたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 従前からあつたかというように思いますが、施設の運営につきましては、公設民営の方針ということで現在も変わっておりませんので、民間の会社への業務委託ということで考えております。

それから、運営の見通しということでございますが、以前にも示してあるというふうには思いますが、運営初年度から2年目までの赤字収支計画、それから3年目から黒字の計画というところで示してございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） それと、私が言ったのは、いつごろから経営する側の募集をかけて、タイムスケジュール的な話ですよ、これ。10月にでき上がるのであれば、その前に募集をかけて、ある程度、勉強やらせないかんわけじゃないですか。いきなり10月から、はい、始めますよというわけにはいかんでしょう。ですから、いつごろから募集をかけて、いつごろからその研修なんかを始めるのという話をしているんです。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 本議会にも、管理委託の予算等々を要望しておりますので、議決後に本格的に開始したいというふうには考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） では次に、これ、何千万もかけて計画は実施されるわけですね。そういう中で、私が自分で経営したならばというふうを考えるわけですよ、どうしても。どうなるんだろうなというふうを考えるわけですけども。

イノシシか鹿ですね。これ、持ってくる場合に、有害鳥獣駆除の補助は当然出しますよね、1頭1万。そうすると、それを持ってきた場合に、1時間以内に持ってこないかんわけですね。それは買われるわけですか、それとも無償でとるわけですかね。

それと、1日の処理能力はどのくらいあるのか。まずはそこまでお聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） お答えいたします。購入を考えております。イノシシ、鹿ともですね。

それから、処理能力でございますが、現在のところ1日最大で5頭、年間200日の稼働で1,000頭までは可能だということで想定をしているところでございます。

処理能力につきましては以上でございます。

○4番（後藤壽廣君） 年間200頭ですね。

○農林振興課長（荒木敏久君） 1,000頭でございます。200日の稼働で。

○議長（中村一喜男君） 指名してからしてください。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 200日の稼働で1,000頭となってくると、私は冬場の、11月、12月、1月、2月、3月ぐらいまでは、イノシシの加工は当然大丈夫だろうと思うわけですけども、その後、夏場のイノシシのそれとかいうのは、ちょっと加工には適さないのじゃないかなと思いますけど、そのところはいかがなんでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 今議員がおっしゃいましたとおり、有害の捕獲の実績等を見ますと、10月から、やはり3月までがピークでございます。

それでは、それ以外の期、4月あたりからどうかということですが、この時期に、10月から3月ですので、約半年のほうに集中しますので、まずは一次加工処理をします。それから、先日購入の決定をいただきました備品等の中に冷蔵庫等がございますので、まずそこで熟成させるという方法も一つであるということに思いますので、それから加工していくという期間が必要かというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） そういう計画があるわけですけども、20日間でせんと、来なかった場合、持ってこんっちゃうことも想定せないかんわけですよ。当然ですね。そうせんと、本当に来るか保証はどこにもないわけですので。

また、1時間以内には搬入せないかんということになってくると、自分で経営したらと考えたら、誰も持ってこらささんときはどうしようかなというふうを考えるわけですね。そうしたとき

に、やっぱり経営的には、必然的に経費が年間五、六百万かかると思いますよ。売り上げが、今のところ3年後に黒字になると言いますが、なかなかそう簡単には、この話は、全国のデータを見てみますと簡単にはいかんと思いますし、この場をかりて、課長、やっぱり赤字は補填する、しないという話も出てくっと思いますよね、当然。3年後に黒字になるという保証はどこにもないわけですから。

ですから、公益性を考えた場合も、いろんなところ考えはあると思いますけど、そこ辺のところは、また町長なりの話も聞かにやいかんと思っておりますし。方向性についてはですよ。しゃにむに独立採算制でせいっちゅう話じゃなくって、やっぱりある程度のきちんとした企業的な発想で見通しをつけないと、つくったけん何とかなるって、何とかならんときは町が何とかするって、そのレベルで話してもらっちゃ困るわけですね。

ですから、ここら辺のところはシビアに、前課長が言っていました、3年後に黒字になると、何の保証もないことですので、そのところは、経済建設委員会もあるわけですので、そこら辺のところも十分研修しながら、検証しながら行くべきじゃないかなと思っておりますし、そこら辺の方向性についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） 加工所ということでございますので、いわゆる原料、おっしゃったとおり原料がどれだけ入るのかということでございますが、最終的に、精肉になりましてからの価値が上がってくるということが……。原料を持ってこられる方が狩猟者でございますので、そちらに持ってくると、いい精肉となって、それが販売につながれば、自分の所得にもつながるわけでございますので、まずはその加工所がいい肉を生産することが第一かなというふうに思いますし、狩猟者の方におかれましても、現場でのとめ刺し、それから血抜き等の指導も考えておりますので、そういったところで肉質を落とさないようにお願いしますということで、加工所に持ち込んでいただきまして、その結果として非常にいい肉ができましたというところで、狩猟者の方の御理解を得ながら、原料につきましては提供いただくという方向性かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今は狩猟者が持ってくるじゃないですか。持ってきたら、その販売所が販売するんじゃないかと、狩猟者に渡すわけですか、持ってきた人に。じゃないんでしょう。とってきたイノシシを買ってくださいよって、有害鳥獣駆除で1万円もらいました。ここに持ってきました。また1万円もらいました。その加工した肉は、そこで販売するんじゃないんですか。その受益されたところで。じゃなくて、その人に渡すわけじゃないでしょう。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） はい。渡すことではございません。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 僕は、その請け負ったところが、販路まで考えないかんちゅうわけ

でしょう。それはそうですよね。今、受益者のほうが喜んでいただくって、受益者のほうは、持ってきたら、こうやってすれば、ちゃらで、ばあで、終わるわけですね。

ですから、そこら辺のところから、また販路についても、また十分検討せないかんし、それを企業的な発想でもってやっていかんと、非常に、後でまた500万出さなんとか1,000万出さなんとかという話になってくると、当初の話と違うじゃないかということが出てくると困るということは、一応、念頭に置いて、この加工所については十分な議論をしていただきたいというふうな話をしているわけです。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） まず、この加工処理所がうまくいくためには、まず原料の確保の観点が第一かなということでございましたので、狩猟者の方々から、この加工所により多く持ち込んでいただくというところを答えたところでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この件につきましては、建設経済委員会もありますし、まだ時期もありますので、ぜひ十分検証していきながら方向性をきちんと出す必要があるんじゃないかなと思っておりますし、後でそれら聞いとらんとぞって、何でだすとやという話になってくると困るわけですね。私は3年後はやり切りで終わると思ってたもんで。ところが公益性を考えるとかいう話になってくると、それは頼みますよ、全然持ってこんときは、町が何とかせないかんわけでしょう、やっぱり。肉が全然入ってこんと。それについて、町長あたり、どうふうにお考えですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） これにつきましては、長年の山都町の懸案事項が、やっと工場建設に着手したというようなことであります。長い間、皆さんも議論をした中で、今回の処理場の建設ではないかなという思いであります。

私も何回か、これにつきましては、課長クラスに、このような形でコンサルが入るとするというようなことでございますが、コンサルがイノシシの肉を売るかいと言いました。間違いないところですよという話でありますので、そういう計画がなされておるといような話であります。2カ年、3カ年は赤字の運営が余儀なくされるのも事実だと思っております。しかしながら、その後、経営が、今、後藤議員が言われるような部分については、十分検討していきたいという思いであります。

今ありますように、いつも、私はいつもではありませんが、こういう大きな事業をするときに、常任委員会も開かない中で建設計画がひとり歩きしとるのが、今の山都町の現状じゃないかという思いでありますので、今は途中でございますが、ぜひ現場も見えていただきながら、そしてまた、今言われるようなことについても、委員会等でも議論をしていただきたいなという思いであります。

先般、藤澤議員の議員のほうにお話をしました。町道の編入を少し、10メートルか15メートルという思いであります。あそこは大変なとこだぞと怒られました。地元議員も知られない中での町道編入等々も計画をするというように、このような大事な初めての事業をするときに、

委員会がまだ開かれてないという今、初めてですか、済みません、常任委員会は。開いてなかですか。

(自席より発言する者あり)

そういうことでございますので、先ほど政策審議会のお話も出たところでございますが、ぜひ大きな、政策委員会は1年に何回もするわけではございませんが、常任委員会等につきましては、このような大事な事業を始めるときに、計画段階から皆さんと協議をしながら進めていくのが筋かという思いでございますが、もう建設が始まり、ことしの10月からは本格稼働というようなことでございますので、早急に皆さんの御意見も聞きながら、また、今の状況等も説明をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長(中村一喜男君) 4番、後藤壽廣君。

○4番(後藤壽廣君) これについてはまれであれですが、先般、予算審議のときに、イノシシの駆除に関しまして、補助金あるからって、尻尾を切って山に放置してあるというようなことを言いましたよね。

これは、地元のほうから話があった中で、尻尾を切って、イノシシを投げ散らかしてあるという話もあると、やっぱり非常に、カラスが来たりとかイノシシも共食いするとかいう話もあって、環境衛生上余りよくないというふうに思いますし、先般、8番議員からもありました、焼却炉に解体して持ってくれば、焼却するという話もありましたが、何万頭も解体するわけにはいきませんし、そこら辺のところも、今後は環境的なことを考えた場合、やっぱり補助金を出す場合は、埋設する、埋ける、そこまで確認するような体制をとるのも必要じゃないかなというふうに考えております。ここはぜひ、そういうふうな検討を今後してもらいたいということを要望しておきたいと思います。

続きまして、保健福祉総合計画と介護保険の福祉計画につきまして、第7次介護保険計画、本年度のうちにもう始めてる町村もいらっしゃいますけれども、ここら辺については、町独自の介護保険福祉総合計画をつくる必要があるんじゃないかなと思っておりますし、国が出しているのは、地域の中で何とか見守りをしていって、地域の中で何とかしなさい。これは、介護2と3が、もう施設に入られないわけです。ですから、地域の中でしなさいよというような話があります。

そういう中で、今、社協が、清和、蘇陽、矢部があるわけですがけれども、考え方に非常にばらつきがあって、やっていることもばらついている。一つは、蘇陽地区においては、社協においてデイサービスあたりもやっている。ところが、蘇陽地区のデイサービスは3社あるわけですね、やっているところが。もうこれは民間に委託して、社協的な役割をやらせてもらわにゃいかんだろうなど。

それと、清和地区においては、デイサービスをやっている業者はいません。ですから、蘇陽から矢部から手伝える必要があるのかなと。矢部はやっていませんので、ぜひ同じ方向を見るようなことをして、今はあっちのほうで、例えば地元のほうでやってくださいよと言っても、地元そのものが、皆が介護受けるところで仕事してるわけですから、できないわけですよ。ですから、こ

こは社協の力がぜひ必要なわけです。

総合的に社協の考え方の一本化を図る必要があると思いますし、今度の7次計画の中では、そういう総合的に町が音頭をとっていかんと、なかなか社協が、俺がするっちゃ言われんわけですよ。予算も要るわけですね。ぜひ、そのところの7次計画については、そのところを踏まえながら計画書をつくってもらわにゃいかんとかなというふうに考えております。

あと1点申し上げておきますと、蘇陽地区において、高齢者住宅というのが整備されております。これは、100万以下ぐらいの人が入るのはただですよ。食事代が1日1,000円、3万円。3万円と介護保険使用料が1万円。4万で、快適な風呂に入って食事して、生活ができるわけです。

それはこの制度の中に入っていないけれども、実際、お年寄りの方がしゅっと入ろうってすると、普通の老人福祉施設は12万5,000円とられるわけです。ちょっと所得がなくても7万円、8万円とられる。なかなか自分たちが見きらん、なら施設に入らないかんとなってくると、高齢者のひとり暮らしの人が非常に行き場がなくなってしまう。うちを売らないかん、孤独死が出てきたりするわけですね。

そういう中で、今度は山都町における独自のな、モデル的な、ぜひ7次計画の中に盛り込んだ中でやっていかん。そのためには、町がどうしても音頭をとらなきゃ社協は音頭とれないわけです。ですから、そのところはぜひサービスが落ちることなくやらないかんというふうに考えております。

これについては、基本的な考え方は町長が持つとかないかんと思います。それが、今度は7次計画の中で、課長がそれをどのように推進していくか。まず町長の方向性をきちんと聞いた上で、課長としてはそれを踏まえて、町長の意見を十分踏まえた計画をつくってもらわないかんというふうに考えておるわけです。その点で、まず町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 第7次の老人福祉計画、介護保険事業計画につきまして、今、後藤議員のほうからありました。まずは今、社協の問題等々につきましてもありましたが、社協のすべき仕事の範囲と町がすべき範囲、いろいろあると思っておりますし、先般、社協におきましても、先ほどありますように、地域の中で支え合う福祉事業というような形の中で、社協の役割も今後、変わっていくのではないかなという思いでおります。

特に高齢者の住宅につきましては、もうずっと、選挙期間中もでございますが、なりましてから、蘇陽の二つの団地の問題等々も、いろんな人にもお話をしながら、まずは清和の大川地区が、場所は適当かどうかわかりませんが、また浜町地区にも、ぜひ高齢者向けの住宅の建設をと、先ほどの三つのプロジェクトの中に住宅の建設のお願いをしておりますが、その中の一つも、高齢者住宅をどのような形にするかが一番の課題だと、私の選挙期間中、いろんな地域を回りながら、こういう場で言うのも何でございますが、こういう住宅に住んでおられるかというひとり暮らしの高齢者がおられます。まだ私が行っていない地区も、そういう方がたくさんおられるんじゃないかなという思いでおります。

あと2年、3年、この地域の、この集落の中で、生活が継続できないんじゃないかなと非常に

心配する家庭がおられるというのも事実でありますので、そういう方々の受け皿、担当に聞きますと、年取なりいろんな部分で制約がある高齢者住宅の建設があるというようなことでございますが、今、後藤議員が言われるように、町独自でも、やらなん分はもうやらなんという思いしております。

これは老人福祉の喫緊の課題だと自分でも認識をしておりますので、ぜひ、そういう形の中で、今度の7次の総合計画、福祉計画の中にも盛り込んだ中で、また、先ほど言いましたように、住宅の三つのプロジェクトのうちの一つの住宅政策の中でも検討していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これは実際問題として、孤独死とか私たちの地区でもあって、いつも元気しておられるので安心しておりましたら、何か返答がないということで、行ってみたら亡くなっただけという状況がありました。中は悲惨な状況です。

ですから、そういうのがあれば、今、蘇陽地区で申し込みが多いんです。町に何人かはいらっしゃると思うんですよ。ですから、この前の予算審議のときの二瀬本の高齢者住宅、これはもう普通の住宅です。うちのおったほうがいいぐらいですもん。家賃払わないぐらいで自分で自炊しないといけない。ということは、自分で自炊しないといけないなら、もう自宅におったほうがいいぐらいですね。

ですから、やっぱり社協のする食事つき、介護つきというような高齢者住宅、後ろに共同風呂があって共同で食事して、そのようなことがぜひ必要かなと思っておりますし、これにつきましては、清和地区も矢部地区も保育園が合併してあきがあるわけです。空き家でもあるならば、そんなにえらいきんきらしたものはつくらんでいいわけです。適当に社協が行って、炊事ができて、御飯ができて、風呂があればいいわけですので。

ぜひ、一人でおるよりも3人、4人いたほうが安心できますからね、年寄りも子供も。ぜひ、そういうことを盛り込んだ計画書にさせていただきたいというふうに思っておりますので、課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 介護保険事業計画と申しますけれども、これはまず、その前に相対的なことを申しますと、今現在、第2次の山都町の総合計画というのがあります。その相対的なもの、一番大きなものは町の総合計画ですけれども、その下に分野ごとに個別計画の一つとして、この介護保険事業計画というものが策定されております。これは3年ごとに策定を見直すということでもあります。

現在の第6期の計画でありまして、27年にできまして、27、28、29、今年度までが第6期でございます。第7期をこの7月に、策定委員会というのをまた各関係の方々をお願いいたします。議員さんももちろん含みます。それから町内の医師の方ですね、それから各事業をされている方、それから被保険者代表というような方ですね。今回は16名でしたけれども、ちょっと16名から減るかもしれませんが、7月にその策定委員会を立ち上げまして、第7期となりますと、来年の4月から、30年度から3カ年というふうなことで事業計画をつくりたいと思っております。

さまざまな、この町の今までやってきたところの、第6期までにやってきたところの成果や課題を踏まえて、向こう3年間の計画を見直すということでありまして、ちょうど時期が、介護保険制度の総合事業も来年度から本格的に始まるというふうなことで、もちろんそこらも含んだところで、これは多種多様なニーズに応えていきたいと思っております。

それから、高齢者住宅の件でもありますけれども、町の条例で高齢者の共同住宅という条例のもとで行っておりますので、菅尾にありますそれにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託するというふうな形で行っております、これはおっしゃるとおり3食がついているということで、非常にありがたみを感じていらっしゃるようです。逆に、柏のほうですけれども、あれは柏老人福祉センターというのがありまして、それを何年か前に増築する形で改築いたしましたけれども、あそこには自炊をしていただくというふうなことでありまして、ちょっと居住のスペースも狭いということで、現在、あそこには誰も住まわれておりません。

昨年の災害に逢いまして、やはり災害でちょっと危険な地域におられる方は、一時的な避難場所として、あそこを活用してはどうかというふうなことで今現在しております、大久保のような住宅をつくったほうがいいというのはもちろんのことと思いますので、その第7期のほうに、ぜひとも町としては組み入れていきたいというふうなことで思っております。

それから、まずは、1番目の見直しについてはよろしいですか。今はそういうふうなところで

す。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） やっぱりどうしてもそれをやるためには、地域力よりもむしろ社会福祉協議会の役割は非常に大切なんです。社会福祉協議会というのは、地域の支えをするところが本来でありまして、地域に入って行って、地の人たちを支えていく。いろんな形で支えていく。そのためには予算もかかるし経費もかかるし労力もかかるわけですね。ぜひそこらを惜しみなく、1、2の人はもう入れられないわけですから。既得権ないわけ。今入っている人は既得権がないわけですので、ぜひそのところは、地元頼むと言われて地元のモデル地区つくっても、モデル地区は2年か3年したら、その人がおらんかったです。もう誰もおらん。迎えに行く者もおらんわけですね、自分たちで。結局、形だけでしかないわけ。

ですから、ここはぜひ、社協を一致団結して地域をサポートする。熊本が全国のモデルになるような社協活動を、合併して12年になるわけだから、社協も合併してずっとなってるわけですから。もうそろそろ一本化していかんと、あっちはあっち、あんたはあんた、俺は俺っていうわけにはいかんわけでしょう、やっぱり。やっぱりもうそろそろ一本化するべきですよ、これ。

ぜひ、そのところをきちんと考えて、7次計画はつくっていただきたいと。ぜひ、社協の意見もぜひ聞いていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと。思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 社会福祉協議会のあり方ということですが、ちょうどことしの4月から、社会福祉法の一部が改正になりました。その中には、地域の支え合いという言葉があらゆる面出てきます。地域の支え合いというのが、その活動が重要であるというふうな

ことが位置づけされております。

今、議員がおっしゃったように、矢部、清和、蘇陽、それぞれの形での、ちょっとそれぞれに活動が違いますけれども、社会福祉協議会の事務局長とも、そのことについてももちろん協議したわけですが、社会福祉協議会の本来の姿をいま一度見つめ直すということで、生きがいと健康づくり事業というのがあります。地域でできる、支え合うようなところに、社会福祉協議会の事務局としても、そちらのほうに力を注いでいきたい。いわゆる、今まで介護予防給付として行われておりました通所のデイサービス等は、蘇陽でやっておりましたけれども、民間でできる部分につきましては、民間のほうにさせていただいてはどうかというような協議も今、もう始めているところでもあります。

そのようなところで、今から社会福祉協議会のほうとも協議しながらやりますけれども、制度、事業が充実しても、人材がいなくてはどうしてもならないということで、社協の抱える問題もあります。私はまだ2カ月半ぐらいにしかありませんけれども、社会福祉協議会の委員さんは福祉会の会長さんということで、町内では30地区あるわけです。町が健康づくり推進委員というふうをお願いしとる方は、自治振興区に1名ですので28名、そこもばらつきがあります。呼び名も、地域を支える会とか、地区社協長さんとか呼び名も違いますので、その辺、統一できるものは統一していただきまして、サポーターのリーダー養成ということもやっていただいておりますので、その辺の、人材をそろえるということが重要ではないかということで、もちろん社協と今後は連携を密にして、地域福祉のためにやっていこうというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ちょっと5番は、先ほど田上議員が言われましたんで、時間があつたら質問したいと思います。

6番目の、機構改革と住民サービスの現状についてということですが、これは機構改革が行われました。その中で、支所機能を、農業委員会がなかったり教育委員会がなかったりするわけです。その中で、清和地区においては、保健センターに行ったら、急に職員がおらんだったという話があって、「議員は知っとつとか」って、「知らん」っていう話があったわけです。

この機構改革については、やっぱり住民サービスが低下するようなことじゃだめなんですね。いかに機構改革をしてでも、役場の職員が連携しながら、蘇陽支所あるいは清和支所にちゃんと農業委員会の相談窓口を設けるとか、月に一遍、相談窓口を設けるとか、あらゆる形で住民の――竹原から農業委員会の問題は本庁に来ないといけんとか、あるいは公民館をつくるときは、役場の本庁の教育委員会まで来ないといけんとかいう話じゃ困るわけですね。

ですから、そこら辺のところは、それがきちんとできるようなシステムですね。役場に電話したら、いや、支所でこうこうしてできますよというような連携をとらにやいかんと思いますし、そこら辺の機構改革についての充実をまず図っていただきたいというような地元からの話がありましたんで、ここら辺につきましては、副町長、梅田町長はまだ4カ月ですんで、機構改革は余り御存じないと思いますんで、副町長、そこら辺のところの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 行革計画に基づいて支所のスリム化等を実施しておりますが、後藤議員おっしゃるとおり、住民のサービス低下を招いてはいけなないと、これは大前提であります。しかしながら、どうしてもスリム化ということで、マンパワーは少なくなっています。それをいかに工夫して、住民サービスの低下にならないかというところをしっかりと考えていく必要があると思います。

例えば、農業委員会の相談窓口についての事例がありました。現在、各支所には、農業委員会、農業関係の専門職員はおりません。しかしながら、本庁の農業委員会と連携を密にすることによって、支所で対応ができるように、また、仮に対応できない場合も、一旦、支所で受けとめて、そして本庁と協議した上でお返しするとか、そういった工夫はしていかなければならないと思っております。

また、機構改革して1年たちましたので、支所の現状等をしっかりと検証して、改めるべき点、工夫するべき点については、また改善していきたいと考えているところであります。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この行革につきましては、本庁の区長会議あたりでも十分議論していきながら、支所課長あたりとも十分協議しながら、何の問題点があるのか、どういう点が問題があるのかということを検証していきながら、より住民サービスの充実を図っていただきたいというふうに思います。これは住民からの話でありまして、今、お年寄りが多いので、畑に杉を植えたいとかいう話がいっぱい出てくるわけですよ。それはもう黙って植えるわけにはいかんわけですから、そこら辺のところの、隣接の人の許可もいるわけですので、そういう相談等もありますので、ぜひ窓口を設けるなり何なり、各支所長と十分協議しながら、住民サービスの低下がないようにお願いしたいと思います。

続いて、最後になりましたけれども、これは11番田上議員からも話がありましたが、観光文化交流館、中心地市街地拠点施設ですね。これにつきましては、前の町長と檜林課長が単独で好き勝手につくったわけじゃないわけですね。当然、観光協会とか、あるいは商工会とか、あるいはまちづくりやべあたりから話があつて、じゃあ頑張つてつくりましょうということであつたわけですよ、何億もかけて。

さあでき上がったら、役場の職員が行って管理せないかんどになりました。これはまた事務の効率化から言っても、書類をまた、あっちゃこちゃあっちゃこちゃしよるごどあるし、これはいかなもんかなというふうに考えていますが、もともと観光協会、あるいは商工会、あるいはまちづくりやべあたりから出てきたの、つくってくれという目的が書いてあつたと思うわけですよ。どんな目的でつくってほしいという話があつたのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） この中心市街地の拠点施設、旧浜町会館の利活用については、平成17年からずっと議論してまいりました。そして、先ほど田上議員の質問にも答えましたとおり、商工会、観光協会からの要望で、やっぱり自分たちでこの施設を運営して、中心市街地の活性化の拠点にしたいというような要望で上がってきております。

ですから、当然、つくったからには、そういう運営にしっかりかかわっていただきたいというのが町の当然の願いでもありますけども、いざ実際始まったところにおきましては、これはいろいろ、商工会が今の古い商工会館の中から出てきて入るとか、観光協会が運営するとか、いろいろな意見もございましたけれども、去年の震災を受けて、いろいろ事情が変わった分もありまして、当面の間は、この利活用の拠点施設の活用の仕方を、まず町の観光所轄の観光部署でまずやってみて、それを受けて、近い将来は商工会、あるいは観光協会、あるいはそれらが共同体となったところで運営していただきたいというようなところで、今も協議を重ねているのが現状です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 私も4回か5回行って、あそこに1時間、2時間おったり、うろちょろしたりはすつとですよ。あるいはもう猫も来んような日があるわけですよ、何も来ん日が。来ても、事務に従事しているわけでしょう。ですから、入ってこらした、ずうっと見てますけど、何か話すとかなと思えば、すーっと見て帰っていかすわけですね。いらっしゃいませもないわけですよ。何もないもんだけん。売るものもない、自動販売機もないし、テーブルもなかったでしょう。だけん、とにかく座るところもない、休憩すつともない、コーヒー飲むところもないもんだけん、すうっと見てすつと帰ってこらすし、何を持ってこらしたのかというぐらいのレベルじゃないですか。いいですよ、60人、100人。でも、そこに来て、あれば見て、ああそうかと帰っても、ちょっと問題がありはせんかなと毎回思うわけですね。

ですから、商工会や観光協会から話があったら、外にちょっと売店のごたつとつくって、週1開くとか、あるいはイベント的に、秋口はあそこからバスと商工会あたりと協議して、ちょっとツアーばしますとか、ちょっと体験ツアーをしますとか、そういう企画書がなからんと、やっぱあそこで御飯ぐらい、土曜日曜食べさせるような、行楽シーズンはそういうのがあってもいいんじゃないかなと。

あと、あそこに造り物も並べるのも私はいいと思うんですよ、外に。この前、雪が降ったときの造り物なんか、見た目、物すごく感じがいいわけじゃないですか。そういう夢のあるような施設にせないかんわけ。そのためには、あれだけじゃ難しいんですよ。あれだけじゃあ寄りたくないもん。やっぱり、来た人が寄ってみらないかんというような仕掛けですよ。その仕掛けが何なのかというと、これは、私も元職員ですけど、なかなか発想的に浮かばんところがあるけど、若い子たちと話してみると、例えば、あら、これは役場が来てしよつとなつていう話があった。何でという話があつて、もともと商工会か観光協会から話があつたけん、そぎゃんせなおかしいんじゃないかといって言うばつてんが、災害があつた、何のかんのというのは理由に私はならんと思うわけですね。やっぱりそこら辺の仕掛けは、もっと今から金使つて。でも、外の分は使うわけじゃないですか。もうちょっとこう、夢のあるような施設にできないもんかなと、いつも行ったたんび思うわけですね。

課長も今までの経験があるわけだし、優秀なスタッフもおるし、副町長もおられるわけですので。また、特に町長が今まで経済界のほうで活躍されているわけですので、そこ辺の農業問題等も取り組みながら、その辺を改革していく必要があるんじゃないかなと。

私が冒頭に申し上げましたとおり、各質問ごとには全部町長の意見を聞きたいというふうに話しておりますので、ぜひ町長もここについて、町長のこれに対する夢を語っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、後藤議員から言われたとおりという言い方は言葉が変だと思いますが、あの交流館を見ております。私も何回となく歩きながら職員と話をして通りますが、ほとんどお客さんが来ない、先ほど平均50名というようなことでございますが、そのような形です。

本当に、今、山崎家の刀から、今度は何だったかな、書類が展示をしてありますが、それだけが目玉であって、恐らく誰もあそこに行きたいなと思う人はなかなかおらんとやないかなという思いであります。

それと同時に、いつも言っておりますが、商工会の方々が、つくってくれつくってくれという話の中で、土曜日曜、ほとんどレストランも食堂も店もあいておらない状況の中で、交流施設、今度、造り物小屋も新町につくる予定でございますが、これを見て回った人たちが、汗流して、先ほどもありますように、コーヒーを飲むところもないような状況の中で、町内の交流施設をつくっても、非常に難しい問題かなという思いであります。

しかしながら、あれだけの、先ほどありますように、2億円近い金を投じた中で建設がされた建物であります。建物は、あのままにすれば建物で終わりますので、いかにして交流館にするかが我々に与えられた課題だろうという思いであります。いろんなイベント等も、全国からでも持ち込めるような仕掛けを、3人のうちの職員が常駐をしとるわけであります。ほかの仕事もしながら、山の都の仕事もしながらあそこにおるということでございますが、まずは、あそこにおける職員が、交流施設の意味を十分理解をしながら発信をしてほしいなという思いであります。

皆さんからも、今、後藤議員からもありましたとおり、いろんなイベント等々も、皆さんのほうからも持ってきていただきたいなと思っておりますし、せっかくあれだけの投資をした町内施設でありますので、ぜひ活用ができるよう、今後とも、みんなで知恵を出し合いたいという思いであります。

終わります。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 町長の本音を聞いたところでございまして、ぜひ、そのように頑張っていたきたいと思っておりますし、あそこに職員がおるというのも、私はいささかどんなものかなというふうに考えておりますし、ぜひ民間の空気を吸った方があそこに座って、それでお客さんの接待をできるように頑張っていたきたい。職員があそこにも、通常業務をしてもらわにやいかんわけですので、ぜひ新感覚のもとで、あその運営に携わっていただければというふうに思います。

本日は、最後まで町長におつき合いいただきまして、町民の皆さん方も、町長の声が聞けたかと思ひ、安心されるかな、不安になられるかなと、それは町民に任せたいと思っておりますけれども、御答弁ありがとうございました。

終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって4番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時19分

6 月 14 日（水曜日）

平成29年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年6月8日午前10時0分招集
2. 平成29年6月14日午前10時0分開議
3. 平成29年6月14日午後1時49分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
 - 日程第1 一般質問
 - 1番 吉川美加議員
 - 日程第2 報告第1号 平成28年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第3 報告第2号 平成28年度山都町一般会計継続費繰越計算書について
 - 日程第4 報告第3号 平成28年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第5 報告第4号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について
 - 日程第6 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
 - 日程第7 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
 - 日程第8 報告第7号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について
 - 日程第9 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について
 - 日程第10 議案第38号 専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第11 議案第39号 専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第12 議案第40号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第13 議案第41号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第14 議案第42号 専決処分事項（平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第15 議案第43号 専決処分事項（平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第16 議案第44号 専決処分事項（山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
8番 工藤文範	9番 藤川憲治	10番 稲葉富人
11番 田上 聖	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	藤吉 勇治	総務課長	坂口 広範
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	本田 潤一
税務住民課長	田中 耕治	健康福祉課長	山本 祐一
環境水道課長	佐藤 三己	農林振興課長	荒木 敏久
建設課長	後藤 誠輝	山の都創造課長	檜林 力也
地籍調査課長	玉目 秀二	老人ホーム施設長	藤原 千春
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長(中村一喜男君) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長(中村一喜男君) 日程第1、一般質問を行います。

1番、吉川美加君。

○1番(吉川美加君) おはようございます。1番、吉川美加です。

最後の一般質問となり、きょう1時間おつき合いいただければと思います。また、きょうもお忙しい中、地域の老人会の皆様がたくさん傍聴にいらしていただいています。日ごろから、こういうふうに町政に関心を持っていただいているということに本当に感謝申し上げるところです。

さて、梅雨に入りましたが、雨のない毎日が続いております。雨を待っていらっしゃる方も多

いと思いますが、毎日恨めしい思いで、空を仰いでいらっしやるのではないのでしょうか。

それにしても、昨年の震災以来1年がたち、町をめぐるますと、田植えの済んだ田んぼがそこかしこに見られるようにはなっておりませんでした。里山の初夏の風景をすがすがしいものにしてきていると思っております。

一方、まだ修復の進まない田畑では、その傷跡を残したままの姿をさらしており、悲しい気持ちにもなっております。復旧には時間がかかりますが、一日も早く、田畑がもとの姿に戻ることを願わずにはおられません。

去る6月4日、復旧工事の始まった通潤橋の前の田んぼで、第4回の御田植祭が行われました。当日は天気にも恵まれ、町内外から100人を超える子供たちが田植えを体験し、その後は、大人も子供も矢部高生も一緒になって泥んこサッカーや泥んこバレーを楽しみ、通潤橋前広場に歓声が上がりました。この御田植祭は昨年の災害の後も、農業、商工業の若者たちが音頭をとり、自分たちの生活の再建も大変な中に、第3回目を実行し、ことしにつなげてくれました。そのエネルギーと努力に大きな拍手を送りたいと思います。

また、この催しにはサントリーの九州支部を中心に、若い社員の皆さんが復興支援の一環として前日の準備から参加してくださいました。2日間、真っ黒になって活動していただき、帰り際に「また、収穫祭には来ますよ」と言っていただきました。最近、棚田の復興支援のボランティアさんとかかわりを持つ中で私がうれしく思うことは「また来ますよ」という言葉です。人と人とのつながりや交流が広がり、山都町のファンが増えてくるのが望ましいということだと感じております。

交流人口を増やすということがキーワードになっております。即移住・定住を焦るのではなく、繰り返し訪れていただきながら、サテライトオフィスの働き方を選択していただくとか、お祭りには必ず来ていただけたらとか、農業の体験を通して、山都町のおいしいものを買っていただくとか、実際の人口が増えなくても、まちのにぎわいが戻ってくる有効な手段になるのではないかとこのように思っています。

最近、目にする言葉で、人口シェアリングという言葉があります。関係人口とおっしゃる方もいらっしやいます。私は日ごろから交流人口と言っているようなことではないかと思うんですが、シェア、つまり分けっこをするということなんです。都市部の人口を取り合いっこするのではなく、分けっこするという考え方です。

昨今では、日本全国交通網が発達し、例えば、ここから東京に行こうと思えば、朝一の飛行機に乗れば、昼御飯を銀座で食べることができる。そういう時代です。逆もまた可能なわけです。

役場にも、企業や民間ボランティアの皆さんと友好的交流ができるような取り組みを積極的に進めていただくことをお願いいたします。

さて、本日は、広域連携、女性が住みやすいまちづくりとはということについてお話をさせていただきたいと思っております。持ち時間の中で質問が最後までたどり着きますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） では早速、昨日からそれぞれの議員が町長に3カ月の様子をお伺いしたところですが、私もそれなりに、その件について質問を重ねさせていただきます。

聞くところによれば、町長は、就任以来、昼夜を問わず、町内外の行事に参加され、また、一農家人としても、朝から一汗流して登庁されるということをお伺いしております。

さて、この3カ月、そのような町長の目から見た職員との意思疎通、関係性というのはいかかなものでしょうか。単刀直入にお伺いさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。今ありましたように、ちょうど就任をして3カ月を迎えたところでございますが、今ありましたように、朝から汗を流してくれば非常にいいわけでございますが、なかなか汗を流されないのが実情であります。そうした中、今ありますように、就任以来3カ月、多くの町民の方々との交流はできたなという思いであります。その中で、いろんな課題が見えてきたのも事実であります。ずっと言っておりますが、去年のあの震災、大水害からの復興・復旧が喫緊の課題というようなことで、きのうもありましたが、いろんな事業がなかなか進まないのも実情かという思いであります。

今ありました役場職員との意思疎通はできておるかというようなことでございますが、就任早々、坂口総務課長のほうに、役場職員組合の方々との対話集会をやってほしいということをお願いしておりましたが、先月の31日に、執行部の方々との話し合いの場を持つことができました。常々、きのうも言いましたが、役場職員の皆さんも一公僕としての仕事が第一義であります。まずは、我が家の自分のこと、我が家のことを第一義に考えてほしいなと言いました。自分を大事にしない人は、周りの人も大事にすることができないんじゃないかという思いの中で、そういうことを藤岡委員長初め、10名近い皆さんと話をしたところであります。それと同時に、きのうも言いましたように、やっぱり職員の中から、もう少し勉強をしながら提案ができる職員になってほしいなというようなことをお願いしました。

3月6日の就任式の日にもお願いをしました。全職員、特に職員組合の方々にお願いしたのは、総合10カ年計画第2期の熟知を、熟読をしながら、まちづくりに参画をしてほしいというようなお願いをしたところでございます。

それについては、職員の方々も納得をしていただいたなという思いでありますので、そのような形をここにおられる議員の皆さんからも、そしてまた、後ろにおります課長、支所長クラスもそういう形の中で、今後、行く道しるべは決まっておるわけでありまして、ぜひ、この思いを共有した中でやっていきたいなという思いであります。

なかなか、まだ私も職員一人一人の名前も覚えられない中、部署が、どこにおる職員かも覚えられない中で、今、まだ3カ月間でございますので、意思疎通が完全にできておるとは全然思っておりません。今後、そのような各職場を回りながら、職員との意思疎通を十分図っていきたく思います。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ぜひ、そういう梅田町長のざっくばらんなお人柄だと思っております

ので、連携をどんどんと進めて、スムーズな調整をお願いしたいと思っております。

また、きのうから、今、町長の弁の中にもありましたが、職員の中に、提案型が少ないとか、もうちょっと前向きな取り組みをしてもらいたいとかいう答弁、きのうもありましたし、また、けさも聞かせていただいたところです。そしてまた、きのう、中村議員からのご発言の中にもあったと思うんですが、それは、職員のせいばかりではなかろうと、国の政策がそうさせたんではないかというふうな話もございました。

私は、今回の通告書にも書いておりますが、かねがねコンサルタントに出している仕事の分量というのは、一体どういうものだろうと思っております。もちろん、コンサルタントの仕事がどれもこれもというふうに、十把一からげにすることはできないということは、重々承知の上でございますが、その内容の精査をし、やはり無駄なものの中にはあるのではないかと。そして、事業をする中において、とりあえず、じゃあ、どこのコンサルにお願いするのかというふうな発想がひょっとするとあるのではないかと勘ぐっております。

まだ、町長におかれましては、3カ月ということ、その全てを把握されている時間はまだないというふうに思っているんですが、お気づきの点がございませうでしょうか。また、担当課には、どの程度、このコンサルタント料、もちろん、工事の発注から何から含みますと、相当な額にはなると思うんですが、もし答弁がいただけるなら、全体として、どのくらいの分量をコンサルタントに依頼しているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 具体的な数字については、総務課長のほうから説明をさせますが、きのうも言ったかと思っておりますが、コンサルに丸投げをしちやいかなというのが、私の一番、就任早々からの言葉でありますし、時々、私のところに稟議書を持ってくる職員が、これはコンサルがある部分でと言ってくる職員もおりますが、必要な部分については、コンサルも必要性を通じた中でやってほしいなど。やっぱり、利用しなければならぬ部分もたくさんあろうかなという思いでおります。私も総合審議会にかかわったり、矢部高校の応援会議にかかわったり、また今回、鳥獣処理場の建設等にも、今かかわっておりますが、そういうほとんどの部分にコンサルが入っておるのも事実であります。

先般来、矢部高校の応援隊、それからまた、総合審議会の中でもコンサルがほとんどの分を書いておるんじゃないかなという非常に素朴な念をずっと持っておりましたが、去年の矢部高校の応援隊の中でもコンサルの占める割合が非常に大きかったなと思っておりますので、今年度も補正予算の中にもお願いを、矢部高校の応援はしているわけでございますが、コンサルを入れた中という形でありますので、極力、その分を減らしていきたいなという思いでおります。

今年度、金額は、私の思いとかわりまして大きくなっておるのは、きのうもありました地球温暖化対策等々への、コンサルをお願いをしながらの事前の資料の収集等があるというようなことでございますし、また、金額的に大きな数字になっておるのは、建設のコンサルが非常に多くやっているとあります。しかしながら、コンサルに払うコンサルタント料を職員の方々がやっただけならば、非常にいいまちづくりができるんじゃないかなと、やはり、自分たちで

手づくりの政策をするのが本来の姿じゃないかなという思いであります。

先ほど言いましたように、具体的には、坂口課長のほうから答弁をさせますが、本来は、きのうも言いましたが、優秀な職員を抱えておるわけでございますので、英知を出して、そしてまた学習をすることによって、一人一人の能力も伸びていっていただけるという思いでありますので、極力コンサルに丸投げすることは避けていきたいなという思いであります。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えをいたします。コンサルと一口に申し上げても、非常にわかりづらいところがございますけれども、これは、町が直接実施するよりも、他の者に委託をして実施させることのほうが効率的であるとか、すなわち特殊な技術、設備等を必要とする、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業、それから調査・研究といったものを委託するといったものを、コンサルタントのほうに委託をしておるとというのが実情でございます。

町長からもありましたように、このコンサルタントで代表的な業務と申しますのは、建設工事等の測量設計委託業務でございます。これを数字でお示いたしますと、28年度は非常に公共土木、農林施設災害復旧事業の委託が多ございましたので、全体の委託実績といたしましては、24億程度支出をしているところでございます。

なお、29年度の予算につきましては、15億程度ということになっております。

ただ、お尋ねになっておりますコンサルタント委託の業務とおっしゃいますのは、恐らく、先ほど言いましたような専門知識を活用して、問題点を分析、それから対策案ですとか、活用策を提案してくれる、示すといった業務の支援、そういった策定業務のことであると思っております。そういった内容に該当しますコンサルタント業務、先ほど申し上げました分の中で、28年度につきましては、5業務、約840万円の設計委託を行っております。

今年度は、14業務、約5,300万円の委託業務の予算を計上しているところでございます。昨年度に比べまして、今年度が増加しておりますのは、これも町長が申しましたように、地方創生事業関連の業務支援委託料に約2,200万円、それから、地球温暖化の対策の実行計画策定業務委託料として約950万円ということで、そういった計上が主な増加要因ということになっております。

それから、町長のほうから、これも常々、指示なり指導があっております丸投げの禁止ということでございます。これも十分、職員のほうも、意を用いながら進めていかなければならないところですが、委託業務、それ自体といいますのは、事務処理の効率化ですとか、先ほどから申しております事務の高度化、それと、あるいは財源の有効活用にもつながるということでございますので、このコンサルタントの業務というのを、しっかりと丸投げせずに有効活用していくことが重要かと思っております。

町長が申し上げますのは、安直に、自分の考えを持たずに丸投げをしてしまうということになりますと、職員の知識や能力というものが低下をしてしまいます。それに、ただ、コンサルタントの意見なり、報告に従うということだけの依存体質になってしまうということでの御指導だというふうにとめております。しっかりと、このコンサルタントの報告を受けながら、取り入れながら活用するという意識を、職員にもしっかりと私どもも求めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） はい、わかりました。もちろん、建設関係が大きいのは承知の上だし、それを町の職員がしろという話ではございません。また、しかも28年度はなかなか比較の対象になりにくいというところもありますね。今おっしゃったように、高度のものであるとか、調査であるとか、そういったことは、もちろん、そうなのかもしれません。

ただ、もう1点だけお伺いしておきます。今、先ほども、簡単に投げてはいけないよというふうな、もちろん、その決裁をおろされる側として、審査というか、精査をしていらっしゃるかとも思うんですが、その仕事の内容分析とか、それを検証する、そういった仕事はどこで、どのような担当者がやっていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今、委託内容の検収それから確認ということ、それから精査ですね。これは原則、当該委託を行いました課長等が業務の完了の確認を行いまして、同時にその際の契約書ですとか、仕様書に基づいて検査を行います。委託した業務が、その契約内容どおりに適正に履行されているかということは非常に重要なことでございますので、そこをしっかりと完了の確認をやるということでございますので、当然、業務報告書なり完了報告書というものを求めて、それに基づいて検査を行うということでございます。なお、その監督・検査ですけれども、これに基づきまして、当然支払い事務というのが生じますので、その支払いを行う際にはその検査調書なり、そういった業務管理報告書、それと写真等の資料を添えてお支払いするというような形になっております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） しっかりとお願いしたいと思います。町なかのいろんなイベント等々を見ておりましたが、何か、次につながるものがないというものも、中にはあるような気もしておりますので、このような厳しいというか、しっかりとしたチェックを今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

さて、次に進みます。

通告の2番ですけれども、女性が住みやすいまちづくりについてちょっと語らせていただきたいと思っております。

御存じのように、自治振興区には、女性部というものが組織されているところもあり、されていないところもあるわけなんです。町からとしましては、自治振興区へ対する助成金の中に、女性部の活動に対して一律3万円のお金が助成されております。しかし、このことがなかなか有効になっていないんじゃないかということを考えているんですね。この間、企画政策課が作成したデータをちょっと見せていただいたんですが、28自治振興区のうち、3地区に女性部が存在しないということを書いてあったのですが、私の実感としては、たったそのくらいじゃないだろうと思っています。名簿だけは出ている、しかし、活動がないというところが結構多いんじゃないかと思っているんですが、担当の企画政策課のほうでは、その辺をどういうふうにお考えでしょう

か。まず、そののところをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。お答えしたいと思います。お尋ねの女性部の位置づけということでございますけれども、各自治振興区は任意の団体でございます。ですから、それぞれの自治振興区内にどういう部とかをつくるかということについては、任意でございます。ですから、この女性部について、これをつくりなさいということで必須にしているものではございません。

自治振興区で、設立当初、必須にしたものにつきましては、まず、公民館活動、それから環境づくり、そして体育協会事業。これにつきましては、もともと公民館活動とか、体育協会事業、環境整備事業につきましては、別途補助金をそれぞれに出していたものですから、それを取りまとめて、自治振興区の活動にまとめた、そして助成金という形で再構築して各自治振興区という団体に補助金を出すという形になってきた経過がございますものですから、それは必須とさせていただきます。

肝心の女性部ですけれども、これは公民館事業の中に、子供会、それから老人活動、それから分館活動、そして女性組織の育成という形で算定しておるものでございます。ですから、女性部組織をつくっていただくことは、やはり、これは大変重要なことでございまして、後でもまた述べたいと思いますけれども、女性は地域社会の中で、半分はもちろん構成しているわけですから、地域活動で重要な担い手であるという再認識をしていただきながら、女性活動は頑張っていたきたいと。もしくは、そういう組織の確立、もしくは位置づけを高めていただきたいと思うわけでありまして、ちなみに3万円ということで助成はやっておりますが、これはあくまでも算定基礎でありまして、各自治振興区ごとに、その予算額は上乘せがあったりとか、それから、自主的な会費制度があったりとかでございまして、決して3万円の範囲で活動やりなさいということでございませぬし、それぞれの自治振興区における工夫というのもあっておりますし、もちろん、公民館活動なんかと一緒にやられているところ、それから、生産活動の中で一緒にやっておられるところがあると思います。

ちなみに、先ほどございました28自治振興区でございますが、議員がおっしゃいましたように、こちらで把握している分につきましては、女性部と位置づけてあるものについては25ということで、3地区については、別の組織活動の中で動かれているのではないかというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 何かですね、ちょっと消極的な、今のは御意見だったかなと思っております。3万円は別に縛りをつけるものではないよという話でしたが、しかし、こういうふうに算定基準があって3万円を押しなべて配分しているということであれば、もっと積極的に女性部の活動が行くように支援していくのが、私は役場、企画政策課の方向性ではないかなと感じているわけなんです。

先日、御存じのように、山都町女性の会というのがございますけれども、その女性の会が各自治振興区の今のような女性部があるというところに対しまして、代表者を集められて、どのよう

にすれば女性が参加しやすい女性の会になるか、女性が生きやすい社会になるかということについて話し合いを持たれました。私も、たまたま御一緒させていただいたんですが、皆さん、家の仕事が忙しいけんって、女性部の活動まで手が回らんといいなことをおっしゃる方がいる一方で、年に数回なら、講座とかあるいは交流会に参加してもいいなというふうな御意見も多数出てきました。

こういうふうには、女性部に対する助成金もあるということで、もっと積極的なアプローチというものが、例えば、今3万円というのが、今課長の説明ですと、地区によって、私も存じ上げていますが、より幅広い活動をするために、自治振興区の中から予算を上乗せしていらっしゃることもございます。でも、一方では、この3万円すら知らない自治振興区の女性の方もいらっしゃるわけなんです。やはり、これがあればもうちょっと活動したい、あるいは山都町女性の会に参加して、活動に乗っかりたいということもあるんじゃないかと思っているので、こちら辺はもうちょっと頑張って啓発をする必要がないかと思いますが、もう一言お伺いいたします、今の点について。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えします。おっしゃるとおりです。先ほど言葉足らずだったかもしれませんが、これからの、山都町で女性が活動する場を広げていかなければ、この町は成り立ちません。そういった意味では、自治振興区内に女性部が活動していくことを積極的に支援していくことは全然やぶさかでございます。ただ、自治振興区の中の女性部だけが活動するものはございません。今言いましたように、社会構成の半分、いろんな組織にも、それから、いろんな団体も、ぜひ自由闊達に活躍できる場をつくっていくのが行政の責務ではないかと思っておりますので、ぜひこの自治振興区、女性部のほうも、大いに活動を進めていただくように支援していきたいと思っておりますし、代表者会議があるときも、この辺については、またお話をするようにぜひ持っていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） もう一押ししたところで、元気な御回答をいただけたかと思っております。

課長のほうでは、九州か一ちゃんサミットも抱えていらして、あとでもう1回、その点についてお伺いいたしますが、今、まさしく、その行政も後押ししていかなければいけないというふうなことをおっしゃいましたね。私、この28年度の3月に発行されました第2次男女共同参画計画、推進計画書というものを、ぱらぱらと見ているところなんです、そこには女性がさまざまな決定事項に参加できるよう区長や各審議会の女性委員の数を増やそうという計画が盛り込まれています。しかし、なかなか数を見れば、思うように進んでいないのが実情ではないかと思っております。

また、その資料の中には、アンケートをいろいろとった結果があるんですが、社会の中で、最も男女共同の意識が高いのは、教育機関及びこういう役場ではないかと思っております。十分な教育を受けた人々が働く役場ということでしょう。役場における職員の男女比をこの間ちょっと調

べましたところ、男性が57.1%、女性が42.9%です。数としては半々な印象ですね。ただ、各課ごとに見れば、今の課長のところもそうなのですが、偏りが見られています。企画政策課であるとか、建設課は90%ぐらいが男性です。地籍調査課においては100%ですね。生涯学習課も結構男性率が高いです。逆に、健康福祉課、会計課、学校教育課などは女性の比率が多いというデータがありました。

まずは、役場には率先して、こういう数のバランスのばらつき、これをなくしていただくことをお願いして、役場を見れば、そういう男女が平等に働いていると、意識があると、建設の仕事は男がやるもんだとかいうことではなく、いろんな活躍の場面が女性にもあるというふうに思うし、逆に、男性にも福祉の現場に入っていただくことは必要ではないかと思っていますので、そういったことを考えながら、役場の配置も今後進めていただければ、地域全体にも波及をしていくのではないかと思っています。

また、さらに係長以上を比べますと、男性管理職が70%に対し、女性が30%ということですね。係長以上ですね。ということは、今この議場におられる執行部の中には、お二人しか女性の執行部がいらっしゃらないんですけれども、今後も、余りこの比率が大きくなっていくことが望めないような数字ではあると思います。ですので、ぜひ、能力開発等々、先ほどの役場職員の教育、いろいろあると思いますが、そういった意識づけもしていただいて、このバランスがほどよい感じに、本当に先ほど課長もおっしゃるように、男女半々、どっちかという女性が多いような世の中のでございますので、女性の意見がこういう行政、まちづくりに反映される形をつくるためにも頑張っていたきたいと思っています。

ちょっと質問ですが、28年度、例えば、ここに施策の柱というところに、山都町では審議会や委員会等の委員選定の際、諸団体の役職者に依頼するケースが多く、意図した結果でなくとも、役職者である男性が委員に就任するケースが多いということが、つまり、こういう審議会等々の男女の比にあらわれてくるんじゃないかなと思っていますね。

男女構成比が、次のページといいますか、表になっているんですけれども、例えば、区長会においても、142の区がありながら、その当時、今はいらっしゃるかちょっと調べておりませんが、1人女性の区長さんがいらっしゃいます。今年度は、28年度の目標、昨年ですよ。14ということ掲げてあるんですが、これが実際いかがなものかというようなことや、ほかに、美しいまちづくり推進委員とか環境審議会、それから、福祉の場面でも極端に女性が少ない部署があるんですね。こういったものが、少しでも、この数値目標が達成できているかどうかということが、今、担当課長おわかりでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） おはようございます。山都町の男女共同参画計画ということで、これも第2期になります。28年の、昨年の3月から向こう5年間ということでの計画であります。

今、お尋ねの山都町役場の審議会、委員会、この構成ということで、今調べておりますけれども、昨年のこの計画を発表してまだ1年、年度としては1年を過ぎたばかりであります。こういう審

議会、委員会なるものは、よく、それぞれ任期が示されておりますけれども、任期が大体普通の審議会とかそういうのは、2年、3年というのが多ございます。28年の3月に、この調査をしておりますけれども、委員の交代というのがあるのもあれば、ないのもございますけれども、今現在では、この計画書に載っております28年の目標からは、29年度の今の段階では、残念ながら若干一人、二人減っております。そういうのが状況でございます。

それから、これは、今言いましたように、28年度から向こう5年間ということで計画をしております。町の総合計画とこれも関連して個別の分野での計画ということになりますので、これも基本方針を三つ立てて、それぞれに重点施策ということで、それに絡みます重点施策で六つ含みましてやっております。

ちょっと紹介いたしますと、この審議会、委員会の数のほかにも、いろんな数値目標を今立てております。先ほどからありますように、自治会や地域活動で男女平等とを感じる人の割合が21%しか、その調査時点ではないんですが、これを50%に持っていかうというふうなこともあります。それから逆に、いわゆる福祉現場、介護や福祉やその辺を担っている女性は、調査時点では60%ぐらいあるんですけども、それも、社会全体で支えていくということであって、担っているのが全部女性ということじゃなくて、その割合は下げようという数値目標もあります。

育児や家事も、そのようなことで、福祉分野と一緒に、女性だけに頼るのでなく、男性のほうの担っていく割合というの、これも数値目標としてあるんでございますけれども、何しろ、去年、この計画を立てたばかりで、目標年度は32年度でありますので、そこには、これに計画しております目標の数値に届くように、関係各機関と連携とりながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） できたばかりとはいえ、多分、課長も、この4月にこの課に就任されたということなんですが、これに手あかができて、ぼろぼろになるように、肌身離さず持ち歩きながら、目標達成に邁進していただきたいと思います。

先ほど、コンサル投げというふうなことも言いましたが、こういうようなテキストは、本当にたくさんございますよね。これは多分、コンサルさんが入ったのお仕事だと思って、もちろん役場職員も協力しながらのお仕事だとは思っておりますが、こういったのができ上がっては、どこかの棚に押し込まれているという現実もあるんじゃないかと思っておりますので、本当にこの数値目標については、本当に厳しくチェックをしながら取り組んでいただきたいと思います。

そして、先ほどちょっと触れましたが、今月24、25日に本町で開催されます、九州かーちゃんサミットのことについてお伺いいたします。

まず、これの予算の内訳をざっくりと教えていただきたいということと、その内容の効果ですね。やはり、これは出所が一般会計だったと思いますが、そういうものを使いながらやっていくからには、きちんとフィードバックされる内容であるべきであるし、今後につながっていく活動、イベント的な、今回うちだけん、しょうがないけんしますよということではないというふうに思

っていますが、そこら辺の心意気を聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。まず、予算ですけれども、今回の九州かーちゃんサミットにつきましては、280万を予定しております。

助成金を山の都創造事業、このファンドから128万、それから、くまもと21ファンドというのがございまして、これを受けることができましたので92万。それから、参加者の負担金が60万ということで総額280万を予定しております。

この中で交流会を行っていくわけですけれども、九州かーちゃんサミットといいますのは、今回、今ありましたように、6月24、25日に千寿苑を会場に通潤山荘のほうで交流会をとという形で予定しております。きょう現在で、参加者は総勢200名をちょっと超したというところでございます。

九州かーちゃんサミットは、主に九州各地の農山漁村で活動されている女性団体の交流会というのが、参加団体のほとんどであります。諸団体はそういう地域で活動されている、先ほどありましたように、活躍されている地域づくりや農山それから漁村での加工販売、生産活動、経済行為を行っているグループが参集されるということでございまして、ぜひとも、この町に呼びたいと思った趣旨で、山都町で開催をしたいということで招聘をしたという経緯はございます。

本町においての受け入れにつきましては、女性の会のほうにお願いしながらも、重複する部分もございまして、NPO組織や自治振興区の女性部、それから地域の加工グループ等に呼びかけて、受け入れ団体としていただきながら、幅広い参加を呼びかけているところであります。

効果をという質問でございまして、効果という言葉は、私からすると違和感がありますけど、九州内を中心に活動されている、先ほど言いました社会参画の場、女性のそういった活動交流の場、ステージを用意して、先進的とは申しませんが、各地で活動されている女性グループの交流の場になればと感じているところです。

一つには、そういった農山漁村における女性の役割、それから農山漁村における活動のあり方、こういったものを考える場になること。これは、先ほど質問がございました国が推進します男女共同参画、中でも農水省も農村における男女共同参画ということについては、いろいろ示しておりますので、そういったものにも合致するのではないかと考えています。

それから、もともと地域の農産物の加工とかいうものについては、販売もそうですけど、もともと女性の人たちが一番得意とする分野であります。家庭料理も含めてですね。そういった加工販売などを経済行為としていこうという団体が集まるわけですから、ぜひ、先ほどのことと重複しますが、そういった人たちの交流の場になればということです。

もう一つには、女性の人たちの活動は、家事・育児・介護など、非常に今まで担っておられて、非常に厳しい状況はよく認識しております。とはいえ、このように山都町みたいに、少子高齢化の中にある農村にとっては、女性の社会参画、これは必須です。ですから、そういった女性の活動を少しでもこの町内、もしくは九州内に広げていく活動であるというふうに認識しております。

それから、いろいろありますが、もう一つには、女性の人たちが、もしくは農村の女性グループが、町外それから県外に出ることはなかなか厳しい状況が先ほどおっしゃったようにあります。そういった方々と、この町で交流できるということも期待できるのではないかということでもあります。

それぞれ抱える課題はまだまだ本当にたくさんあるのは承知しておりますが、そういったものを、一つの解決策の、悩み相談の、もしくはいろんなことをやっていこうという意欲の一助になればと、そういった可能性を感じているところでございます。

総合計画の中でも、女性の活躍、それから地方創生の中でも、そういった位置づけをしております。これは、学会や研究会ではございませんので、ぜひそういった地道に地元で地に足をつけた女性グループが集まって交流を開く、そういう場となっていくならばと思っております。もちろん、かーちゃんサミットだからと言いまして、女性だけを集めているということではございませんで、男性も約3割は参加してくれるようでございます。ぜひ、参加というか、御来場いただければありがたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 私もちろん参加をして、この交流会を楽しみたいと思いますし、この九州かーちゃんサミットが本当にこういう豊かな農山漁村のつながりの一つのルートとなるように、また広がっていくようにお祈り申し上げます。

では、最後の質問ですけれども、これは私、何回かこの場でもお話ししたんじゃないかと思っ
ているんですが、私は清和に住んでおりますけれども、知保郷という地域の再認識についてなん
ですね。約20年前、具体的には19年ですが、19年目に入ります、この地に引っ越してきて。うち
の長男が清和中の1年生でした。入学して間もなく5月ですね。「お母さん、今度、知保郷中体
連があるってたいって。場所は五ヶ瀬で」と言うんですね。何でまた清和にいるのに、五ヶ瀬で
中体連があるんだというふうに、知保郷とは何ぞやと思ったわけなんです。

しかし、その後、同一の文化圏、生活圏である知保郷の存在を知るにつけ、すばらしい考え方
だと感心しております。当時は、清和、蘇陽、五ヶ瀬という郡境を越えて、また県境を越える
という大きなスケールの連携でした。同じ山というものを、自然を共有し、文化を共有し、形成し
てきた先人たちの知恵と勇気に尊敬の思いを抱いているところであります。

そして、また昨年、震災の後、民間のボランティアが五ヶ瀬や馬見原を拠点にして、南阿蘇や
益城の支援に駆け出しました。

九州のへそとしての利便性が高いということを改めて実感したところでは。また、その地盤、
岩盤の高さも、再認識できたなと思っております。きのう、建設課長の方の説明があったように、
地域によりますと、この震災後の復旧復興事業、断然、矢部のほうが多く、蘇陽は少なかったわ
けなんですよね。そんなことから考えましても、非常に災害に強い地域であるということが認識
できたと思っておりますし、清和においては、国道沿いでは濁り水さえ発生しなかったという事
実もあります。

私は、昨年の震災ボランティアの活動を、そういう人たちと一緒にやりながら、この連携の重

要性を前町長にも提言というか、訴え、これは強めていく必要がありはしませんかと、次なる災害のときに備えてというふうな話を、再三いたしたところですが、実際にどのように動かされたのかはちょっと私のほうでは把握しておりません。

民間で行政を動かすというか、もちろん本当は民間レベルで、そういった連携をしながら動くというのが、非常に素早い連携というか、地域の支え合いかなというふうにも思っておりまして、ことしに入ってから5月に、そういうときに活動し合った仲間で、五ヶ瀬に集まって意思の共有をさせていただいたところですが、ぜひ、こういう会を民間レベルではちょこちょこ重ねていこうじゃないかという話にもなりました。

さて、そこで、次なる災害、いろいろなことが想定されております。南海トラフであるとか、直下型の地震であるとか、この間あんな地震に見舞われて、すぐすぐに、そういったものが来たら困るわけですが、この知保郷の連携ということを再構築というか、再認識し、その連携を強化するということに対して、町長はどのようにお考えか、まずお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 具体的には、まだ何も持っておりませんが、今、吉川議員からありましたように、私も地震災害後、着々と九州横断中央自動車道整備をしつつありますし、今回の地震の災害復旧応援ボランティアの出動等々につきまして、山都町から、特に大矢野原演習場からは自衛隊が毎日たくさんの方々が拠点をして、応援活動に、救助活動に参画をさせていただいたというようなことであります。

常々、先ほどありますように、九州のへそと言われる山都町、そしてまた、蘇陽町を中心とした中で、特に、宮崎から、大分から、そして熊本から、ちょうど一番真ん中の地でありますので、高速道路網が早急に整備をされ、また、先般来、阿蘇公園線であったり、いろんな道路網がもう少し整備をされれば、山都町を後方支援の災害の基地として、一番いい適地じゃないかなという思いであります。これについては、今後、南海トラフ等が来るのは間違いないと言われるような状況下にあります。先般も、徳島の新聞の方が、この山都町を訪れた中で、中山間地の中での震災対策をどのような形で、また、どのような被害が出るかと来られております。やはり、もう四国なり、いろんな太平洋ベルト地帯の方々は大変な脅威の中で、戦々恐々とされておるんじゃないかなという思いでありますので、それに対応すべく、支援物資の集積地であったり、いろんな部分ができはせんかなという思いであります。

熊本県も、震災前は熊本空港を中心とした中での南海トラフ地震発生帯の後方基地としての熊本県の位置づけをしながら、ずっと蒲島県政をやってこられました。今回のこの大地震、国道57号を初め、いろんな道路網が寸断された中では、期待をされるのはこの山都町じゃないかなという思いでありますので、今後、県会議員の方、県また国等を通じた中で、まずは道路網の整備と同時に、集積地等々が、後方支援基地等々ができるような今後の対策であり、また働きかけをしていきたいなという思いであります。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 熊本地震の際に、直ちに救援に駆けつけてくれた自治体は、宮崎の

日之影、高千穂、五ヶ瀬の町々でありました。これは、熊本県下の市町村が被災しているということもあって、なかなか他町に救援に行けないということもあったんですけども、隣県の宮崎から応援に駆けつけてくれました。

さらには、全国へそのまち協議会ということで、へそつながりで岡山県の吉備中央町から給水支援に駆けつけてくれました。議員おっしゃるように、日ごろから近隣の団体との連携、さらには、いろいろなつながりにおいて、他の団体と連携しておくことは非常に重要だと感じた次第であります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 防災の観点から考えることももちろんなんですが、同時に、医療の拠点となるべき場所ではないかというふうにも考えております。

特に、本町にありますそよう病院、馬見原ですね。そよう病院は昨年の震災後、被災した立野病院の透析患者を受け入れる体制ができたことや、阿蘇大橋の陥落により、最近が高森や南阿蘇からの受診者も増えていると院長先生からお伺いしたところです。

また今回、私が強く申し上げたいのは、産婦人科の問題なんです。男性諸氏に余り実感がないかもしれませんが、この山都町、中心である、山都町は広いですが、中心を清和あたりと考えましたときに、車で1時間以内には産婦人科はございません。宮崎方面は、延岡まで行かなければいけません。阿蘇では、内牧に1件あるだけです。しかも今、その橋のふぐあいで、相当な距離を南阿蘇や高森の方も強いられているという状況だと思っております。また、上益城郡内には、益城の広安に1件あるのみです。218を下って行っても松橋ですね。218のほうが道のりがいいのか、最近はお伺いするところ、松橋に通っていらっしゃる妊産婦さんが多いように思っております。

子育てするなら山都町とうたい上げながら、産む場所がないという現実を解消する努力目標にならなければいけないんじゃないかなと感じています。子育てをする以前に、産まなければいけない、産む環境がないというようなところで、2人目、3人目が望めるでしょうかというふうに思うんです。第1子の場合、自分1人が動けばいいので、結構距離があっても通えます。しかし、2人目、3人目となったときは、結構ぎりぎりまで家のことを、子供の世話から家のことをぎりぎりまで家にいてすることがあるわけなんです。

地元で、そういう周産期を安心して過ごせたら、どれだけいいでしょうかというふうに思います。このことは、私が議員になってすぐにも、「そよう病院に産婦人科ができないんでしょうか」というふうな話を申し上げたところ、当時の事務局長なり院長は「いや、無理ですよ」と。

「産婦人科においては、一つの外来を開設するのに3人の医師を抱えなければなりません。24時間臨戦態勢です」というふうなことをおっしゃって、却下だったわけなんです。しかし、これも広域連携を考えたときに、その広範囲で、産婦人科がないということを訴えかければ、県の医師会とか地域の行政体として考えたときには、そよう病院なり、まあ、五ヶ瀬にも病院はございますが、そこを拠点として、そこに産婦人科の医師あるいは本当に健診だけでもしていただける方を雇うなりを共同でできれば、すばらしいんじゃないかなと考えるわけなんです。

4月にちょっと縁がありまして、北九州にある九州バースセンターというところを訪れました。そこは、個人経営の助産院なんですけど、そこを視察して、そこは個人病院で、奥さんが助産院を経営され、御主人が産婦人科という一体化したすばらしい施設だったわけです。8年間で660人の赤ちゃんを取り上げられたということで、いまだ事故が起きていないと。何かというと産婦人科はリスクが大きいと、訴訟も大きいというふうなことを聞くんですが、そういうふうによくからケアを、健診をしっかりと、危険が高い妊産婦さんと低い方というふうに分けて、病院と連携することで、安全なお産ができるんだというふうなことも伺いました。例えば、ここにそよう病院を拠点としながら、そこに産婦人科医に来ていただき、近くに、そういう周産期を産前産後まで、ゆっくりと過ごせるような、昔風な、その家も大きな木を使った木の館でしたが、そういうふるさとの家に帰るような、安心感のある施設ができたらいいんじゃないかなと。もうあれなんですね。例えば、よそから来た方は里帰り出産という道があるんですが、ここからお嫁に行った人たちは里帰りしようにも、助産院も産婦人科もないということで、諦めていらっしゃる方もいるんじゃないかと思っているんですね。そういう環境を、少しでも歩み寄れるような政策を考えていただきたいと思っているわけなんですけど、いかがでしょうか。

町長及び担当課長、一言ずつお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 周産期医療についてですけれども、妊娠22週から出産後7日までの期間というようなことですね。いろんな見方があると思いますけれども、医療的などころを申しますと、妊婦さんの合併症や分娩時の新生児の問題、それから、それを含めました母体、胎児や新生児の命にかかわる事態、これが発生する可能性は誰しもあるわけですけれども、そういった緊急時に備えて、産科・小児科双方の一貫した総合体制が必要というようなこととされておりまして。

提案がありましたように、そよう病院のほうでというのは、そのことは、以前から提案があっておるわけですけれども、これは熊本県という問題ではございませんけれども、全国的に、産科及び小児科医の方々は減少しているというのはずとされているところでもあります。そよう病院の中に、そういうふうな施設整備をするにも、なかなかスペースの問題、それから機器整備、現実的にちょっと困難かなと言わざるを得ないと思います。

それから、健診のお話をしますけれども、妊婦健診、出産に関する聞き取りを保健師のほうで聞き取り調査を行っておりますけれども、町内の医療機関で妊婦健診が実施される場合、しかし、分娩はだめですよ。分娩はできませんけど、町内の医療機関で妊婦健診が実施される場合、利用したいと思われませんか、その妊婦に聞き取りを行いましたところ、それは驚いたことに、「いいえ」と、「健診も受けたくない」と言われる方が、実は66%に上ります。その理由として、やはり安心して産みたいという妊婦さん、これは当然のことだろうと思います。分娩ができる施設で健診も受けたいという希望が多い。それから、言われたとおり、急変した場合、1時間以上、1時間半を見とかにやいかんということ、家族の方も不安があるというふうなことで、そのような意見が上がっております。そういうことですので、今後は、さまざまな妊婦さん方の意見も

聞きながら、その分野の、子育て環境等に議論しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 済みません、町長にはまたお伺いします。ちょっと時間がないので申しわけない。

今の、もちろん、至極な御返答だったというふうに思っておりますが、やはりここは分娩ができるところまでを目指した、もう人口が少ないからといって諦めてしまう問題でもないと思うし、全国的な問題だということも承知しております。しかし、やはりここで人口が少ない、人口を増やしたい、産んでほしい、子育て環境満点の町だということをアピールしていく中に、この多様性というもの、助産院で産みたい、あるいは病院で産みたい、いろんな方がいらっしゃると思います。ただ、無機質なものではなく、温かみのある、ああ、山都町に行って産みたいね。あそこの助産師さん、すばらしいよねというふうなことも目指す一つの方向ではないかと思えます。例えば、子育て環境についても、保育園で育てるだけではなく、ああいうふう子育で支援広場とかというふうにお互いの助け合いの中で、子供を育てたいというお母さんたちもいるわけでして、少ないからといって切り捨てていくのではなくて、少ない人たちのニーズにもきちんと対応の姿勢を見せていただきたい。だめですよ、はなから危険が伴うんですよ、お金がかかるんですよということではなく、その方向性を広域連携の中で模索していただきたいということを最後に強くお願いして、私のきょうの質問を終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 報告第1号 平成28年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、報告第1号「平成28年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、報告第1号、平成28年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。

本件につきましては、平成28年度、第7号及び第8号補正予算において、設定、追加及び変更を行いました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に翌年度、つまりは平成29年度に繰り越した金額事業について報告を行うものでございます。

報告書をめくって、1ページをお開きください。順に概略を御説明したいと思います。

まず、2款の町有林道整備事業でございます。これは、蘇陽の稲積団地の分収造林地内で作業

道の崩土や崩落の修繕工事を行っておったところですが、1月から2月にかけての積雪によりまして、現場への進入が困難になったということで、今回繰り越しを行うものでございます。その他につきましては、水源林の整備事業補助金を充当しているところでございます。

個人番号カード交付事業につきましては、平成28年割り当て分でございますけれども、これにつきまして、申請から交付までの期間がちょっと時間がかかったということで、28年度交付ができなかったということで、29年度にこの分につきましては交付を行うというものでございます。

矢部地区統合保育園建設事業につきましては、これは旧園舎の解体と外構工事の一部が残っておりまして、その工事につきまして、実際、実施を行っているところでございます。6月、今月末までが一応工期ということになっております。既収入特定財源はふるさと応援基金を充当いたしております。

4款の小峰クリーンセンター煙突修復事業につきましては、これは3月の定例会のほうで、報告をさせていただきました。契約締結が3月になったということで、工期が10月末日までということで設定をいたしているところでございます。

災害等廃棄物処理事業でございます。これは被災家屋の解体撤去ですとか、廃材の収集運搬に係る委託料でございますけれども、こちらにつきまして、今回、繰り越しを行うものですけれども、現時点では92%が終了しているということで報告を受けております。

続く5款です。強い農業づくり交付金事業です。熊本地震の災害復旧事業に係るものでございまして、矢部、御岳のライスセンター再編整備、それから種子センターの修繕等に係るものでございます。こちら繰り越しを行っております。

震災復旧緊急対策経営体育成支援事業でございます。これは農業倉庫ですとか、畜舎ハウス、農業機械の撤去、修繕、再編等、これも地震によるものでございますので、こちら今回繰り越しを行うものでございます。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業でございます。これは蘇陽農場の鶏舎、堆肥舎ですね。そういったもので、交付決定がこれは3月に参りましたので、それからの事業ということで繰り越しを行うものでございます。

続く、林道補修事業です。測量設計に不測の日数を要したということで、林道の七ツ迫線道路維持工事につきまして、繰り越しを行うものでございます。

治山事業につきましては、県との設計協議等に不測の日数を要したということで、今回繰り越しを行うものでございます。

道整備交付金事業（林道）でございますけれども、これも当初、測量しておりましたものが、地震の影響、それから豪雨災害の影響によりまして、再測量を要することになったということが繰り越しの理由でございます。

鳥獣処理加工施設整備事業でございます。これも、昨日、一般質問等でもございましたけれども、設計協議ですとか、保健所との協議に不測の時間を要したということで、10月の運用開始を目指して現在進めているところでございます。

6款の観光施設改修事業です。こちらは、清和高原天文台キャビンの改修、それから、清和文

楽邑のトイレ改修等ですけれども、入札不調がございまして、再入札を行ったものでございます。

7款に入りまして、土砂災害危険住宅移転促進事業です。こちらは住居の県内への移転事業でございまして、この完了期間が11月30日と延期になったために、今回繰り越しを行うものでございます。

続く道路維持工事です。これは、作業員不足、それから資材調達が困難であるということで適正工期が今回はとれない、確保できないということで、翌年度に4,600万近く繰り越すものでございます。

道整備交付金事業でございまして。これは長野埋立線ほか10路線に係るものでございまして、災害普及事業との調整ですとか、境界立ち会い等に不測の日数を要したということが、繰り越しの理由でございまして。

めくっていただきまして2ページです。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業でございまして。これは鍛冶床線の道路改良工事になります。2次配分が、昨年の11月に行われまして、それからの実施ということになりました。ことしの9月末の完了予定を目指しております。

社会資本整備総合交付金事業でございまして。これは、長谷線ほか8路線に係ります事業でございまして。これも地震、豪雨災害により、適正工期が確保できなかったということが繰り越しの理由でございまして。

河川等災害関連事業につきましては、名ケ川でございまして。

災害関連防災がけ崩れ対策事業につきましては、交付決定のおくれということで繰り越しを行うものでございまして。

震災被災住宅応急修理事業でございまして。これは、1件当たり57万6,000円の応急修理事業でございまして、こちらにつきましても、実施がはかっているものにつきましても、今回繰り越しを行ったものでございまして。

9款に入りまして、特別支援教室改修事業です。こちらは、清和小と潤徳小学校の特別支援教室に係ります改修事業でございまして。学級設置の内定というのが、ことしの1月に決定したということ、それから建設業者が不足しているということで、今回繰り越しを行ったものでございまして。

学校施設環境改善事業でございまして。これは蘇陽中の武道場のつり天井拡張工事です。こちら3月定例会に予算を計上したところでございまして。

体育施設の修繕事業です。町営プールのろ過器改修工事です。これにつきましても、これも入札不調がございまして、再入札を行って実施を行っているものでございまして。

10款の農業施設、林業施設、公共土木につきましては、これも昨日、報告を行ったところでございまして。農業施設については、全1,791件のうち1,781件繰り越すというものでございまして。林業施設は10件を繰り越すということ、公共土木が全533件のうち330件程度を繰り越すというものでございまして。

社会教育施設災害復旧事業でございまして。これは、図書館の本体工事と清和の山村基幹集落セ

ンターの本体工事につきまして、こちらも地震によるものでございまして、現在まだ工事を行っているということでございます。

重要文化財の災害復旧事業は、通潤橋本体に係る工事でございます。

最後の保健体育施設災害復旧事業、これは中央体育館、下矢部西部、それから中島南部体育館の災害復旧に係る事業でございます。

以上、繰越額が79億8,431万円ということになります。全体で30事業の繰り越しを行うものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第1号の報告が終わりました。よって、報告第1号「平成28年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は報告済みとします。

日程第3 報告第2号 平成28年度山都町一般会計継続費繰越計算書について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、報告第2号「平成28年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 続きまして、報告第2号、平成28年度山都町一般会計継続費繰越計算書について報告をいたします。

本件につきましては、平成28年度当初予算におきまして設定をしました継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして、実際に翌年度に、つまり平成29年度に繰り越しました金額について報告を行うものでございます。

計算書をめくっていただきまして、事業名は大矢野原演習場周辺民生安定事業でございます。具体的な工事につきましては、上鶴線の道路改良工事及び水の田尾下鶴線道路改良工事でございます。その表にありますように、平成28年度に6,090万円、29年度に2億4,920万円の2カ年間で合計3億1,010万円にて執行する旨、設定を行ったものでございます。

なお、本表は右肩にありますように、単位が円単位となっておりますので、御留意をいただきたいと思っております。

この継続費につきましては、この設定期間中の年度で支出ができなかった場合には、これを翌年度に順次繰り越して使用ができるものでございます。今回は、ただいま申し上げました28年度設定金額6,090万円のうち、入札執行残額257万775円を29年度に繰り越して使用するために、今回計算書を作成し、報告を行うものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第2号の報告が終わりました。よって、報告第2号「平成28年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」は報告済みとします。

日程第4 報告第3号 平成28年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、報告第3号「平成28年度山都町簡易水道特別会計繰越明

許費繰越計算書について」報告を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、報告第3号、平成28年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について報告をします。

次のページをお願いします。

平成28年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書になります。

1款総務費1項総務管理費です。事業名は記載の4事業になります。今回の繰り越しの理由は、震災また豪雨災害の対応で発注がおくれたことが主な理由となるものでございます。

事業名です。白糸地区外2地区簡易水道施設・復旧事業。事業費が1億6,285万3,000円、翌年度繰り越しが2,931万7,000円。一般財源、これは町の単独事業ということで、全て一般財源となっております。

それから、次からの三つの事業ですけれども、これは国庫補助を受けて簡易水道整備事業として実施しているものでございます。

山都中央地区が、事業費が6,457万円、翌年度への繰り越しが3,490万8,000円。財源の内訳として国庫支出金が1,284万8,000円、地方債が1,930万円、一般財源が2,760万円です。

それから、次の矢部地区です。事業費が8,986万4,000円、翌年度繰越額が5,395万2,000円。国庫支出金が1,417万7,000円、地方債が3,820万円、一般財源が157万5,000円となります。

次に、最後に、朝日地区簡易水道整備事業です。事業費が8,155万6,000円、翌年度繰越額が1,748万4,000円。財源です。国庫支出金が558万4,000円、地方債が930万円、一般財源が260万円となります。

以上、事業費の合計が3億9,884万3,000円、翌年度への繰越額が1億3,566万1,000円。財源です。国庫支出金の合計が3,260万9,000円、地方債の合計が6,680万円、一般財源が3,625万2,000円となります。工期は全て7月末で設定しております。このうち、3事業については、もう完了しており、検査まで終わっているところでございます。残り2事業が7月中旬ぐらいまでには完了する予定であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第3号の報告が終わりました。よって、報告第3号「平成28年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」は報告済みとします。

日程第5 報告第4号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、報告第4号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、指定管理施設第3セクターの経営状況について説明を申し上げます。報告いたします。

報告第4号、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「虹の通潤館」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成29年6月8日提出。山都町長。

「虹の通潤館」につきましては、資本金350万円で、町が200万円、JA75万円、商工会75万円の出資団体でございます。それぞれの団体から取締役、そして監査役を2名ずつ出していただいております。

2ページをごらんいただきたいと思います。

熊本地震におきまして、どの施設も赤字経営となりましたけれども、その中でも、それぞれ懸命の努力によりまして、最小限の赤字幅にとどめるように努力をしていただいたところがございます。通潤山荘につきましても、発災当時、全館休館ということで、非常に厳しい経営状況となっておりますけれども、議会のほうの協力もいただきまして、早急に改修をいたしまして、随時、宴会場、それから全館回復というようなことでしていただきましたので、赤字幅につきましては、極力最小限にとどめたつもりでございますけれども、今後も、阿蘇の復興状況に影響がございますので、こういった厳しい環境は続くと思っております。

2ページの表1のほうに、部門別の実績表、各宿泊、レストラン、大休憩室、イベント他と書かれておりますけれども、入場者が10万2,236名の1億9,507万7,000円となっております。対前年度比からしますと、24.6%の減ということで推移しております。

それから、3ページに宿泊部門、それから4表に稼働率、レストラン部門と書いてありますけれども、宿泊については、団体等の観光客は全く来ませんで、災害復旧における応援の職員の皆さんの宿泊対応ということで、部屋の稼働率は上がっておりますけれども、実質人員の稼働率は下がっておりますので、経営的には非常に厳しいような状態でございます。

4ページに宴会部門、これにつきましては、早急に4階の大ホールについて改修工事を行いました、8月から使用できるようになりましたけれども、厳しい経営状況とはなっております。288件、6,339人の3,500万円となっておりますけれども、かなりの減少となっております。

それから、5ページに売店、それから温泉館ということで記載しております。

7ページをごらんいただきたいと思います。宿泊客の分析をしておりますけれども、これは熊本地震によりまして、去年は参考データとしては例年とは違いますけれども、一応参考として、やはり福岡県の占める割合、それから、最近は、インバウンドが多くなったというようなデータを記しております。

それでは、決算状況を10ページから説明してまいりたいと思います。

貸借対照表を見ていただきたいと思います。10ページでございます。現金預金、売掛金等々資産の合計が2,768万9,442円となっております。負債の部は、未払金2,100万円、以下となっておりますけれども、純資産の分を見ていただきたいと思います。資本金が350万円でございますけれども、当期の繰り越しの利益剰余金がマイナスの1,091万7,158円となっております。純資産の部の合計がマイナス354万2,158円となっております、債務超過に陥っているという数字となっております。

11ページに損益計算書となっております。国民宿舍売上ということで、1億9,507万7,991円となっておりますけれども、損益分岐点から言いますと、通潤山荘の場合は約2億円の売り上げが必要でございます。そういった面からも、やはり、かなりの額が減っておるということでございます。

災害助成金ということで、これは特別な項目でございますけれども、300万円と中ほどに書いてありますけれども、これは議会のほうにも12月で了承を得ていただきました特別支援ということで300万円を記しておりますので、一番下に、当期純損失と書いてありまして、1,574万6,786円となっておりますけれども、実際は、この300万円の支援金がないと仮定した場合、1,874万6,786円が実質の赤字ということで推移しております。

12ページをごらんいただきたいと思えます。販売管理費それから一般管理費と書いておりますけれども、役員報酬以下、給与、雑給、法定福利、それから福利厚生費、人材派遣費となっておりますが、これが通常言います人件費でございます。人件費の合計が9,498万7,000円となります。28年度を見ますと、正職員が18名、パートが18名ということで合計36名で9,400万円の人件費となっておりますけれども、通常、通潤山荘の場合は、43名で職員を雇用しておりましたけれども、非常に経営的に厳しいという部分、それから休業期間もございましたので、36名で運営を行ったということでございます。

平成25年、26年と2年連続で赤字決算をしておりました。27年は役員体制、それから経営改善を行いまして、黒字に転換しましたけれども、28年発災によりまして、また再び赤字となりまして非常に厳しい経営となりました。また、ことしも見てみますと、対前年比よりもよろしいですけれども、27年と比べますと、まだまだ回復していないということで、今後も厳しい状況が続きますので、やはりインバウンド等に、しっかりと力を入れてやっていきたいと思っております。

以上、報告終わります。

○議長（中村一喜男君） 報告第4号の報告が終わりました。よって、報告第4号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第6 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、報告第5号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 報告第5号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成29年6月8日提出。山都町長。

「まちづくりやべ」につきましては、資本金2,000万円でございます。1株5万円で町が200株保有しております。1,000万円を保有しております。それから残りは、自社株、そして、一般の町

民の方の出資で構成されております。

1 ページをごらんいただきたいと思います。事業報告書報告の件ということで記載しておりますけれども、企画事業部のほうで、本来の「まちづくりやべ」の仕事でございます中心市街地商店街の活性化に資すること、イベント等、それから地域づくり、地域仕事支援、そういったものに尽力していただいております。

また、ことは、28年度は光通信がこちらの山都町に来ましたので、そのコラボ事業として、各世帯に引き込む事業のほうにも協力をしていただいております。それから、人材派遣事業、それから地籍調査事業ということで、3本立てで事業をしていただいております。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

業務の報告ということで、この三つの大きな、人材派遣事業、それから地籍事業、企画事業ということで、受注額のほうを読み上げたいと思います。人材派遣につきましては、町の保育園の人材派遣等、合計の7,198万693円ということで、粗利が407万8,656円となっております。それから、地籍調査部のほうが6,148万5,000円ということで、粗利が3,373万5,902円となっております。それから、企画事業部につきましては、地域づくり、まちづくり、地域しごとセンター等の事業をしていただいております。1,843万5,187円ということで、これにつきましては、マイナスの596万1,097円となっております。

4 ページをごらんいただきたいと思います。貸借対照表でございます。

流動資産、現金預金等々、資産合計が7,450万5,314円となっております。負債の部は未払金、預り金、仮受金等々で707万6,689円となっております。純資産の合計は一番下に書いておりますけれども、純資産としては、6,742万8,625円となっております。

それから、損益計算書が5ページに書いてございます。

7 ページをお願いしたいと思います。議案第3号ということで、剰余金の処分ということで書いてございますけれども、株主に対して、5%、2,500円の配当を行うということで、町が200株有しておりますので、50万円の配当を町にいただいております。

今後は、29年の事業としては、当然、地籍事業、それから人材派遣が主な事業となっておりますけれども、当然、中心市街地の活性化、それから地域づくりに資すること、これが一番の本来の業務ですので、それにさらに力を入れていただきたい。それから、光コラボ事業ということで、町全体に及ぶ光ファイバー通信のサポートサービスも力を入れていって、せっかく光が入りましたので、これを各世帯に引いて使ってこそその光ですので、そこらあたりの事業についても、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○議長（中村一喜男君） 報告第5号の報告が終わりました。よって、報告第5号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第7 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第7「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

て」報告を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 報告第6号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成29年6月8日提出。山都町長。

2ページから、文楽の里協会の法人の概要、それから3ページに組織図、それから沿革を書いています。今現在、理事4名、評議員7名、監事2名ということで取り組んでいただいております。

清和文楽館につきましても、発災当時、来館者が全くないというような状況の中で、来てくれないければ、自分たちみずから出張公演をするというようなことで、いろいろな取り組みをしていただきました。長野県の飯田市のほうからも御案内を受けて、出張公演等も行いまして、そういった積極的な取り組みをしていただいております。等々、それまでの歴史等も、取り組みの歴史を評価されて、昨年は、西日本新聞の文化賞を受賞するというような明るいニュースもございました。

5ページのほうに、利用者数と書いてございますけれども、利用者数につきましては、文楽館、天文台、物産館、それぞれ減少しておりますけれども、トータルの合計が書いてありませんけれども、トータルは6万5,521名でございます。前年度は7万6,243名でしたので、かなりの減少を見ているところでございます。

6ページのほうから、それぞれ文楽の里の事業について書いてございます。6ページ、7ページと、事業の概要を書いてございますけれども、本当にそれぞれ、延岡、それから九州博物館、いろいろなところに出張公演等をしていただいております。努力はしていただいております。

9ページに、物産館の概要も書いてございますけれども、やはり、物産館については、来客者の減少によりまして、非常に経営的にも厳しい売り上げとなっております。

また、天文台が11ページに書いてございますけれども、天文台につきましては、発災当時、大型望遠鏡が落下しまして、使用不能となりました。即座に、町のほうとしても、改修工事を行ったところですが、そういったところで、非常に大変な時期も迎えておりましたけれども、その中でも一生懸命取り組んでいただいております。

13ページからが決算報告ということで書いてございますけれども、一般財団の決算につきましては、非常に見なれない書式になっておりまして、非常に数字も細かくて大変申しわけございませんけれども、14ページから書いてございます。それぞれ、清和文楽館、天文台、物産館、法人会計とこの四つの部門を統合して、里協会の財団の会計となっております。

16ページを見ていただきたいと思います。ここに、正味財産増減計算書の中で書いてありますけど、ここに、売り上げ、それから収支が書いてございますので、ここを少し説明していきたい

と思いますが、中段のほうに、若干下のほうに、受託事業収入と書いてありまして、受託料収入、それから、町補助金等収入と書いてございますけれども、ここに、町の指定管理委託料が入ってまいります。ここに、収入では、1,589万8,149円と文楽館は書いてございますけれども、これは消費税抜きの額でございますので、正式には、委託料は、文楽館につきましては、1,717万円となっております。また、天文台につきましては、551万8,519円となっておりますけれども、実際、町が委託料をお支払いしていますのは、596万円となっております。

また、法人会計のほうに600万円と出ておりますが、これは、先ほど「虹の通潤館」でも説明しました町からの特別の支援金ということで、これが600万円でございます。

売り上げを見ますと、この16ページの一番下の上の段に、経常収益ということで書いておりますけれども、清和文楽館につきましては、3,000万4,505円、それから天文台が1,852万5,084円、それから物産館については、1億997万9,439円となっております。トータルの1億6,454万8,220円となっております。ですから、実際は、売り上げ的には、この600万円を引きますので、1億400万円程度ということで推移したということになっております。また、指定管理料につきましても、売り上げに計上されておりますので、そこは十分勘案していかなければならない分と承知しておるところでございます。

18ページを見ていただきたいと思います。

18ページの中ほどに、一般正味財産増減額と書いてありますけれども、これが最終的な財団の収支でございます。清和文楽館につきましては、マイナスの232万5,471円です。それから、天文台につきましては、153万9,253円です。それから物産館につきましては、プラスの529万6,322円となっております。それと、法人会計が236万1,756円となりまして、トータルの379万3,354円が黒字となっておりますけれども、先ほど申しました600万円を引きまして、実質は、220万6,646円の赤字ということでございます。

19ページに、財団の債務に係る資産等を記載しております。基本財産が3,000万円ございます。基本財産が基本財産預金として3,000万円ございます。そして、特定資産がございます。これは、後継者育成資金1,061万5,045円となっておりますけれども、これは実際、前は3,000万ございました。太夫の育成、人形遣いの育成のほうで使ってまいりましたので、残りが1,061万5,045円となっております。それから、設備投資修繕資金ということで4,231万4,813円、それから協会備品資金として253万2,000円となっております。そして、財政運営資金としては2,333万388円。これも、以前は3,000万ございましたけれども、赤字の経営のときに取り崩した分としてやっておりますので、現在、財団が保有している資産としては、一番右下に書いてあります1億879万2,246円となっております。

里協会につきましても、これから後継者の育成、それから里協会、それから文楽人形保存会との相互関係等をしっかりと連携しながら、再建に向けて努力していただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○議長（中村一喜男君） 報告第6号の報告が終わりました。よって、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第8 報告第7号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、報告第7号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 報告第7号、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成29年6月8日提出。山都町長。

2ページをごらんいただきたいと思います。事業報告として載っております。一番、この震災における被害といいますか、観光客の減少を見たのが「そよ風パーク」でございました。その中で、やはり、そもそも経営には非常に厳しい会社でございますので、従業員の解雇等、厳しい経営を強いられておりましたけれども、そんな中で、少ない人員の中で、しっかりと取り組んではいただきましたけれども、経営的には非常に厳しい1年であったと分析しておるところでございます。

3ページにも書いてございますように、人件費の削減、報酬のカット、退職者8名というようなことで、非常に厳しい判断を迫られたところがございますけれども、本来の「そよ風パーク」の役割からしますと本意ではない部分もございます。地域の活性化、そういったもの、地域経済の浮揚というところからいきますと、厳しいものでございましたけれども、やはりそこは、会社としての経営がございますので、そういう人員整理等もなされたところがございます。平成27年は639名、延べの人員で、給与等を支払っておりますけれども、平成28年は559名ということで、実質80名の削減を図って、経営の損失を圧縮していったというところがございます。

4ページに、要約損益計算書が出ておりますけれども、これは経年で書いております。平成24年から28年ということで書いてございますけれども、24年の2億5,257万5,000円、ここらあたりが損益の分岐点でございますので、それを下回っていくと、当然赤字が膨らむというようなことで理解しておりますけれども。パークにつきましては、3,600万円の指定管理料がございますので、それを入れてした場合は、損益分岐点としては、2億8,000万円ぐらい売上をしていかないと非常に厳しいという会社でございます。

7ページをお願いしたいと思います。決算報告の貸借対照表をごらんいただきたいと思います。

現金・預金1,073万3,122円から書いてございまして、流動資産の合計が1,967万3,032円となっております。資産の合計トータルは3,762万3,909円となっております。

負債の部が買掛金の500万円、以下、短期借入金が2,000万円です。これは、9月に借り入れをして、4月、9月に返済の予定の借入金でございます。それから、未払法人税等々ございまして、8ページをごらんいただきたいと思います。固定負債ということで書いてございますけれども、長期借入金が2,842万5,000円となっております。これは町からの3,000万円の借り入れの返済、

それから協会としての借り入れの残額でございます。

株主資本の合計として、株主資本合計マイナスの2,654万7,111円となっておりますが、これが債務超過の分ということで理解しておるところでございます。

9ページに損益計算書がございますけれども、ここに売り上げが2億3,342万6,264円となっております。その中で、役場補助金ということで2,500万円となっておりますけれども、これが先ほどから言っております支援金の合計でございます。営業外収益、それから、特別損失等を引きまして、最後、当期純利益が2,078万1,638円となっておりますけれども、これは実質には、町からの支援金を外しますと、マイナスの578万1,638円と理解していただきたいと思っております。

それから、10ページの販売費及び一般管理費を見ていただきたいと思っております。役員報酬以下、給料手当、雑給、法定福利、福利厚生費等を合わせますと9,233万3,000円が人件費として、給与として支払われている分でございます。

株主資本等変動計算書ということで、11ページの一番下を書いてあります、この2,654万7,111円が債務超過の分と理解しております。

この12月に議会に認めていただきました支援金、各団体にしましたけれども、これにつきまして、そよ風パークにつきましても、役員体制の見直し等もしていただきました。商工会長の田辺会長、それから、副会長の草部副会長も取締役のほうに入っていただきましたし、一般監査の方も1人入って、3人を追加しまして、健全経営に向けた取締役役員体制としたところでございます。

以上、報告を終わりますけれども、第3セクターのことにつきましては、いよいよあと残り2年を切りました。本年が指定管理のあり方を検討し、来年が指定管理するののかというようなことで、方向性をして、来年が募集にかかるわけですけれども、きのうも町長のほうから、町民の福祉、福利厚生に本当にその施設が役に立っているのか、あるいは経済効果として、指定管理料7,800万円も払うわけですから、その効果があるのかということは、しっかりと検証してほしいということで、ことしは、自立化、それから健全化、民営化、統合化、それから廃止、いろいろなあらゆる検討をして取り組みということになっておりますので、ことしは、そのことにつきまして、しっかりと取り組んで、来年の指定管理の方向を示していきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○議長（中村一喜男君） 報告第7号の報告が終わりました。よって、報告第7号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」は報告済みとします。

日程第9 報告第8号 有限会社「清和資源」の経営状況について

○議長（中村一喜男君） 日程第9、報告第8号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、清和資源の決算について報告させていただきます。報告第8号、有限会社「清和資源」の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に従い、有限会社「清和資源」の経営状況を地方自治法施行令第173条の定める書類を添付し報告します。

平成29年6月8日提出。山都町長です。

この清和資源につきましては、平成13年6月に、測量業務、地籍調査等の一筆調査等を請負う会社として、町、当時の村の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。

3ページの第16期からの決算報告で御説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、5ページの損益計算書をごらんいただきたいと思います。

売り上げでございますが、測量設計受託収入5,927万400円。ほかに測量助手人夫賃収入として516万3,743円、合わせまして6,443万4,143円が売り上げの総利益でございます。

次に、販売費及び一般管理費でございますが、こちらは5,403万4,598円となっております。この一般管理費につきましては、次ページの裏、6ページに内訳を掲載してございます。後でござんいただきたいと思います。

済みません、5ページの損益計算書に戻っていただきます。

ただいま説明しました売り上げと一般管理費等を引いた残りの営業利益が1,039万9,545円となっております。その他、営業外収益を足しまして、経常利益は中ほどにございますが、1,021万8,110円となっております。特別利益、また貸倒引当金戻入、それから、そういうのをもろもろ計算しまして、当期の純利益は1,020万114円と、法人税、県民税、事業税、町民法人税等を合わせました充当額が213万9,900円ということで、当期の純利益は806万210円となっているものでございます。これは、前年比で約200万円の減収となっております。その内訳につきましては、飛び飛びですけど、表紙裏の2ページに、昨年の事業内容については掲載してあるところがございます。こちら、後ほどござんいただければと思います。

次に、4ページの貸借対照表をごらんいただきたいと思います。一部について説明をさせていただきます。

損益計算書によります当期純利益が806万210円と申し上げましたけれども、右下の純資産の部をごらんいただきますと、前年度までの繰越剰余金等の9,701万4,632円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金は1億507万4,846円ということになっております。

下段に、現金及び預金については計上しているところでございます。

以上、有限会社清和資源の経営状況報告につきまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第8号の報告が終わりました。よって、報告第8号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は報告済みとします。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時0分

再開 午後1時0分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第38号 専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第10、議案第38号「専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第38号について説明をいたします。

議案第38号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度山都町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

平成29年6月8日。山都町長。

提案理由です。

平成28年度山都町一般会計補正予算（第8号）について、年度内に定める必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分を行いました。

これが、この議案を提出する理由です。

1、専決処分の内容。

平成28年度山都町一般会計補正予算（第8号）。

2、専決処分年月日。

平成29年3月31日です。

それでは、予算書をお願いいたします。

歳出から説明をさせていただきますので、21ページをお開きください。

まず、2款1項5目の財産管理費でございます。これは、木原谷の町有林の分収造林負担金の分でございます。木原谷の分収林組合に8、町が2という割合になっております。

続きまして、老人ホーム運営費でございます。これにつきましては、社会福祉施設等の災害復旧費の補助金の減でございます。起債も同じく減額しております。これは、道路部分の補助起債がカットになったということでございます。

続く、児童福祉総務費の357万円の減は、これは統合保育園の部分でございまして、備品が今回、起債対象外となったということで減額をいたしております。

あけていただきまして、22ページです。災害救助費、これにつきましてはの地方債の減は災害援護資金貸付金の見込み額の減ということでございます。不用額でございます。

続きまして、予防費の国県支出金、その他にそれぞれ1万1,000円、770万円を充当しておりますのは、それぞれふるさと寄付金の分でございます。財源の組み替えを行ったところでございます。

4款に入りまして、50万の地方債の減、それから160万円の地方債の減ということでございます。これにつきましては、起債対象経費が、今回精査しましたところ減額となったと、対象外と

なったというものでございます。

続きまして、23ページです。農政費の4,174万6,000円の減額補正を行っております。負担金補助及び交付金の4,133万9,000円につきましては、これは熊本地震対応事業であります農業倉庫ですとか、畜舎、ハウス、農業機械等の撤去、修繕、再建等に係ります補助金でございます。これが、当初予算計上額が3億4,324万4,000円でしたのが、実績額3億190万5,000円となったものでございます。実績額によって、今回4,100万円を落としているところでございます。

経営体育成支援事業補助金の返還金につきましては、実は、28年度の第5号補正で予算を計上しておったんですけれども、これにつきましては、29年度の処理とするということで県のほうから説明がございましたので、今回、29年度で改めて計上いたしております。これについては、28年度では減額計上したというものでございます。

6款の商工振興費でございます。起債の1,070万を減じておりますけれども、これは文化交流拠点施設整備事業に係るものでございます。これは、実は、4号補正予算で、ここに1,093万4,000円の補助を入れております。その補助金の際に、起債のほうを逆に落とすという作業が必要だったんですけれども、今回、精査の上、計上いたしましたので、その補助金との関係で起債を落としたものでございます。

土木費道整備交付金事業費につきましては、大川大矢線が今回、起債対象となったというもので、350万円起債を財源組み替えしております。

続く、24ページでございます。

7款の河川等災害関連事業費でございます。180万円の減につきましては、これも起債対象から事業費については外れる部分があったということで、財源組み替えを行っております。

次の災害関連防災がけ崩れ対策事業でございます。これにつきましては、5億4,459万円という、非常に大きな減額をいたしておりますけれども、当初、19件で見込んでおったところでございますけれども、採択が17件になったということも一つございますが、当初の1件当たりの事業費がまだ不明確でございましたので、かなり大きな金額で見込んでおったということでございます。その分に係ります財源を今回整理をさせていただいております。

続きまして、25ページです。10款の現年度農業施設災害復旧費でございます。780万円は測量設計委託料の減ということです。

次の、現年度林業施設災害復旧費も、林道施設の起債対象事業、10路線ございますけれども、これも精査の上、300万円が今回対象外ということで財源組み替えを行ったものでございます。

続く、10款の公共土木施設災害復旧費でございます。16億3,724万9,000という金額を減額しております。これにつきましては、一つには、午前中説明しましたように、20億7,400万のうち、11億3,000万円程度は繰り越しということでございます。ただ今回、この16億円を削っておりますのは、繰り越しもありますけれども、施越事業という性質が、災害の場合ございまして、一般財源が2億7,900万増えております。これは、国庫補助事業としての適格性は当然有しているんですけれども、国庫補助金の枠配分等の関係で、28年度分が実際に補助率どおりは来ませんで、これが29年度に改めて補助金として入ってくるという性質のものでございますので、枠配分額に

応じて減額をしたものということにしております。そういったことで、これらの事業費自体が落ちたということではなくて、補助金を落として、その分、一般財源のほうで立てかえ払いをするというイメージで思ってもらえれば結構かと思っております。これは29年度以降、措置をされるという内容のものでございます。

次に、公立学校施設震災復旧費でございます。これも施工箇所の工法変更等によりまして、補助対象の施設事業費が起債対象とならなかった部分が出てきたということで、2,580万円を減額計上いたしております。補助金の増につきましては、当初、補助率を低位に見ておりましたので、今回、補助率が確定した結果、417万円は増額ということになっております。その分を一般財源のほうで見なければならぬような結果になってしまっております。

続く、26ページです。文化的景観災害復旧費です。これは、通潤橋の上井手のヒューム管ですとか排水のり面ですとか、下井手部分によります入札残もしくは事業費減と、そういったもので595万2,000円、国庫補助対象事業経費がそのまま落ちますので、同額の金額を減額補正いたしているところでございます。

12款の基金費につきましては、それぞれ利子、それから寄付金でいただいたものにつきまして積み立てを行ったものでございます。

次に、歳入を説明いたします。

歳入は10ページからでございますけれども、それぞれ特定財源については歳出予算のところを確認をいただいたと思いますので、それ以外について説明をさせていただきます。

12ページの2款地方譲与税から、15ページの12款交通安全対策特別交付金につきましては、7号補正後に確定をしました剰余金、交付金の金額にあわせて、今回補正を行ったものでございます。

その中で、15ページの一番上にあります地方交付税ですけれども、これは、今回、特別交付税が確定したことによりまして2億714万6,000円を増額の補正を行っております。これによりまして、普通交付税が57億7,596万6,000円、特別交付税が7億8,645万円となります。交付税の合計が、そこにありますように65億6,241万6,000円ということになるものですが、これは27年度の決算額と比べますと、約1億500万円が減少しておるということとなります。

次は、17ページの一番下になります。17款の財産収入の不動産売払収入でございます。土地売払収入、建物売払収入ですけれども、これは昨年の12月定例会において報告をさせていただき、議決をさせていただきました土地売払収入、建物売払収入、旧清和高原野菜市場に係るものが主でございます。土地が4,966万円、建物は829万円が旧清和高原野菜市場に係るものでございます。

次の18ページの一番下の繰入金ですね。これにつきましては、財政調整により、今回、繰入金を510万8,000円繰り戻すということにいたしました。

それから、19ページの22款町債ですけれども、これにつきましては、それぞれ事業費の確定等々によりまして、今回精査を行った金額ということになるものでございます。

ページを戻りまして、5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費の補正でございます。

これにつきましては、午前中、繰越計算書というところで御説明を申し上げたものでございます。今回は1件の追加と18件の変更を行ったものでございます。

次に、7ページの、第3表地方債の補正です。

これも、ただいま説明いたしましたように、地方債の起債目的ごとの変更を計上いたしましたところでございます。19億730万円の限度額ということになるものでございます。

続きまして、表紙の次のページをおあげください。

平成28年度山都町一般会計補正予算。

平成28年度山都町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入・歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22億4,315万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221億7,729万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成29年3月31日専決。山都町長でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第39号 専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第11、議案第39号「専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、議案第39号について説明をいたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

平成29年6月8日。山都町長。

提案理由です。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第6号）について、年度内に定める必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分を行いました。

これが、議案を提出する理由です。

1、専決処分の内容。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第6号）。

2、専決処分年月日。

平成29年3月31日です。

それでは、専決第5号、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

今回の専決補正においては、3地区で実施しております簡易水道整備事業の年度内の精算により、国費が確定し、地方債の額が変更となったことと、2地区での工事に変更が生じ、工事費が不足することになったことから、総務管理費内で額を組み替えたものでございます。

歳出のほうから説明します。9ページをお願いします。

総務費です。目、一般管理費です。補正額はゼロですが、施設内で委託料120万円、使用料及び賃借料20万円、原材料費30万円をそれぞれ減額し、工事請負費にこの減額分の170万円を組み替えるものでございます。これは、蘇陽の今地区での災害復旧工事と矢部の白糸地区水道管布設工事で工事内容に変更がありまして、工事費が不足したことによるものでございます。

一般管理費の総額は補正前と同じで1億6,245万8,000円。同様に総務費の総額が4億2,513万2,000円に変更ありません。

次に歳入のほうです。7ページをお願いします。

分担金及び負担金のうち、簡易水道負担金です。補正前の額192万3,000円、補正額52万9,000円、計245万2,000円。これは各種水道工事の受益者の負担金になります。内訳は説明のとおりでございます。

次に、使用料及び手数料のうち使用料です。補正前の額9,612万1,000円、補正額227万1,000円、計9,839万2,000円。これは水道の使用料金になります。

次に、町債のうち簡易水道事業債です。補正前の額1億8,650万円、補正額280万円の減、計1億8,370万円となります。これは、先ほど申し上げました3地区で実施しております平成28年度の簡易水道整備事業の精算により国庫補助金が確定し、地方債の額が変更になったことによるも

のでございます。内訳については説明のとおりです。

次に、1 ページ、2 ページが総務管理費の歳入歳出の総額を示した表になります。歳入歳出それぞれ 5 億8,829万9,000円となります。

3 ページが繰越明許費を補正した表になり、これは午前中、説明させていただいたとおりでございます。

4 ページをお願いします。

地方債の補正表です。簡易水道事業債、補正前の額が 1 億8,650万円、補正後の額が 1 億8,370万円となります。

それから、5 ページ、6 ページが歳入歳出補正予算事項別明細書になります。歳入歳出ともに 5 億8,829万9,000円となります。

表紙の次のページをお願いします。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成28年度山都町簡易水道別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成29年3月31日専決。山都町長、梅田穰です。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

**日程第12 議案第40号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を
求めることについて**

○議長（中村一喜男君） 日程第12、議案第40号「専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） それでは、議案第40号について御説明いたします。

議案第40号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条例第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第6号、山都町条例の一部改正について。

平成29年6月8日提出。山都町長です。

次のページは、専決処分書になっております。

次から、条例の改正文、そして後段のほうには新旧対照表をつけております。新旧対照表のほうをごらんいただきながら、御説明をしてみたいと思います。

まず、平成29年度の地方税制改正につきましては、大体、大きなものとしましては、個人所得税の改革ということで、配偶者控除、配偶者特別控除等の見直し、また、エコカー減税、自動車取得税におけるエコカーですね。それと、町民税等におきましては、軽自動車税のグリーン化特例等の延長措置、それですとか、固定資産税の特例措置等、または、熊本地震等の災害をもとにしました災害に関する税制上の措置を定めていく、そういうものになっていくところでございます。

それでは、新旧対照表が31ページほど、たくさんあるんですが、その1ページ、第33条からなっているところです。33条が特定配当とか特定株式配当譲渡等に係る課税に伴います所得税の課税標準を定めているというところになります。

少し飛びますけれども、10ページをごらんいただきたいと思います。

ここは新たに条文が追加されているわけですが、被災をした市町村等で、復興の推進地域に定められた場合に、土地の共有等に関する部分での案分の措置が、今後、条例として定められていくということになります。

それと、今度は少しまた飛びまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

第8条になります。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ということで、ここは農業をやっておられる方で、肉用牛の肥育とかをされておられるんですが、これは1頭100万までは、100万未満の肉用牛については免税という形になっております。それが平成30年までの措置を、平成33年まで3年間延長されたという措置となっております。

続きまして、18ページになります。

第16条からのところになります。附則になりますが、附則の第16条の部分におきましては、先ほど申しました軽自動車税のグリーン化特例の2年間の期限の延長等を定めているところであります。ここは長々とずっと書いてございますけれども、これは昨年の6月議会で、28年3月31日に専決処分をしまして報告して承認をいただいたものが、一旦、途中の税制改革で、消費税等の

導入によって一旦落とされたものが、再度、消費税の導入時期が31年の10月ということで延長されたことに伴いまして、またここに設置をした部分であります。

全体として、非常にボリュームがあるところですが、地方税法の改正に伴いながら、この条例の改正を定めていったものでございますので、どうぞ御承認方、よろしくお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第40号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第41号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第13、議案第41号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） それでは、議案第41号について御説明申し上げます。

議案第41号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

平成29年6月8日提出。山都町長。

次ページは専決処分書でございます。

その次のページをお願いいたします。

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日。山都町長。

山都町条例第17号。

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

山都町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第23条第2号中、「26万5千円」を「27万円」に改め、同条第3号中、「48万円」を「49万円」に改める。

附則でございます。

施行期日。

第1条、この条例は平成29年4月1日から施行する。

適用区分。

第2条、改正後の山都町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということです。

次ページの新旧対照表をごらんください。

中ほどです。(2)のところですか。このところにアンダーラインが入っておりますけれども、「26万5千円」、現行。それが改正後は「27万円」というところです。

それから、次のページですね。(3)のところでございます。「48万円」を「49万円」に改めるということでございます。これにつきましては、前議案と一緒に、これは毎年、経済動向を見据えて税制改正され、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について見直すものでありまして、5割軽減及び2割軽減の基準額の変更でございます。26万5,000円から27万円のほうが5割軽減の基準額、それから、48万円から49万円が2割軽減の基準額ということでなっております。

以上、説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第42号 専決処分事項（平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第14、議案第42号「専決処分事項（平成28年熊本地震による被

災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正)の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長(田中耕治君) それでは、議案第42号について御説明いたします。

議案第42号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第3号、平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について。

平成29年6月8日提出。山都町長でございます。

あけていただきまして、次ページは専決処分書です。

その次に、改正文を載せております。

山都町におきましては、平成28年熊本地震により被災した町民税等の納税義務者に対しましては、平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の規定により、損害の程度に基づいて平成28年度分の税額の減免をしてきたところであります。

そんな中、本年2月に国及び県は熊本地震の被災者に対し、早期の生活再建がなされるよう、平成29年度分の国民健康保険税についても、半年間の減免の延長措置を行うことになりました。そしてまた、減免措置を行う自治体に対しましては、財政支援を行うということになりました。

つきましては、山都町としましても、震災被災者の方々の生活再建支援のため、平成29年度に課する当該年度分の国民健康保険税につきましては、平成29年4月1日から29年9月30日まで、国民健康保険税の減免措置を延長するとしたところであります。

条文に書いておりますように、5条の2を追加いたしました。5条の2では、国の財政支援措置に基づき国民健康保険税の減免措置の延長ということを規定している部分でございます。2項においては、平成28年度を29年に、また、延長する期限等の読みかえを規定しているところであります。

施行期日は、平成29年4月1日です。

以上で専決処分についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(中村一喜男君) 議案第42号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村一喜男君) 質疑なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「専決処分事項（平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第43号 専決処分事項（平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第15、議案第43号「専決処分事項（平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） では、続きまして、議案第43号について御説明いたします。

議案第43号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第7号、平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について。

平成29年6月8日提出。山都町長でございます。

ページをめくっていただき、次ページは専決処分書でございます。

改正文の説明に入ります。

これにつきましても、先ほどの平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正と同様に、平成28年豪雨災害の被災者の方々に対しましても、早い生活再建を支援するというので、平成29年度に課する当該年度分の国民健康保険税について、平成29年4月1日から平成29年9月30日まで国民健康保険税の減免措置を延長するというものでございます。

なお、先ほどの地震に伴います減免については、国及び県からの財政支援ということをお話ししましたが、この豪雨災害については、国県の財政支援措置はございません。

では、条文をごらんいただきたいと思えます。これにつきましても、新たに5条の2を加えて、国民健康保険の減免措置の延長を規定しているものであります。2項につきましても、先ほどと同じように、28年度を29年度に、また、延長する期限等の読みかえを規定しているものでございます。

施行期日は、同じく29年4月1日でございます。

以上で専決処分についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「専決処分事項（平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第16 議案第44号 専決処分事項（山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第16、議案第44号「専決処分事項（山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、説明いたします。

議案第44号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

平成29年6月8日提出。山都町長です。

次ページは、専決第1号の専決処分書でございます。

ページをめくっていただきまして、条例の改正文でございます。

概要を説明いたします。

本条例につきましては、マイナンバー法に基づきまして、個人番号を行政事務に利用できる範囲等を定めるために、平成27年の12月定例会において本条例を提案、議決をいただいたその一部改正でございます。

今回は、介護保険制度の改正に伴いまして、この条例に、そこに書いておりますように、「山都町在宅介護支援事業実施要綱による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの」というものを加えるという改正を行ったものでございます。具体には、在宅介護支援事業の利用申請の受理、または、その審査等の事務において個人番号の利用が可能となるようにするというものでございます。

第2条は、法律改正によりまして、第19条に第7号が新設されたことに伴い、条ずれをするも

のでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 質疑もですが、まずお尋ねします。

鳴り物入りで、半強制的な感じでマイナンバーが施行されましたが、その利用のぐあい、マイナンバーを使って何かするというようなことで、役場に訪ねて来られる利用の度合いはどうか。どれくらいの利用がっておりますか。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） マイナンバーの申請等を所管しておりますので、税務住民課のほうから数字等についてお答えをしたいと思います。マイナンバーは、平成27年の暮れ、12月ごろから各家庭のほうに通知が参っていると思います。そのうち、申請をされた数が1,461件であります。そのうち、実際、役場に來られて登録をして、交付された数が1,177件ということになります。県のほうでは、申請がおよそ20万件で、取りにこられたのが15万件ぐらいなので、大体率とすれば、県の平均並みぐらいの申請と交付の率だろうと思います。

何に利用されているかという点におきましては、免許証やパスポート等の顔写真つきの身分証明書等をお持ちでない方については、公的な身分証明にもなるということもありますし、役場等からの賃金とか、議員の皆さん方の議員報酬等をお支払いする際には、マイナンバー等の記載が必要になるかと思いますが、そういった場合とか、福祉関係の各種手続等にマイナンバー等が利用されております。必ずしも、先ほど言いましたように、免許証とか、ほかにパスポートとか、そういった公的なものがあれば、マイナンバーカードは必ずしもなくてもいいのかもしれませんが、そういったものをお持ちでない方々にとっては有効な身分証明になるものじゃないかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 年間に利用されるのが1,400ぐらいということですね。それから、この条例の改正は、今ここに書いてある教育委員会とか町長とか、そのほかのことに対しても使えるということですね。新たに使えることになるということですか。それとも、教育委員会がこの人の就学、学校に行くために利用するから、この人のマイナンバーを調べてくれということができるということですか。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） 済みません、失礼いたしました。先ほどの1,461というのは、町民の中で申請をされた数が、今までの延べで1,461名が申請をされていて……。

○11番（田上 聖君） 2年間にということですか。

○税務住民課長（田中耕治君） はい、そういうことですね。そのうち、実際に交付をしてある数が1,177件ということなので、実際、年間に何件くらい利用されているかというのは、ちょ

ついろいろな部署を取りまとめないとわかりませんので、済みませんが、この段階ではお答えが難しゅうございます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） この条例の改正の内容をちょっと見ていただきますと、別表第1に、山都町在宅介護支援事業実施要綱による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるものとしております。今現在、実施要綱を定めておまして、この実施要綱の利用申請書中に、個人番号、それから要介護者の個人番号記載が必要になってくるというものでございます。

町が独自利用を行う場合は、この別表第1に規定をするという性質のものでございます。本町の機関内、地方税関係情報とか住民票の関係情報等と連携して事務を取り扱う場合に、条例で行う場合に、別表第2に定めているというものでございます。そういった性質のものでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） マイナンバーも、久しぶりに出てきましたので尋ねてみました。マスコミを含めて、大変な鳴り物入りで通ったわけです。私もマイナンバーはどこにあるかと思うし、今、一瞬考えております。果たして、探してみらんとどこにあるかわからない。皆さん方も多分、ここに持っている知っている人がわずかじゃなかろうかと思えます。ほとんどの人が、どこにあるか探さんとわからんというのが現状ではないかと思えます。そういうことも含めて尋ねてみました。

終わりです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「専決処分事項（山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

散会 午後1時49分

6 月 15 日（木曜日）

平成29年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年6月8日午前10時0分招集
2. 平成29年6月15日午前10時0分開議
3. 平成29年6月15日午後3時0分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第4号）
 - 日程第1 議案第45号 平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例の制定について
 - 日程第2 議案第46号 山都町公民館条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第47号 山都町営体育館条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第48号 山都町へき地保育所条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第49号 山都町福祉サービス手数料条例の一部改正について
 - 日程第6 議案第50号 平成29年度山都町一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第7 議案第51号 平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第8 同意第7号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第9 同意第8号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第10 同意第9号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第11 同意第10号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第12 同意第11号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第13 同意第12号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第14 同意第13号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第15 同意第14号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第16 同意第15号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第17 同意第16号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第18 同意第17号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第19 同意第18号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第20 同意第19号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第21 同意第20号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第22 同意第21号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第23 同意第22号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第24 同意第23号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第25 同意第24号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第26 同意第25号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第28 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査
申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
8番 工藤文範	9番 藤川憲治	10番 稲葉富人
11番 田上 聖	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	岡本哲夫
教 育 長	藤吉勇治	総 務 課 長	坂口広範
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	橋本由紀夫
会 計 課 長	藤島精吾	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	田中耕治	健康福祉課長	山本祐一
環境水道課長	佐藤三己	農林振興課長	荒木敏久
建 設 課 長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	玉目秀二	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	渡邊尚子	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	監 査 委 員	志賀美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第45号 平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第45号「平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） おはようございます。それでは、御説明をいたします。

議案第45号、平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例の制定について。

平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

平成29年6月8日提出。山都町長。

提案理由。

平成28年熊本地震による災害に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、受益者負担金の徴収の特例措置を講ずるため、この条例を制定する必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

次をお願いいたします。

平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例をここに公布する。平成、何年何月何日、山都町長。

山都町条例第何号、平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例。

趣旨。

第1条。この条例は、平成28年熊本地震による災害が本町にとって未曾有の激甚な災害であることに鑑み、町が施行する災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について、山都町建設事業分担金徴収条例第2条の規定により町長が徴収する分担金の徴収の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

分担金の不徴収。

第2条。平成28年熊本地震に伴い発生したがけ崩れに対する事業の施行に伴う分担金は、分担金徴収条例第2条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

附則。

この条例は公布日から施行する。

これにつきましては、さきの3月定例会におきまして、条例の制定をお願いしたところでございます。そのときに、分担金につきましては1.5%ということで皆さん御説明したと思います。近隣の町村の様子を見てからということで御指摘をいただいたところでございますけれども、あのときにも、もう既に近隣の町村は分担金については取らないということでございましたので、今回、本町も足並みをそろえて取らないということで、特例として上げたものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これはもう、かねてからお互いに協議してきたわけですが、一つだけ聞いておきますけれども、皆さんがたびたびおっしゃってきたと思いますが、後の豪雨災害から発生したげ崩れなども、この地震と連動していると、我々が解釈できる箇所がたくさんありますね。その辺のところはどうでしょうか。これはもう町独自のやつですから、かなりそこは幅広く解釈していいと思いますが、運用はどうなっていますか、聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをしたいと思います。確かに、地震で揺らして、その後の豪雨で本町の場合は壊れたというところが多数ではございます。直接、地震で壊れた箇所数というのは、下方の町村に比べますと確かに数は少のうございます。ただ、私どもは査定のときには、豪雨災害によるものか、地震によるものかというのを区別しなければなりません。

というのが、災害が発生した日にちがそこに入ってくるものですから、実際は地震で揺らして、確かにそこに亀裂が生じて、豪雨のときに雨が落ちて壊れたんだらうということは、それは査定官も十分わかつたらすですね。十分わかっておられますけれども、実際に壊れた日付を私たちは入れるものですから、そこでの差は出てくるものと思いますが、私どもは、今、議員がおっしゃいましたように、地震で揺らして、あくまでも地が緩んで壊れたという認識で私どもはおります。

公共施設の場合には、そういうふうに分かれてはおりますけど、補助率としては一緒になっておりますので、恐らく農地災害のほうもそうだろうと思いますが、そういう扱いでしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第46号 山都町公民館条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第46号「山都町公民館条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） おはようございます。御説明いたします。

議案第46号、山都町公民館条例の一部改正について。

山都町公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年6月8日提出。山都町長。

提案理由です。

馬見原公民館大ホールの使用料について、町内の他の公民館施設の使用料との均衡を図る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお開きください。

公布文となっております。山都町公民館条例の一部を改正する条例です。

山都町公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第3、馬見原公民館の部、大ホールの項中、2,700円を1,080円に改める。

附則。

この条例は平成29年10月1日より施行する。

ということで、後ろのほうに資料をつけておりますが、次のところから3ページにわたりました別表第3を掲載しております。

そのうちの2ページ目に記載しておりますのが現行でございます。下のほうに、馬見原公民館の大ホールが2,700円とアンダーラインしておるところでございます。

次の3ページ目に、改正後の案ということで、馬見原公民館の大ホールを1,080円にするということでアンダーラインをしております。

あわせて、資料といたしまして次のページに、清和の集落センターの大研修室の全室につきまして、こちらのほうも使用料の1時間当たりが1,080円ということで資料に載せております。

またあわせて、その裏のページでございますが、蘇陽でございます菅尾のコミュニティセンターと二瀬本コミュニティセンターにつきましても、全室——大和室につきまして使用料が同じく1,080円ということで資料に掲載しております。

本件につきましては、同様のうちが管理しております公民館につきまして、馬見原公民館の使用料が突出して高いというところでの今回の改正でございます。

ちなみに、申し上げますけれども、馬見原公民館の平成27年度の利用回数が112回、利用された延べ人数が6,546人でした。それから、同じく平成28年度としましては馬見原公民館の使用回数は117回の6,710人ございました。

中央公民館の利用件数が、平成27年が1,105件、それから利用された人数が1万9,912人。平成28年度に至りましては件数が1,042回、それから利用された人数が2万1,040人でした。

それから、あわせて清和の集落センター、こちらのほうが平成27年度の利用件数が520件、利用された人数が1万1,359人。それから、平成28年度に至りましては678人、それから2万1,015人ということでございました。

結局、同じような規模の施設でございますが、極端に馬見原公民館の利用件数が非常に少ないということで、これは実は数年前から住民の方からも非常にあそこはほかのところと比べて高いというふうな御意見を賜っていたところでございます。

今回、そうしたほかの同等の施設の利用料、利用件数、そうしたものを見比べたりする中で、

やはりこれは、合併後ずっと旧町村時代の利用料についてを改正していない部分があるということで、住民の方からも、非常にあそこは高いので利用しにくい、ちょっと高いので利用し切らんというふうなお話があってありました。

馬見原公民館の、私どもが事務を所管しておりますけれども、申請に基づいて許可する場合に免除規定ということも、減免利用のやつもあるものでございますが、一般的に使用料、1時間当たり2,700円を支払っての利用については、馬見原公民館につきましては平成27年度というのは1件だけございました。28年度におきましては、2件ございました。

非常に利用料を払っての件数が少ない理由というのが、非常にほかのところと比べて高いという理由から利用の回数が少ないという見解から、使用料については、近隣施設、他の施設等との整合性を図ることで利用者使用料収入の増が今後見込めるんじゃないかということから、今回の改正に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 10月1日としたのはどういうわけですか。この条例が通ったならば、すぐからでもいいのではないか。10月1日としたのはどういう理由かということをお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。これがもし通れば、これから告示をして、住民周知期間をしていきたいと思っております。その周知期間を踏まえた上で、下半期であります10月1日からの施行ということで考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私のお願いなんですけど。公民館ということが出ましたものですからですね。

各集落あたりも、公民館並びに集落所という名前のが必ずあるかと思っておりますけども、いつも、初会だったり、集落あたりで協議するとき、公民館の使用料についていろいろ議論が出ます。公営住宅あたりを抱えとる集落は、非常に住宅の方々が利用されるものですから、その使用料についていろいろと、集落と住宅のことでめごと今まで何回とあっております。

そのあたりを考えると、ある程度の、住宅あたりの考えと、今まで住んでおる地元の人たちの考えが一致せん場合が非常に多うございますものですから、各集落あたりの使用料の一覧表あたりをちょっとつくっていただくならと思っておりますけども、その辺はいかがですかね。

隣の集落が幾ら取りよるかですね。いろいろ参考になるし、ぼつと言ってもなかなか金額のこともものですから。他の集落とどのぐらいの差があるのか、これで妥当なのか、そのあたりが非常に困るところが多いものですから、そこあたりを生涯学習課のほうで把握するなり、そういうのの提示を、ここはこういう金額で使用されとうというようなことを提示しもらうならと思っております。

けど、その辺はできますか、できませんかね。ちょっとその辺をお答えいただくなりと思いますけど。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 今の御質問につきましては、各集落等で管理、使用しておられるようなそれぞれの集落、かなり数が、何百かあるかなと思いますけれども、そうしたものの使用料についての均衡とかそういったことのお話かもしれませんが、私ども町のほうで管理しておりますのは、山都町公民館としては、中央館であります、その下市の中央公民館、それから地区館といたしましては、同じく中央公民館でございますが、それと清和の基幹集落センター、それから馬見原公民館、あわせて蘇陽のほうでの菅尾コミュニティセンター、二瀬本のコミュニティセンター。ここだけが町のほうが所管しているところでございまして、利用料金等も設定しておるところでございます。

各地区の集落ごとの公民館というのは、それぞれで、旧町村時代から、昔からもそうかもしれませんが、集落センターとか構造改善事業とか、いろいろな補助事業なんかで町村がつくって、後は集落ごとに維持管理してくださいということで、利用料についてはもう、自分たちのいろいろ事業をされる中での取り決めは、それぞれに任せてあったというふうに思っております。

それで、数がかかなり多うございまして、その取りまとめといいますか、その均衡を図るようなことについては、多分でございますので、なかなか非常に難しい部分とは思いますが、いろいろ、そこ辺から把握をしていきたいとは思っております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 言われることはよくわかりますけど、やっぱり自治振興区単位でも、ちょっと調べてもらいたいというふうに思いますし、そのあたりが、金を取るのが目的じゃないことがわかるから、大いに利用していただくのが本分だろうと思っておりますけども、そこらあたりで金銭的なことでもめごとがありますと、いろいろ集落のときもおもしろくない面もございまして、できましたら、数が多いことはわかっております、だから自治振興区単位でもお願いしてから、調べてんでいただくならばと思っておりますけども、その辺はよろしく願います。

これは要望です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 失礼します。

馬見原公民館の件については、私もやはり利用者から聞いていたところですので、この値段の、利用料の引き下げは大変結構なことかと思っております。

今、課長からありましたように、引き下げの理由というか、これで、高い値段のまま使われたいよりも、引き下げて大いに使っていただきたいというふうな趣旨も酌み取れました。

そこでなんですが、今、減免措置のこともちょっと申されましたけれども、この4月、私もその一人なんですが、各ボランティア団体とかいろいろ、老人会であるとか公民館等々ですね、自分たちの活動の拠点として使ってらっしゃる方が多々あって、減免をされてきたと思っておりますね。それは、町に貢献している、例えばボランティア活動で、老人会で町の清掃活動しているである

とか、町の文化活動に寄与しているであるとか、そういった方々のために、公民館ぐらい使ってくださいよっていうふうな意図だったのかなというふうに思って、私たちもありがたく減免させていただいていたんですが、このたび4月に一斉にお便りが来まして、やっぱり払ってくださいということになりました。

もちろん払っていけるとは払っていかんし、でも、このことによって随分、多分、担当課にはクレームといいますか、何でかいというふうな話も来ているんじゃないかなというふうなことも思っていますが、この辺の減免処置はどのように、本当は、「金ば払わんなら使わんばい」というふうなところもありはしないかと。じゃなくて、やはり、本当に町のためにボランティアでやっているような団体には、減免措置というのはあったほうがいいんじゃないかなというふうにも思っているんですが。

その辺のお考えを、ちょっとお聞かせいただければと思いますが。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 減免措置の規定についてのお問い合わせということでございます。

4月の段階で、これまで利用料金の設定についてのことを、利用に関しては一応、減免措置ということで、いわゆる町が主催の事業関係ですとか、あるいは町が主体となる下部組織——下の組織とか、いわゆる青少年健全育成ですとか、それぞれの課ごとにいろんな団体がございますが、町が主催とする事業ですかね。そうしたものにおきましての事業は、まず免除という形をとっております。

あわせて、将来にわたって町に対してのいわゆる貢献ですとか、取り組みが活用されるような団体につきましては、これもあわせて、チェック項目を幾つか設けたりしながら、公共性が例えばあるとか、いろんな項目の中で、私どもが減額のチェックをしております。

その見直しを、今回、新たに3月末にやって、4月から通達をしているところでございます。おっしゃられたとおり、今回の見直しをしたことによって、それぞれ団体から、これまでの経緯と違うことによって、問い合わせとか、そういうことが春先からあっております。しかしながら、適正な利用料金の設定と、それから今後の利用に対する対応ということを措置していく必要があるという見解から、今回、見直したわけでございます。それには、ボランティア活動されている方の団体への減免措置、こうしたものなんかについては、その団体がいわゆる収益というのがあるかないか、いわゆるボランティアですのではないとは思いますが、そうした団体等については、やはり私どもがした公共性が強いとかいうふうな団体のチェック項目に含めて、今、検討しているところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今の改正の点はわかりましたが、ただ、私が疑問に思うのは、どういった根拠かということですね。

例えば、山都町の中央公民館が大ホールで610円ですかね。そして、ほかの清和と馬見原の大

ホールは1,090円と。その差ですたいね。例えば、今回、統一するというようなことであれば、部屋の大きさだったり、利便性だったり、いろいろあるかと思います。この価格の差がどこから出ているのか、これは旧町村の使用料徴収のそのまま流れて来ているのかですね。そういった点。

それから、暖房費についても差がありますので。例えば、暖房器具の問題とか燃費の問題とかいろいろあるかと思います。

これは、せっかく統一するなら同じような価格にするのが本当じゃないかなというような気もしますが、その点は、もう今せいとは言いませんけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 今回の改正につきましては、特に馬見原公民館については、特別、特化して高いということから見直している案でございますが、おっしゃられたように、中央公民館の全面については610円という利用料金がございます。これも考えてみるところでございますが、中央公民館におきましては、昭和56年に建築がされて築後36年たっております。面積が174平米でございます。

それから、清和の集落センターにおきましては、昭和53年に建築されましたものですが、大改修を平成14年にやっておられます。面積は190平米あります。築後39年ほどたっております、こちらのほうはですね。しかし、平成14年に改修されております。

それから、馬見原公民館におきましては、平成元年に建築されまして、築後28年たっております。面積としては、ほかのところと比べて少し広く、286平米の床面積がございます。

三つありますけれども、それぞれが旧町村時代に料金設定している中で、特に暖房施設ということでございますが、清和の集落センターとか馬見原の公民館は、暖房を入れると、手動で入れられるような状況になっております。必要があればですね。中央公民館については、コインのタイマーといいますか、コイン式のやつで別途に料金が発生するような形になっております。

いずれにしましても、そういうふうな、施設それぞれに特異的に状況が違う中で、中央公民館については非常に古い施設であっての、利用の料金設定であると。それから、清和についてと馬見原と、馬見原は今回ですけども、蘇陽のほうの菅尾と二瀬本のコミュニティセンターでも1,080円でございますが、同等規模の利用施設の状況からすると、今回の馬見原公民館は1,080円が妥当でないかということと、それから、中央公民館におきましては、今回の馬見原とは違って、そのままにしてありますが、やはり山都町の公民館の中央館という位置づけで、非常に利用も多い中で、ここについては、今後、検討を図りながら、料金設定も前向きに検討していきたいというふうには思っておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 検討するというようなことでわかっておりますが、こういった施設は住民のためにある施設であって、そういったコミュニティだったり、そういった会合だったりを頻繁にさせていただく、そのことがまちののためになることですので、営利目的の建物ではないはずですので、建物が古いからどうのこうのじゃなくして、そういった感覚で価格設定もしていた

だきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、施行日の話でね。さっきの説明を聞いておると、周知期間が必要なんだと。これは、負担を上げるときはそれが必要ですね。これは下げるわけですから、あすからでもこれは適用できます。これは少し、町長、考えてくださいよ。できれば、議長、諮ってもらって、施行日は今日の条例議決の中できちんと明示してもらいたい。少なくとも7月1日ということですね。これは上げるときはそうはいきませんね。おっしゃるとおり、周知期間が必要です。

それから、皆さんから出ましたような旧3カ町村のそれぞれのものの考え方、それぞれの行政文化の違いというものがあるわけですよ。それを、合併して10年になって、いかにも旧3カ町村でそこに分け隔てがあるようなとられ方をしてもらっては困る。だから、これはこの際、全こういった公共施設について、特に公民館については統一した見直しをしていただきたい。これまでの、やっぱりどの旧町村も、使用料についてはやっぱり応能応益を原則にしたらと思うんですね。「どれだけの広さがあるから、これだけの利便性がある、だから幾ら」というふうにしてきたと思うんです。

これからは、管理費、特に光熱費ぐらいは、最低、負担してもらおうと。これは大変な公共施設ですから、町民の人たちが自由に、かつ達に使ってもらうためには、なるべく安くして、公民館の本来の目的をそれで達成してもらおうと。そういう考え方に根本的に整理し直してください。そして、体系をきちんとすれば、これは自ずと方向が出て、基準も出てくると思います。

特に光熱費については、冬場と夏とちょっと違うということで、冬は少し高くいただくというふうな設定をしてあるところも多いかと思いますが、それをみんな見直して。夏でも、今、クーラーを入れますので、あんまりエネルギーを使う度合はそう差はないんじゃないかなという感もしないのでありません。

いずれにしても、全部を一つの考え方で、梅田町政の考え方をぴしっとここに入れて見直すということで、町民みんなが本当に、負担が余りなくて、公共施設を使わせてもらう。これは公共中の公共施設なんですね、公民館というのは。そういう意味でも、ぜひお願いしたいと思います。

とにかく、施行日については、ちょっと町長、考え聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 副町長とも、議員が言われる前に話をしとったところでございますが、そのような形でいいんじゃないかなという思いであります。

いろんな分について、私もいろんな条例なり規約を変えるときは、その日からというのが本筋じゃないかなという思いであります。という思いで、施行日につきましては、今日からか7月1日からかという形で、ここで私が言うわけいかんだろうと思いますので、今日議長のほうに諮っていただきたいなという思いであります。

それと同時に、先ほどありますように、各町村、合併前いろんな、おのおのの思惑の中で価格の決定をされとうという思いであります。先ほど報告でありましたが、馬見原公民館、2,700円の分については、1回しか使っていただいておらないというようなことでありますので、それがどういう形で1回しか使われんかも、その部分があつて改定をするわけでございますので、これはもう思い切った見直しを1回、12年もたったわけでございますので、いろんな思惑の中で、価格の設定、また建設においても、そういう部分あつたかなという思いしておりますが、思い切った、公民館だけでなくいろんな分についても、やっぱりもう新しい山都町、12年を過ぎた山都町でありますので、ほかの分についても見直す分については見直しを図っていきたいという思いであります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 議長に私、お願いしたいんですがね、今の施行日の問題は、私たちがここで訂正するというのではなくて、執行部の方に錯誤があつたということで、議長のほうで取り扱っていただいて、きょう中にこれを差しかえていただくならと。文言を、とにかく日にちを、文字を書きかえるだけで済むことです。軽微なことです。あんまり大げさに、議会が修正したということではないんです。これは執行部のほうから錯誤があつたとということではないんじゃないかなと思うんですが、議長に。

○議長（中村一喜男君） はい。

ほかに質疑ありませんか。

副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 施行日の件につきましては、施行をいつにするかということで、錯誤でいくのか、差しかえという御提案もいただきました。あるいは、この際、町長に一任いただいて専決ということでお願いできればとも思いますので、いずれかの方法でさせていただきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） それで結構ですが、ここで議決してしまえば専決もできませんのですね。だから、これを議長にお願いしているのは、保留をしてということをお願いしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の件は慎重にせんと、一事不再議になってしまいますので。それを十分に検討されて。

それから、利用料、使用料の件については、合併当時に旧町村の使用料でいくということはあつたと思ひます。で、もう12年たつておりますので、先ほど町長からあつたとおり、やはり全面的な見直しをぜひやってほしいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。このまま……。

（「休憩ばして」と呼ぶ者あり）

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 不再議になりますので、休憩にとって、1度協議したほうがいいと思います。休憩してやったほうがいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） では、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時34分

平成29年第1回全員協議会

山都町議会会議録

平成29年6月15日

午前10時38分開会

平成29年6月第1回山都町議会全員協議会目次

○6月15日（第1号）

出席議員	140
欠席議員	140
説明のため出席した者の職氏名	140
職務のため出席した事務局職員	140
開会・開議	140
日程第1 議案第46号 山都町公民館条例の一部改正についての施行日訂正の件	141
閉会	141

平成29年第1回山都町議会全員協議会

1. 平成29年6月15日午前10時38分招集
2. 平成29年6月15日午前10時38分開会
3. 平成29年6月15日午前10時41分閉会
4. 会議の区別 全員協議会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程

日程第1 議案第46号 山都町公民館条例の一部改正についての施行日訂正の件

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
8番 工藤文範	9番 藤川憲治	10番 稲葉富人
11番 田上聖	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	藤吉 勇治	総務課長	坂口 広範
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	本田 潤一
税務住民課長	田中 耕治	健康福祉課長	山本 祐一
環境水道課長	佐藤 三己	農林振興課長	荒木 敏久
建設課長	後藤 誠輝	山の都創造課長	檜林 力也
地籍調査課長	玉目 秀二	老人ホーム施設長	藤原 千春
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時38分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、全員協議会に切りかえてやります。

日程第1 議案第46号 山都町公民館条例の一部改正についての施行日訂正の件

○議長（中村一喜男君） では、今の件について、執行部からお話がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） この施行日の件に関して、御指摘がありましたように、住民に対して不利益をこうむるようなことにつながるような施行日の設定でございましたので、ここは訂正させていただきまして、この条例を平成29年の7月1日から施行するという事で改めさせていただきます。お願いします。

○議長（中村一喜男君） 皆さんから御意見をいただきます。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 要するに、施行日を7月1日にするという事で、この場で、お互いでそこで確認し合う。この原本の差しかえをもしされるならば、そのところを変えて差しかえるで十分じゃなかですか。

○議長（中村一喜男君） じゃあ、皆さんの意見どおりにさせていただきます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 先ほど御説明いたしました、この原案につきましては、この条例を平成29年7月1日から施行するという事で差しかえをさせていただきます。お願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） では、しばらく休憩いたします。

閉会 午前10時41分

山都町全員協議会規程第8条の規定によりここに署名する。

山都町議長

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
執行部から出ました議案書の配付漏れはありませんでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは、質疑を続けます。
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。
これから、議案第46号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第46号「山都町公民館条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 山都町営体育館条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第47号「山都町営体育館条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） それでは、御説明いたします。

議案第47号、山都町営体育館条例の一部改正について。

山都町営体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年6月8日提出。山都町長。

提案理由です。

経年による老朽化及び平成28年熊本地震による損傷拡大により、利用者の安全性が確保できないため、町営花上体育館を廃止する。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお開きください。

公布文でございます。

山都町営体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山都町営体育館条例の一部を改正する条例。

山都町営体育館条例の一部を次のように改正するということで、別表第1中、花上体育館の項を削る。

別表第2、第3項各号列記以外の部分中、花上体育館を削り、同項第1号の表、花上体育館の

項を削る。

この条例は公布の日から施行する。

ということで、次のページから4枚にわたりまして新旧対照表を掲載しております。

まず1ページのほうにつきましては、左側が現行です。

別表第2の中に載っております花上体育館のところを、右のほうの改正後の案ということで、ここを削るという表でございます。

次の2ページにつきましては、現行の花上体育館の所在位置を掲載しておりますが、下のほうでは、それを削っておるところでございます。

それから、3ページにつきましては、現行、花上体育館の入場料のことに記載しているものでございます。

その次のページの4ページにつきましては、それを削除したものを掲載しているところでございます。

一番最後のページに、山都町の花上体育館の概要を掲載しております。

所在地が、山都町花上582番地。

建築年月日が、昭和49年5月でございます。

築43年が経過しておる鉄骨構造づくりでございます。

経緯といたしましては、平成2年度まで二瀬本小学校花上分校の屋内運動場として利用していましたが、その後、平成3年に蘇陽小学校開校と同時に、花上地区の社会体育施設として用途を変更して、これまで利用をされてきたところでございます。

施設の状況といたしましては、まず地震前でございますが、地震前であっても、老朽化によりまして窓枠の劣化ですとか、筋交いですね、ブレース等の金属部分のさび等がございました。昨年の地震後におきましては、加えて、外壁の亀裂、基礎部コンクリートの欠損、内部ブレースのねじれ、こうしたものが確認をされております。

震災直後に私どもが実施いたしました建物応急診断によりますと、所見といたしましては、改修の必要性があるというふうな所見でございました。ここにちょっと記載しておりますとおり、それぞれいろんな箇所を取りかえが必要であったり、外壁等のひび割れで、落下する可能性があったりとかいうことで、地震や台風でガラスが今後落下しやすい状況でございました。

体育館の内部につきましては、そのまま使用が可能な状態ではあったものの、外壁の周辺が、ガラスの落下も含めて、危険性があるというふうな状況でございました。

それを踏まえて、私どもの対応といたしましては、特に外壁が、非常に落ちてくる可能性があるものですから、その付近への立ち入り制限をいたしたところでございます。注意書きの看板をいたしまして、また、立ち入り禁止のテープを張って、とにかく、中は使える、玄関だけは入れる状況にはしながら、もし利用があった場合には玄関だけあけて、あとは外壁のところはテープ張ったりしながら、またあわせて、注意看板も立てて注意喚起をいしていったところでございます。5月1日からは一般開放もしていたところでございます。

ただし、その下に書いてございますが、この施設の利用状況については、少し記載してござい

すが、この4年間ほどほとんど利用回数というのがありませんでした。そして、平成27年度のところは1件だけ書いてございますが、これは、27年5月に、山都町と羽後町でございましたけども、チャレンジデーというのがありました。これを各施設ごとで利用していただくために、教育委員会のほうで、生涯学習課のほうで、うちのほうで予約した件で、50名ほど使うんじゃないかということでしてはいたしましたが、実際の使用はございませんでした。

こうした需要に基づいて、地元の方に御意見等を伺ったところでございます。

主にミニバレー等がされておられる方あたりに対しまして御意見を聞きますと、施設に対しては、非常に規模が小さいですとか、天井が低いためになかなか使い勝手が悪いとか、トイレも不便であるとか、もともと地元での競技者も少ないということで、同じく、体協の団体といたしましては、橘花上地区体協というのがございますけれども、そちらのほうで、橘地区に、あそこは昭和60年ぐらいだったですかね、の体育館がありますけど、そちらのほうで、競技、イベント、体育イベントあたりはやっているんで、もうほとんど使うあれがないということでの総意の御意見がございました。

こうしたことを踏まえて、非常に老朽化、そしてそれに伴った危険度が高い、利用もないという状況に加えて、地元から、危ないののでぜひ解体してくれというふうな要望もあっております。これを踏まえて、今回、条例を改正して、体育施設から外すというふうな案でございます。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番、後藤です。

今、課長のほうから説明がありましたが、解体という話もありました。実は、旧蘇陽のみならず、いろんなところで公的施設が残骸的に残ってるわけですね。ですから、地区においても、解体ということは、そよう病院も同じですけども、なかなかあると、学校跡とかそういうのがあると、非常に地域的にもあんまりよくない、環境的にもよくないし、解体についての今後の考え方について、どのような方向で考えているのか。これは、町全体のことを踏まえた中での意見をいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。町の方で私どもが管理しております体育施設が全部で、今、27の体育館ございます。それぞれにもう合併前よりも古い、いわゆる古いのが昭和40年代くらいのやつもかなり、多数ございます。そうした中で、この花上体育館もそうでございますが、かなり老朽化して、実際、地震前でも、あったように、ひび割れがあったり、基礎コンクリートのひびがあったり、外壁も塗装がはがれ落ちたりするような状況の体育館等も幾つもございます。

そうした中で、かなり体育館の数も多うございますが、一昨年だったですかね、下矢部体育館も、そうした中で条例から外すことがありましたけれども、今回もあわせて、非常に古い体育館、

老朽化した体育館等につきましては、安全性、環境的なものを含めまして、今後、条例から外したりしながら、少しずつですね。どうしても年月がたつと、経年劣化というのは進んでいくだけの話なものですから、その利用度合い等も含めながら、勘案して、費用対効果ですかね、的なものを考えながら、一つずつ整理していくことが望ましいというふうには考えておるところです。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 行政改革を所管している立場から、今の御質問にお答えしたいと思います。合併に伴って町内には遊休財産がかなりございます。それで、遊休財産の整理のフローチャートをつくって、遊休財産を区分しております。

まず、第1番目には、本来の用途に使われなくなった公共施設については、ほかの公共で使うことができないかということ、まず第1に検討します。役場、あるいは県その他公共機関で使う予定がないというものであれば、次に公的な使い方、例えば地域の自治会ですとか地域づくりグループとか、そういったところで使う要望がないかという調査をいたしまして、それでもないということであれば、売却等も検討いたしますが、売却もないということであれば、最終的には解体という手順に入っていきます。

ただ、解体経費については、かなり費用を要するという、それから、今、震災の解体の需要が非常に多いということで、なかなか業者さんも手当てがしにくいということになってますので、優先度をつけて、地域の要望等もまた勘案しながら、優先度の高いものから順次解体していくということになると思います。

予算の関係もありますので、すぐ全部できるわけではありませんけれども、優先順を振りながら遊休財産については有効活用もしくは処分していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の言葉で、これをもって用途廃止になってきます。それから、解体されるまでの間、その管理はどこがするのか。また、電気・水道については完璧に切ってしまうのかということです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。用途廃止をしたといえども、そのまま財産としては町有財産であることには変わりはありませんので、町は責任を持って管理をしていかなければいけない……。

（「行政財産」と呼ぶ者あり）

行政財産から普通財産になるということの御指摘かと思われますので、普通財産として管理をしていくべきだろうと。先ほど副町長からもありましたように、今回の場合はまたそのフローに沿って庁内で検討して、そしてほかに利用目的、また貸し付け等の需要がなければ、解体というような手続に進んでいくということになります。

よって、電気・水道につきましては、そこを踏まえて適性な手続をとっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。
これから、議案第47号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第47号「山都町営体育館条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第48号 山都町へき地保育所条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第48号「山都町へき地保育所条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） それでは、議案第48号を説明申し上げます。

議案第48号、山都町へき地保育所条例の一部改正について。

山都町へき地保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年6月8日提出。山都町長。

提案理由です。

御所へき地保育所を閉所するため、山都町へき地保育所条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次ページをお願いします。

山都町へき地保育所条例の一部を改正する条例。

山都町へき地保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1、御所へき地保育所の項を削る。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

3枚目の新旧対照表でございます。

御所へき地保育所。位置は山都町御所3821番地1。これを改正後削るという条例でございます。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 議案第48号の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わりにします。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「山都町へき地保育所条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 山都町福祉サービス手数料条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第49号「山都町福祉サービス手数料条例の一部改正について」を議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 続きまして、議案第49号説明申し上げます。

議案第49号、山都町福祉サービス手数料条例の一部改正について。

山都町福祉サービス手数料条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

平成29年6月8日提出、山都町長。

提案理由です。

介護保険法の一部改正により……。

（「課長、制定するということです」と呼ぶ者あり）

失礼しました。改正するでございました。

提案理由です。

（自席より発言する者あり）

ただいま指摘がありまして、山都町福祉サービス手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めると。次のように改正するが別紙のとおり定める。濟いませぬ、文言が間違っております。「次のように改正する」を「別紙のとおり定める」という文言です。濟みませぬ。

（自席より発言する者あり）

よろしいでしょうか。

提案理由です。

介護保険法の一部改正により従来の特定高齢者事業が廃止されたため、山都町福祉サービス手

数料条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

2枚目でございます。

山都町福祉サービス手数料条例の一部を改正する条例。

山都町福祉サービス手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中、第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表、特定高齢者向けデイサービス事業のデイサービス事業手数料の項を削る。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

次のページ、新旧対照表でございます。

第2条の(3)特定高齢者向けデイサービス事業。これを改正後、削除いたします。

若干説明いたしますけれども、ここにあります特定の高齢者といいますのは、原則、65歳以上の生活に不安がある方、どんなサービスを利用したらよいかわからない方、そういう町に相談がある方を地域包括センター等で相談を受けまして、基本チェックリストというのが介護保険でできておりますので、そのチェックリストをして、わかりやすく言いますと、要支援1、2になる手前の方、いわゆる一般の高齢者の方と理解されてよいと思いますけれども、現在の事業で、主に通所——デイサービス、訪問介護サービスですね、それらを受けていらっしゃる方、高齢者支援係で把握していますのは、今現在、約150名程度の方々でございます。これが介護保険法の一部改正により、このサービス名が変わりまして、この特定高齢者事業という事業がなくなりました。いわゆる予防事業というふうに介護保険のほうで置きかえられましたので、従来の特定高齢者事業という名称をなくすというものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第49号の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 今の訂正のところで、ちょっと説明がなかなかなくて、わかりづらいんですけども、1号は次のように別紙のとおり改正するというのは、別紙のとおり定めよう、それに変わるということですね。別紙は、もともと別紙であったものを今度修正したわけじゃなかですかね。違うとですかね。その意味がわかりませんので、課長、説明をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 議案の中で、一部を改正するのは、別紙がついておりますので、「次のように改正する」ということじゃなくて、別紙、この新旧対照表のように定めようということで、改正といいますか、この3番を削除するわけでございますので「別紙のとおり定める」というふうな解釈かと思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「山都町福祉サービス手数料条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 平成29年度山都町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第50号「平成29年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第50号、平成29年度山都町一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

予算書をお願いいたします。

まず歳出から説明をさせていただきますので、17ページをお開きください。

この歳出の御説明に入ります前に、今回は、人件費につきまして、当初予算編成後の人事異動に伴います補正を行っております。

よって、説明のほうはその理由でございますので、省略させていただきたいと思っております。御了承ください。

それでは、ページめくりまして、18ページをお願いします。

主なものを説明をさせていただきます。

2款1項1目一般管理費、18ページの13節委託料でございます。情報連携対応支援業務委託料でございます。これは600万計上いたしておりますけれども、個人情報取扱業務に係りますデータベース化ですとか支援業務をお願いするという内容のものでございます。今年度、個人情報保護関係で必要になってくる業務でございますので、この支援をお願いするというものでございます。

それから、19節負担金ということで、熊本県職員派遣負担金を639万1,000円計上いたしておりますけれども、これも当初予算編成時にはまだ派遣の決定をみておりませんでしたので、今回、1名分、派遣が3月末に決定しましたので、その分の負担金ということで計上させていただいております。

続きまして、19ページです。

5款の財産管理費です。委託料で2,976万7,000円を計上いたしております。これは町有林整備

委託料ということで、主な内容につきましては、積前団地、それから御所団地、いずれも再造林を行っております、そういったところの下刈り等々を行う委託ということでございます。特定財源の欄に749万円、これは森林環境保全の整備の県補助金でございます。今、申し上げました積前・御所団地の下刈り分に係る補助金が参ります。

800万円の特定財源その他なんですけども、間伐材の売り払い収入ということで、同時に積前につきましては間伐も行いますので、この分の町有林の売払収入ということで計上してるところでございます。

続きまして、6目の庁舎管理費15節工事請負費590万でございます。本庁舎の屋上雨水配管の工事70万でございます。現況、屋上にあります雨水排水管から排水溝までの配管が、現在これはあっておりません。構造上、そのまま流すということだったんですけども、どうしても屋上のほうに苔の発生ですとか排水溝に落ち葉とかが詰まるということが判明しましたものですから、この結果、屋上が水びたしのおそれがあったり、将来的には雨漏り等があるということで、今回雨どいを設置するというようなイメージで考えていただければ結構かと思っております。現在の配水管を延長して、排水溝までつなぐというふうな工事でございます。

それから、蘇陽支所のひかり電話導入工事費ということで520万計上いたしております。この分に係ります特定財源191万7,000円、これは蘇陽支所の阿蘇森林組合、それからJAさんが入っております。こちらのほうから受益者負担金ということでいただくものでございます。全45台を更新する、ひかり電話にかえるということの工事でございます。

それから、18節の備品購入費です。庁舎備品購入につきましては、本庁舎のAEDを購入したいということで考えておるところでございます。収納ボックス等を含めて70万円、これは1台分ということでございます。それと、ごみの収集用の物置も同時に購入にすると。合わせて70万円というものでございます。

清和支所の備品購入費につきましては、空調用のエアコン、これが現在、ふぐあいを来しておりますので、改めて業務用のエアコンを整備をするということで、その分の経費を計上いたしているところでございます。

めくっていただきまして20ページをお願いいたします。

11目の企画費です。報酬ということで、景観づくり審議会委員報酬ということで5万円予算上げております。当初で2回分上げておりましたけれども、今回、山都町の景観計画を見直す必要があるということで、その分で1回分今回追加補正をしたものでございます。

次に、地（知）の拠点大学連携事業委員の報酬というものでございます。これは県内8大学と連携しまして、雇用創生ですとか若者定住のためのプログラム、そういった計画を構築、そして実施をしていくという内容のものでございます。そういった学識経験者等の報酬をここに計上したということでございます。

特定財源は200万ですね。これは生活交通維持の活性化県補助金200万ということで、中央バスの運行費補助金に当たるものでございます。

21ページをお願いいたします。

地域振興費です。8節報償費です。450万9,000円です。地域おこし協力の報償金を上げております。農産物ブランド化推進委員ですとか、きのうから言っております鳥獣処理加工施設についての協力隊の配置を行うというもので、その分の報償費を上げているところでございます。

めくっていただきまして、22ページの19節です。企業支援補助金ということですが、これは地域おこし協力隊の1名が、今週明けには任期が終わりますので、その後に農業を中心とした起業を行うということで、その支援を行う、上限額100万を補助金として交付するというものでございます。

その次の次のコミュニティ助成事業補助金の440万につきましては、宝くじ助成事業に係るものでございます。上司尾の公民館の施設整備、それから花上地区の自主防災組織の防災資機材、この二つが今回採択をされたものでございます。

21ページの特定期間420万は、その分のコミュニティ助成事業の補助金ということで、そのまま地元のほうに交付を行うという性質のものでございます。

13目の広報費で委託料250万円を計上いたしました。町政要覧の製作業務ということでございます。合併以降、町政要覧の本体と、それから資料編というものがあるんですけども、資料編につきましては、随時、数値訂正を行ってきましてけれども、本体部分につきましては大きな改正を行っておりませんでしたので、今回、8,500部、全戸配布を目途に町政要覧の製作を改めて業務を行うというものに250万は計上させていただきました。

情報費14目でございます。13節委託料に地域情報化計画策定業務委託料で227万2,000円というものを計上いたしております。

こちらは、ひかり回線の町内全域への整備、これが平成30年4月には、全地域、整備が整いますけれども、情報化の推進を図ることはもちろん重要なことではございますが、自治体の行政効率化だけではなく、住民の行政サービスの向上に資するような活用計画も策定する必要があるということで、今回その支援をいただく業務委託料を計上いたしたところでございます。

次の備品購入費150万につきましては、職員の共用データサーバーの増設機器購入費ということでございますけれども、現在の共有フォルダの容量が非常に、今、少なく、あきがなくなってきたために、データの取り込みですとか、共有すべき業務データの保存に支障を来しているような状況でございます。非効率的な方法でのメールのやりとり等もあっておられるような現実がございますので、今回、職員共用のデータサーバーを増設しまして、そういったことの解消を目指す、ふぐあいの解消を目指すということにいたしております。

続いて、23ページをお願いいたします。

地域創生総合戦略費ということで2,939万4,000円を計上いたしました。これは人口減ですとか雇用減に苦しみます地方自治体の活性化を目指して、それぞれの特徴を生かした地方のあり方を築くことを目的に、平成26年に制度設計されたものでございます。これにあわせまして、平成27年に、御案内のとおり、人口ビジョン及び地方創生総合戦略を策定いたしております。そこで、地方創生先行型事業実施してきておりまして、平成28年度からは、地方創生推進交付金事業として、新型交付金ということで、補助率50%として実施に取り組んでいるものでございます。よっ

て、この特定財源欄の14697といたしますのは、地方創生推進交付金2分の1の金額になるものでございます。

めくっていただきまして、24ページにその委託料が、主たる今回の業務内容ということになっております。

食農観光塾の事業委託料が517万7,000円、塾の経営ですとか管理・運営、それからアドバイザー等に関する費用になります。

それから、地域しごと支援事業委託料ということで649万6,000円でございます。これにつきましては、地域が必要とします人材の育成ですとか、起業する人材の支援等々、また移住者受け入れの促進を図るというようなことで、そういった業務の委託を企画したり経営したりすることを目的とした委託料でございます。649万6,000円です。

山都塾コーディネーター委託料200万円を計上いたしました。昨年度から始めました山都塾でございますけれども、さらなる拡大と活用化、活性化を図っていききたいということで、より一層の地域への愛着、それから愛郷心の醸成を図るために、そういった手助けを委託料ということで、お願いしたいということで考えておるところでございます。

14節のお試し住宅用空き家借上料ですけれども、現在、その下に500万で短期滞在用借り上げ住宅改修工事費が出てきておりますが、いずれも旧矢部地区のほうに短期滞在型の借り上げ住宅もございませんし、まずはお試し住宅ということで、これは1日単位から、大体想定としては、1カ月でもオーケーなんですけれども、短期滞在施設は、原則、月単位になっておりますが、その前にいろんな汎用性の高い空き家ということで、いろいろ、今から定住につなげる施設ということで、お試し住宅を現在のところ2戸程度、公募をかけてお願いをしていきたいということで思っているところでございます。500万の短期滞在用住宅借り上げ料につきましては、できれば浜町地区ということで2戸程度を予定いたしているところでございます。

次の19節の800万円の農産物ブランド化推進事業補助金につきましては、これもイベント、アドバイザー等の経費ということで補助金を計上したものでございます。

続きまして、25ページでございます。

熊本地震復興基金交付金事業費です。3億6,756万3,000円の計上を行いました。これは、御案内のとおり、国の支援ですとか制度が行き届かない被災者の方々のきめ細やかなニーズ、また地域の再生に対応するものということで、市町村から申請・要望を行いまして配分が決定されるという性質のものでございます。右側の19節にその主なものを計上いたしておるところでございます。

件数だけ申し上げますと、被災宅地の普及支援事業が143件予定をいたしております。地域水道施設復旧事業が2件、これは原地区にと考えております。農家の自力復旧支援事業は約1,500件を見ておるところでございます。地域コミュニティ施設等再建支援事業ということで、神社、お堂等で、現在44件の申請が参っているものでございます。それから地域コミュニティ施設の再建支援事業、こちらは慰霊碑になりますが、これは6件の申請が上がってきております。自治公民館の再建支援事業ということで1,200万円、これは30件程度ですね。こちらも地元のほうから要望が上がってきているものでございます。

続きまして、飛びますけれども、31ページをお願いいたします。

5目の老人福祉費8節の報償費です。長寿祝い金として今回改めて計上させていただきました。88歳、それから100歳の方に、それぞれ祝い金をお贈りするものでございます。4月1日を基準日としまして、88歳が182名、それから100歳の方が13人ということで計上をいたしましたものでございます。

めくっていただきまして32ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。15節工事請負費ということで40万円、旧矢部同和保育園の記念碑設置工事ということで、園庭の一角に旧矢部同和保育園の記念碑ということで設置工事を今回計上いたしたところでございます。

33ページの19節保育所閉園実行委員会助成金は、先ほどありました御所へき地保育所の閉園に伴いますその実行委員会に対しての助成金を50万円計上をさせていただいたものでございます。

続く、3目の一番下の児童福祉施設費の12節役務費につきましては、保育園の遊具撤去手数料ということで、昨年度、閉園となりました浜町保育所や第二保育所等々の遊具、これの撤去手数料を今回計上したものでございます。備品も同様でございます。

それから、35ページでございます。

4款1項1目保健総務費でございますけれども、非常勤職員報酬、これは産休代替職員2名分ということで計上いたしております。

2目母子保健費の不妊治療助成金ということで40万円の計上をいたしたところでございます。28年度の実績につきましては45万4,000円計上があったということでございますので、また随時、要望等があれば、このあたりもまた補正の必要があるのかなということで考えているところでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

6目の環境衛生費です。13節委託料です。地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料でございます。こちら、説明があったかと思いますが、平成30年から34年までの5カ年間の計画を策定するというものでございまして、こちらは特定財源の欄で9482——948万2,000円の計上がありますけれども、100%国の補助があるものでございます。二酸化炭素排出抑制対策事業の補助金というようなものでございます。

それから37ページに移りまして、19節、上段になりますけれども、小規模水道施設整備事業補助金281万5,000円です。こちらは2地区でございます。津留地区が送水管の復旧でございます。もう1地区が郷野原地区で、これは貯水槽の整備ということで、この2施設につきまして、こういった補助金を計上するというようにいたしております。

7目火葬場管理費です。15節工事請負費は1,050万円です。火葬炉の耐火材の積みかえ工事ということでございまして、三つ火葬炉があるんですけれども、2号、3号は以前に終了いたしております。今回は1号炉の積みかえということでございます。ほぼ、大体10年サイクルで、火葬炉については積みかえを行っていくということございまして、今回は1号炉1基でございます。1,050万円程度かかるということで計上いたしております。

続く4款2項1目塵芥処理費です。11節需用費は、小峰クリーンセンターの電動シャッター、モーターに非常にふぐあいがあって、シャッターがあかなかつたりということがあるということで、今回、修繕を行うものでございます。

めくっていただきまして38ページ、工事請負費が並んでおりますけれども、小峰クリーンセンターの定期補修工事が5,000万円、それから千滝クリーンハウスの定期補修工事が2,700万円を計上いたしたところでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

こちらは5款1項3目の農政費になります。19節負担金補助及び交付金が主たるものになるものでございます。

ここでちょっと主な、新しく出たものですが、主なものだけをちょっと説明させていただきますと、41ページの上から4行目ですけども、農業共済加入促進事業補助金ということでございます。これは自然災害による農作物等の被害の低減、農業共済における園芸施設共済加入の拡大を図るという目的で、県が2分の1、町が2分の1ということで、この223万9,000円のうち、県が111万9,000円を補助金として歳入しておりますので、これに町が合わせて223万9,000円を流すというものでございます。

それから、攻めの園芸生産対策事業費補助金ということで2,762万円を計上いたしました。こちらは県が3分の1、町が残り50%までの、パーセントで言いますと16.7%、合わせまして50%の補助を流すというものでございまして、蘇陽のトマト生産組合等々のトマトハウス等の整備を今回計画をしているところでございます。

T P P、これは対策、それから生産力の向上対策に資するものということでございます。

それから、42ページをお願いいたします。

一番上のこれは、19節負担金の流れになりますけれども、環境保全型農業総合支援事業補助金ということで、これは柿原牧野利用組合の堆肥舎設置に対しまして223万1,000円ですね。

それから、次の放牧活用型草原等再生事業補助金ということで、これは郷野原の牧野利用組合に対しまして補助を流すものでございます。牛のつなぎとめ具の設置ということで、この223万1,000円と26万6,000円につきましては、いずれも、いわゆる県費のトンネルということで、そのまま県の補助金を流すものでございます。

続く、13目の中山間地域総合整備費でございます。委託料の350万です。御岳地区の調査業務委託料ということにしておりますけれども、これは平成33年度の採択へ向けての事前調査ということで業務委託を行っているものでございます。

22節、23節の補償補填及び賠償金、それから償還金利子及び割引料につきましては、換地処分の精算金、それから処分費ということで、受益者と県の間には町が入る関係上、受益者から町が一旦収入しまして、それを県に、そして県からまた町を通して受益者のほうに返すという、換地処分の精算を行う、非常にややこしい流れになりますけれども、そういったもので出入りがあるものでございます。雑入のところにその同額の金額257万4,000円が上がってるところでございます。

それから、43ページは調整交付金の事業費で、瀬戸水路の改修工事に係る、今回、補正を1,51

1万9,000円計上いたしました。

続きまして、44ページをお願いします。

2目林業振興費です。1節報酬につきましては177万円です。鳥獣被害防止対策実施隊の報酬ということで、1日2,950円の約600名を積算基礎としているところでございます。

続く、負担金補助及び交付金につきましては、こちらも主なものだけ申し上げますと、45ページの間伐材供給安定化事業補助金ということで、平米当たり4,000円の補助を行うもので、対象としましては、阿蘇、緑川、それから新野産業等の林業者、事業者に対して補助を行うものでございまして、県費が半分——2分の1補助があるもので、ここに1,791万の補助をいただくものでございます。

森林整備地域活動交付金事業補助金の720万につきましては、これは阿蘇と緑川森林組合に対しまして集約化の促進ですとか、境界の明確化の事業に対しまして補助金を計上するというものでございます。

山都町の森林整備事業補助金は、今回、1,000万円を計上いたしました。間伐、造林、下取りに対しましてそれぞれの規定に沿った補助をするものでございます。

有害獣の被害防止対策事業のいわゆる電柵の補助につきましては、600万円ということで計上させていただきました。

それから、済みません、45ページの一番上ですけど、有害鳥獣捕獲隊助成金ですけれども、今回、県の補助金の配分額が2,310万6,000円ということで第1期決定をいたしました関係上、これに呼応する形で、合わせた形で計上いたしております。そういうことで、一応3,000万円、今回は計上させていただいたということにしております。

次の3目の林業土木管理費でございます。林道補修工事は矢部水越線と清和矢部線の2路線、計上いたしております。

続く46ページです。

7目の治山費です。測量設計委託料ということで、次年度、平成30年度の実施予定の、とりあえず5カ所の設計委託というものでございます。620万の15節治山工事は2路線の工事を計画しているものでございます。

続く14目の地方創生道整備推進交付金事業につきましては、3,840万6,000円を計上いたすものですけれども、これにつきましては47ページにありますように、林道場貫線、鬼ヶ場線舗装工事ということでございます。この路線につきまして工事請負費を3,810万円計上いたしております。

次の15目鳥獣処理加工施設整備費につきましては、これも一般質問等々であったところですが、委託料600万円を計上いたしております。うち500万が施設運営支援の委託料というものでございます。それから施設運営の管理委託料を100万円計上ということで、合わせて600万円の計上を行ったものでございます。

続く48ページに、その施設外構工事と、17節では進入路の土地購入費を26万円計上いたしたところでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

6款1項2目商工振興費です。今回は、新町の八朔祭大造り物小屋に係る経費を計上いたしております。それぞれ設計委託料、それから工事費、そして土地購入費ということでございます。現在3基、既に設置しておりますので、新町で4基目ということなるんですけれども、公有財産購入費につきましては、鑑定価格に基づいて計上いたしたところですが、現在の時点修正を図るべく再鑑定をお願いしているところですので、若干これより金額は下がるのかなというところで、これは昨年の単価になってしまっておりましたので、一応これは時点修正をかけたということで、とりあえず、大変申しわけないのですが、280万ということで鑑定価格の計上額を現在のところ上げたところでございます。

その他の特定財源の1,000万につきましては、公有施設の整備基金の繰入金というものを予定いたしております。

それから、50ページの6款1項4目観光施設費です。五老ヶ滝つり橋点検委託料です。地震等の影響もございまして、今回、五老ヶ滝つり橋の点検委託を行うものでございます。

次の観光施設の設計監理が300万円。これは51ページの観光施設の改修費に係る設計監理の委託料でございます。文楽館、そよかぜパーク等々の施設改修費ということで2,000万円、備品購入費が500万円を計上いたしたところでございます。

次の5目山の都づくり事業費ということでございます。山都フェア関連の経費を11節、12節は上げておるところでございます。関東、関西方面の都市圏への物産展ですとか観光イベントを通じました情報発信事業ということで、山都フェアを実施するという、そこに係ります物産品等の運搬料等々を上げておるところでございます。

次の委託料の100万円は、元浜町事務所跡地に係ります分譲予定地の測量設計業務委託を今回計上いたしました。100万円で業務委託を行うものでございます。

次の使用料及び賃借料につきましては、これは元観光案内所のルポンの分でございます。地域しごとセンターの建物ということで、この借り上げ料でございます。税抜きで従前8万6,000円であったものが4万8,200円ということで、今回は補正後の金額となりますので、消費税を加えた9カ月分ということで46万9,000円を計上いたしたところでございます。

52ページをお願いいたします。

7款1項1目土木管理総務費です。土砂災害の危険住宅移転促進事業ということで1件の申請がっております。同額が国県支出金のところに、土砂災害危険住宅の移転促進費用の県補助金を計上したものでございます。これは土砂災害の特別警戒区域内の居住者の移転促進の事業ということでございます。

続きまして、7款は、次の53ページから道路維持工事、道路新設改良工事、それから54ページ入りまして民生安定……。54ページの15節工事請負費は町道改良工事2億2,900万につきましては長谷埋立線ほか9路線——全部で10路線の改良工事を計画いたしております。

55ページ一番下の4,378万4,000円は、上鶴線、水ノ田尾下鶴線の町道改良工事を計画いたしておるところでございます。

続きまして、56ページの調整交付金事業でございます。こちら、中ほどの1,900万につきま

しては、鍛冶床線の改良工事というものでございます。

57ページの社会資本整備交付金事業ですけれども、こちらは長谷花立線ほか7件、全部で8件の町道改良工事の実施を計画しているところでございます。

めくっていただきまして、58ページをお願いいたします。

こちら2目河川等災害関連事業でございます。2,510万円ということで、名ヶ川の河川等の災害関連工事をこちらで計上させていただきました。

それから、59ページの3目災害関連防災がけ崩れ対策事業というものでございます。これは、国が50%、県が25%の補助ということで、防災がけ崩れ対策工事約1億を計上いたしたところでございます。17件に係ります対策工事を計画をいたしております。

続きまして、60ページをお願いいたします。

中ほどの6目震災被災住宅応急修理費でございます。こちらは、当初、全体で194件ございまして、平成28年度で94件が済んでおりますので、残りが100件ということでございます。当初で1,728万円、これは30件分計上しておりましたので、今回は残り70件分の57万6,000円の積算ということになって4,032万円を計上いたしました。

次の社会資本整備総合交付金事業費ですけれども、宅地耐震化推進事業、これは杉木地区の耐震推進工事を行うものでございます。国県支出金で290万、社会資本整備総合交付金ということで原則2分の1の国庫補助があるものでございます。

続きまして、61ページです。

高速道路対策事業費です。13節委託料の300万、これは土捨て場測量業務委託料ということで、高速道路関連工事の残土処理ということで、今回、千滝地内の測量を行うということで300万円を計上いたしたものでございます。

62ページの8款消防費でございます。

下の63ページの消防施設費で、950万の消防車両の購入費というものでございますけれども、今回、消防ポンプの積載車を1分団のほうに、非常に老朽化を、25年以上経過をしておりますポンプ車を積載車に今回かえるということでございます。これは調整交付金600万円を充当して購入したいと考えているものでございます。

続く4目の災害対策費は、災害備蓄品の購入費、これはアルファ米ですが、保存水500万円というものを計画をしているものでございます。

それからめくっていただいて64ページです。

3目教育振興費になります。ちょうど中ほどに8節の報償費でございますけれども、6万円、小中学校の統合検討委員会の謝金ということで、こちらは、大体これから4回程度の委員会を開催したいということで計上をいたしたものでございます。

あとは65ページで、修繕工事ということで、学校教育施設整備基金を特定財源として、今回、修繕工事を行うものでございます。

学校振興費で特別支援教育の教諭補助の報酬が減額になっておりますけれども、小学校費から中学校費への組み替えということで、中学校費に同額の計上があっているものでございます。

続きまして、飛びまして70ページでございます。

公民館費の19節負担金補助及び交付金でございます。ここで公民館新改築の補助金と、1,160万、非常に大きな数字が出とりますけれども、先ほど復興基金のところでは、1,200万円程度計上しましたが、これにつきましては、町が40%、災害復旧につきましては条例上補助をするという形になつとりますので、復興基金というのはその40%除いた60%、この2分の1を復興基金として県が認めるということでございますので、40%分の1,460万円を今回こちらのほうで計上させていただいたものでございます。

あと、72ページ、文化的景観事業費の15節工事請負費でございます。文化的景観のサイン整備工事ということ285万7,000円ですね。通潤橋、五老ヶ滝の誘導サイン、それから、御小屋の説明サインを計画いたしておるところでございます。

73ページは、矢部高校応援事業費の委託料ということで811万1,000円。矢部高校の魅力化コーディネート業務委託料ということで計上をいたしているものでございます。

続きまして、74ページをお願いいたします。

2目体育施設費で、これも報償費を組んでおります。総合体育館の検討委員会ということで、いよいよ本格的に検討のほうを始めていきたいということで、これも5回程度の謝金を今回計上させていただきました。これから先、早急に、この検討のほうを、本予算によって進めていきたいと思っております。

それから農林水産施設災害復旧費、75ページですけども、5,961万6,000円が計上となっております。これは復旧支援委託料というふうに書いておるものでございますけれども、中身は土改連の4名の派遣委託でございます。もちろん、この中には、直接、人件費もありますけれども、滞在費等々含めて、それから業務委託料等も入っております。これら4名分が5,961万6,000円ということで、特定財源につきましては地域雇用の基金のほうを充当させていただきました。ということで、約6,000万円弱ですけども、今回、復旧支援の委託料を計上いたしたところでございます。

続く過年度公共土木施設災害復旧費につきましては、28年度の現年度予算を減じまして、今回、過年度扱いとして計上いたしたものでございます。13億4,000万円の災害復旧費ということになっております。補助金は97.5%で計上いたしておるところでございます。

以上、歳出を早口で大変申しわけありませんでしたけれども、説明を終わります。

76ページからの78ページは、特別職、それから一般職の給与費明細書でございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。

歳入につきましては、それぞれ歳出財源の特定財源として説明いたしましたものにつきましては省略をさせていただきまして、8ページの地方交付税につきまして簡単に説明させていただきます。

こちら3億4,249万2,000円を今回補正をお願いするものでございます。うち地方交付税は4,249万2,000円、それと特別地方交付税が3億円というものでございます。

28年度の普通交付税は57億7,600万程度、特交が7億8,700万程度でございましたので、合計の

60億6,000万円来たんですけれども、現時点では、これにつきましては、27年度と比べましても約1億減額になつてまいりますので、また今回も同額程度は、特交分が今回どれだけ認められるかわかりませんので、同額程度が減額なるのかなという予想をしているところでございます。

続きまして、14ページでございます。

基金の繰入金ということで、財政調整基金から地域雇用、学校教育、公共施設整備というものでございます。こちらも一般質問のところでお答えしましたように、財政調整基金が補正後3億2,600万円程度の残額になります。地域雇用が6,600万円、学校教育が1,800万円、公共施設が5,400万円程度の残額になります。

一般会計の基金の残高の合計が約14億ということで、ちょうど1年前と、3月末になりますけれども、比較しますと約11億円の減額を見ているところでございます。なるべく財源確保をですね、補助率等の増高がありました場合には、財調のほうにまた積み増していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

それでは、4ページをごらんください。

第2表継続費でございます。今回は、土木費道路橋梁費の大矢野原演習場民生安定事業を計上いたしました。2億4,351万円ということで、平成29年度、30年度に年割額で計上いたしております。

続く、第3表は地方債の補正でございます。今回、追加で臨時財政対策債1億円、辺地対策事業債を5,930万円計上いたしました。

その下の変更のところにありますように、変更後は8億3,440万円となるものでございます。

それでは、表紙の裏をお願いいたします。

平成29年度山都町一般会計補正予算。

平成29年度山都町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33億9,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億5,400万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費。

第2条。地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費による。

地方債の補正。

第3条。地方債の追加、変更は、第3表地方債補正による。

平成29年6月8日提出。山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第50号の説明が終わりました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時0分

再開 午後0時58分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第50号の説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 難しい質問ではないんですが、何点かお伺いいたします。

まず、24ページの委託料のところ、山都塾コーディネーター委託料です。これにつきましては、何回も教育長ともお話をしているところなんです、コーディネーターさんの仕事ぶりも重要なかもしれませんが、やはり地元でできることがたくさんあるかのように思っていて、今年度、もちろん、今こういうふうにして肉づけ的な予算ということで、なので、今からということ……。済みません、触っていたかもしれない。

そのような、これからの今年度の計画と、なるべく地元の人材で満遍なく、今3カ所に、清和、蘇陽、矢部というようなことで、その箇所を回っていらっしゃるような感じがしておりますが、やはり年齢構成とか対象年齢とかも余り幅広過ぎると、なかなか私も参加してみても、的が絞れていないのじゃないかなと思っておりますので、そこら辺を1点お聞かせください。

それと、これは簡単ですが、新町の造り物小屋はどこに建てられるのかということをお聞かせください。

それから、矢部保育所に記念碑を建てられるという件で結構なんです、気になっておりますのは、外構工事とか園庭工事がまだ終わっていないようで、5月中というふうにお伺いしておりましたが、この見通しのほうを関連でお聞かせください。

それから、防災士の件が1点。2万5,000円程度なんです、申請手数料ということで、これは多分役場でとっていらっしゃる係長あたりの費用ではないかなと思っております。私、震災後もたびたび申し上げたんですが、やはり防災士の育成というものが、他の町村を見ていると、その人が避難所にいるかないかで随分な違いが出てまいりました。なので、これは役場も率先しながら、何度も申し上げますように、もっと町民の中にも防災士の養成講座的なものやっただいて、そういう防災士の卵というか、そういう知識を持った人を広めるということが大切だというふうに思っておりますので、ここら辺の所見をお伺いいたします。

それと、もう1点は、この予算書の中に出てきていないんですが、昨年、社会教育のほうで英会話教室をされました。そのことは今回も出てきていないようなんですが、あれはもう一発でやめられたということでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） どなたから行きますか。

健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） それでは、児童福祉総務費の中で記念碑の設置工事ということでございます。

御存じのように、矢部同和保育所、旧の中に、同和保育所というネームプレートがございましたので、それを工事する前に、それを撤去という最初の目的で外してしまいましたので、それは大事なものであるということで、園の外構工事、今現在、まだやっております。それが当初6月いっぱいだったんですけども、4月にもう、みらい保育園そのものは開園しておりますので、なるべく早くということで業者のほうにも言っていたんですけども、御存じのように、ほかの現場もあるということでまだ、もう大方、外構工事のほうも終わっているかと思っておりますけれども、当初の工期が6月いっぱいでしたので、今月中には終わらしまして、7月上旬にやっと落成式の運びということになっております。ということで、記念碑のほうはメモリアル的なものでございますので、外構工事がある程度めどがつかまして、関係者の方々と協議をして、建てる位置とかも考えてから設置したいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 失礼します。山都塾の件について、学校教育課から御説明します。渡邊です。よろしく願いいたします。

議員に興味を持っていただいております山都塾は、昨年、開塾いたしまして、延べ8回423人の参加を得ております。身の回りで見過ごしていたものや、山都の貴重なもの、地域についての思いなど、感想の中に新たな気づきを挙げられているということで、今年度も山都塾、継続することこそが重要ということで、予算を上げさせていただきました。

議員のほうで御質問になりました対象年齢の絞り込みですが、今のところ、まだ2年目ということで、とりあえず昨年の踏襲は考えております。ただ、いろいろ計画していく中で、昨年度と同様のものもありますし、ちょっと変えてきているものもございますので、その中での募集については、今から協議を行うところです。

今回、予算を立てさせていただいておりますので、本年は8月を第1回に設定して、3月までの7回の開催を予定しております。現在まで、年度当初から学校教育課の中で、どういうふうはこの次の山都塾を行っていくかということの協議を重ねまして、7回の計画は、ある程度立てておるところです。

一応、今回コーディネート委託料を積算しているわけですが、議員がおっしゃいますように、今回は全て、できたら地元の講師を使いたいと考えております。あと、地区につきましては、講義というか塾の内容に応じて、いろんな場所を設定していく所存です。

大体、委託の内容については、いろんな塾の開催に係ります打ち合わせやヒアリング等、それと講師依頼に係る謝金や交通費、広報内容、それと参加者送迎に係る車借り上げ料なども含めて、委託費の中に含めております。

特に、小中学生に参加いただきたいということもございますから、小中学校の先生方との意識の共有とか、連絡調整を図るなど、専門家の知識を得ながら計画達成を目標に、専門家の高度な技術を利用することで、山都塾の運営をさらに効率的に行いまして、将来、継続的な開催に向け

た検証も含め、運営の充実を図ることを目的に計上させていただいております。

御質問いただいた内容の答えになりましたでしょうか。一応、対象年齢については、去年と変わりはございません。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 新町の造り物小屋の件でございますけれども、じかんですよとか、さんみやくとかがあります筋のすぐ隣の空き地で、山村茶舗の前の空き地でございます。でも基本的には、浦川に最初つくりましたように、281平方メートルの広さの中に約60平方メートルの建物をつくるということで計画し、予算がつき次第、地元と協議を始めたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 8款の災害対策費で防災士の資格取得の件でございますけれども、現在、総務課の防災係長がこの資格を有しております、昨年の経験を踏まえて、ぜひこれは庁舎内でも、ほかの職員にも資格を広げていきたいということで、今回、負担金として計上いたしました。

御指摘のとおり、住民といいますか、これは地域防災活動リーダーとして活躍していただくですし、また、防災訓練ですとか、それから災害時には避難ですとか救命にも当たっていただくというような使命もあると考えております。よって、できれば自主防災組織あたりと協議しながら、そういったところに将来的には各1名あたり、こういった方が地域リーダー、防災活動のリーダーとして入っていただきたいなということで、その手法についてはまた課内で十分検討したいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 英会話教室ということへの御質問でございますが、3月定例会で、当初予算のほうで65万7,000円を計上しております、既にこの業務委託の手続を現在やっております、これから募集をかけるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） それぞれにありがとうございました。済みません、最後の英会話教室については、私はちょっと忘れていたところです。

それから、坂口課長の答弁の自主防災組織との連携ということは、本当に有効な手段だと思いますし、各自主防災組織を啓発していく上でも、ぜひ投げかけをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、山都塾についてはもう一言。やはり、小中学生により参加してほしいという趣旨のことをおっしゃいましたが、可能性というか、探っていただきたいのは、やはりバスで運ばなくちゃいけないところでなくて、各小中学校で総合的な授業であるとか、学期に1回でもそういう時間を工面するようなことを、小中学校の関係の先生方と御相談いただいたりなんかすれば、本当に満遍なく、400何人ぐらいではなく、満遍なくこの山都塾の勉強が享受できるんじゃない

かと思っておりますので、要望申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 山都塾についてお答えしたいと思うんですけども、昨年度からいろいろ御意見もいただいております。昨年度の中身につきましては、これまでも、そして先ほども説明したところですけれども、おっしゃるとおり、できるだけ子供たちが参加できる状況をつくるということはもちろんですけども、しかし、全部の子供たちを対象にするということは、確かに不可能です。それで、各学校にもお願いもしまして、まず山都塾を核としながら、町ではこういう歴史、文化、自然、産業、いろんなものをまずは山都塾で体験学習をしまして、そして学校では総合的な学習の時間というのがあります。その学習の中身としまして、地域学習であるとか、そういったものがありますので、ぜひ、そこにつないでほしいということで、そういうお願いもしているところです。

本年度、一応計画としましては、8月くらいから始めたいと思っているわけですけども、それぞれの学校にも働きかけをしまして、ぜひ山都塾の中身を学校につないでいくというところで、それをさらにまた、学校のほうに働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、24ページの農産物ブランド化推進事業補助金ということで、非常にこのブランドというのが、阿蘇ブランドとかいろいろ耳にしますけれども、どういうことをされるのか。また、対象作物はどのあたりを重点的に置いておられるのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

それと44ページ、清和ふれあいの森整備工事で、この前もちょっと話ございましたけれども、その辺の整備をされるのは非常に結構なことだろうと思いますが、前から翁橋が私も何回ともなく行ったことがございますが、その後、ある程度の助成金でもあるならちょっと探してみるというような話から、尻切れとんぼになったような気がいたしますので、そのあたりがどういうふうになっておるのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

それと48ページ、これは鳥獣処理加工場の土地購入費ですよね。これは、この前ちょっと私も聞きましたけれども、あそこの場所に行くときの道路だろうと思いますが、その辺のところをはっきりおっしゃっていただければと思いますし、これは今、加工場を建てられたところに行く道がなかったから、あそこは、使わせてくれということで道をつくってあると思うんですよ。そういうことですので、今でも使用できる、わざわざ向こうの地主さんのほうから買って来て言われたのか、こちら町のほうから、これは買ったがよかろうということで出ているのか、その辺のことをお尋ねしたいと思います。向こう、地主さんのほうから何の要望もないなら、借ったままで使用できるとじゃなかろうかという気がしますし。ただ、幅あたりが足らんならそこで購入せにゃいかんというお考えなのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、お答えしたいと思います。山都町農産物のブランド化推進事業の補助金ということで、事業主体は町、それから二つのJA、三つの道の駅、商工会、観光協会等で構成します山都町農産物ブランド化推進協議会のほうに補助金を流すと。そこが事業主体でいろんな事業を行っていきますということでございますが、内容としましては、福岡にあります岩田屋福岡店の催事ですとか、あるいは催事の場合のイベント経費等々を考えております。

それから、産地訪問ツアーということで、大都市圏の方をこちらのほうにお呼びするとかですね、バイヤーの方を。岩田屋の関係の方をお呼びしたりとか、あるいは一般消費者の方をお呼びするツアーを2回程度。それから、これは去年もあったんですが、いろんな加工品等あるんですけども、なかなか商品としての磨き直しということも必要でございまして、ことし、そのパッケージデザインを20点ほど見直したいと。それはもう、容量から含めて専門家の意見を聞きながらやりたいと考えております。

それから、農産物の部分につきましては、岩田屋福岡店に入っておられる取引先のところが有機農産物を中心にされているということでございますので、そこについては拡充をしていきたいなど考えているところでございます。

それから、有害鳥獣施設の土地の購入の件でございまして、議員がおっしゃいましたとおり、従前、あそこを埋め立てるときに工事用道路の進入路をとということで、御厚意の上で通っているというふうに思いますが、今回、施設を建てるに当たりまして、やはり道幅も少し狭いんじゃないかとかいうこともありますし、そのまま通っておりますと、どうしても今度は少し交通量が増えるかなと思いますので荒れてくるんじゃないかということもありますし、やはり公共の場所に行く道を進入路ということで、公有地としては必要でございまして、こちらのほうから購入を働きかけたいと考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） もう1点、ふれあいの森。

○農林振興課長（荒木敏久君） 失礼しました。ふれあいの森の購入につきましては、物産館の川向うの遊歩道等の整備を予定しておりますけれども、今のところ、議員おっしゃいました翁橋の部分につきましては、まだちょっと私のほうでは、今のところわからないような状況でございます。済みません、よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 翁橋の件については、委員会の中でも協議もしておりますし、藤澤議員のほうから本会議の中でも何度も要望がありました。米生の部落のほうからも、早くつくってほしいという要望がございまして、県とは本当にやっております。

その中で、やっぱりつり橋にするにしても30メートル以上ありますので、最低でもやっぱり3,000万かかるという見積試算が出ておりますので、そのことが一番のネックになっております。

今回、ふれあいの森を整備するということですので、その橋との一体性はどうかということこ

とが出てきますので、それについては、林務のほうとも協議をしましたんですけれども、今のところは、今ある施設から派出所のほうに回っていただいて遊歩道がございますので、あの一番上に行きますと東屋がございますので、そこからの景色は清和の文楽の里全体が見えて本当にロケーションもいいですので、そこで見ていただいて滞在時間を長くするというのは非常に大事なことで、湧水もありますので、そういう道案内とか、そういったものでカバーして、できるだけ歩いてもらうようなことにしたいと思っております。

また、優先順位の話で行きますと、インターができますと、矢部インターができたときには9,800台から1万3,000台、山都町に車がおりにくるといって国交省の事業評価委員会の試算が出ておりますので、そうなったときに、やはり清和の文楽館が一番その恩恵を受けるんじゃないかと。本当に道のそばの駐車場です。そうしたときに、今でさえゴールデンウィーク、あるいは、秋の行楽シーズンは駐車場が足りないということで、第2駐車場でも足りないということで、今、保健センターの駐車場あたり、信号機がありますけれども、それをしても、それでも足りないということであれば、第2駐車場の上の用地まで広げてすべきじゃないかというようなことで考えておりますので、そちらのほうを優先すべきじゃないかということで今検討しているところであります。そうなりますと、翁橋の再建築になかなか至らないというのが現状ですので、そこらあたりを経済建設常任委員会の委員の皆さんにもしっかり検討していただいて、どちらを優先するかというのは、このインターができるまでに計画と工事をしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質問はございませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 大体わかりましたんですけれども、翁橋にしても、つり橋と私も思っておったんですけど、3,000万かかるとはちょっと想定外で、また簡単なことでできやせんかと思っておったもんですから、3,000万円というのはちょっと立派な橋のように考えまして、そのあたりで何とかならんかなと。米生のほうからは、道が、ちょうど文楽館の芝生に行くには、あそこを通ったが一番早いという要望も出ておると思っておりますけれども、もう少し簡単なつり橋でもいいから、その辺の対応ができんかなというふうに、これは要望ですけれども、そこら辺も考えていただければと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 議長には早く終わらましようと言っておきましたので、私は、質問項目は多いんですが中身は単純です。一つずつ聞いていきます。

まず、企画政策課長、拠点大学との連携というのは、これは本田課長のほうかな。具体的にはどういうことをイメージして、この各大学との連携を図って、これは提案を求めていくということですね。こちらからプロポーザルしながら、そして、具体的なものを出していってもらうと。だから、基本はこちらの立案能力が問われることではないかなと思います。ただ、大学で先生たちに、何かうちの町のためになることを考えてくださいということではお話にならないかなと思いますので、具体的な内容を聞いておきます。

同じ具体的な内容で、光回線の民生用に、特に家庭の、住民にどうこれを活用するかということで、今度コンサルに委託するというさっきの説明だったと思いますよね。坂口課長の説明は非常に早口で、私たち老兵は、聞くだけでもなかなか頭にとまっていけない。昔のことは意地悪く、私は覚えていますけどね、今のやつ忘れてしまいます。もう1回そこを教えてください。

それから、短期滞在住宅を今度改修するということが出ています。これの実績がどうなのかと、ついでに、これは建設課長に聞いておきますがね、総務課長でもいいです。よく私は、同和住宅が空いているのに何で貸さないのかということをよく聞きます。これは、差別の毒を含んだ響きで聞きます。何か特別にその同和地区の人たちの反対があつて貸さないのかというようなことですが、この同和住宅についてどういう認識をしていますか。担当課、あるいは総務課長に聞いておきます。

震災からこっちですね、私も随分そういうことで電話をいただいたんですよ、住宅ないだろうかと、同和住宅は空いているのにどうしてですかということ。とても、それは聞くたびに、担当は、これは隣保館でも何でもなし、建設課、いわゆる町営住宅ですから、基本的には、第一義的にはですね。もちろんその場合、建設課は隣保館と相談しながら、実情を把握しながら回答するだろうと思いますが、現在どうなっているのか聞いておきます。

それから35ページの、私が聞くとみんなから笑われるかしれませんが、ここに不妊治療が出ていますね。不妊治療費が出ています。これは、きのうの熊日、不妊治療のことで熊日の記者が書いているのを読んだ人がおりますか、課長さんたち、執行部。これは熊日の男性記者が自分の体験を赤裸々につづって問題提起しています。これはぜひ、まだ読んでいないならば、皆さん、まだ切り抜きあれば読んでください。新聞があれば切り抜きして、みんな、この認識を共有してください。不妊治療となれば、恐らく皆さん、女性を真っ先に、女性のこととしてイメージするでしょう。そうじゃないんだと。やっぱり行政が、行政に責任があることで、そして特にその原因が女性だけに原因を求めておったけれども、最近は男性に非常にそういう傾向が、不妊の原因があると。

これはもう、私がたびたび言う、レイチェル・カーソンが沈黙の春をあらわしたときに、農薬被害のことを言ったわけですが、もうそのころからフロリダの野生動物、特にワニなんか、不妊のワニが非常に増えてきたと。そして、何か男性化しているみたいなことでしたかね、そういうことを私は盛んに言われた時期があったことを覚えています。とにかく、これは野生動物ばかりでなくて、最高位にある人間も、今や男性も不妊のこと、やっぱり恥ずかしがることでなく、自分の人間の尊厳性を持って存在しておるわけですから、そのことを堂々と専門医に相談をしてカウンセリングを受ける、そういうことが大事だということ、きのう、熊日の記者が書いておりました。このことを担当課長が知っておれば、感想を聞かせてもらいますが、そうでないならば、これは、私は問題提起にしておきます。ぜひ、きのうの新聞の記事を読んでください。

最後に檜林課長、ルポンの話をこの間一般質問で聞きましたが、今度、下げたということ、まあまあよかったと思っております。ただ、これは今後の課題にしてもらいたいんですが、これで適切な私は家賃だとは思いません。これらの経過からしまして、最初は17万、そして15万、後で

10万、今が8万幾らですか。その過程において、非常にお役所的だなと思うのは、向こうの言いなりですね。全然駆け引きがない。それは駆け引きを十分した上で交渉してください。これはまだ決定しているわけじゃないでしょうから、最終的には、どういふこれは決定の仕方をするのか聞いておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えします。まず最初に、地（知）の拠点事業でございますが、これは文科省が提唱しておりますCOC+という、それこそアルファベットになっておりますが、要は、全国の大学教育の再生戦略という一環で文科省が推奨している、全国の大学に募集をかけて事業を展開するものであります。そういう事業でございますが、熊本県におきましては、熊本大学以下県内の8大学。読み上げますと、熊本県立大学、九州看護福祉大学、それから熊本学園大学、尚綱大学、それから尚綱大学の短期大学部、それに崇城大学、東海大学、それに熊本高専ということで、おおむね熊本県内にあります大学と高専が一緒になりまして、この事業に手を挙げております。

その事業につきましては、熊本県下幾つかの自治体にアプローチをされて、その中で熊本大学は主に生産系といいますか商工業系の当番ですが、県立大学がその産業振興のうち農業振興のほうを担ってやるということで、うちが包括連携を、協定を結んでおります県立大学がそのリーダーとなりまして、うちの町と一緒に農業振興について学術的な見地からの話し合いなりアプローチをしたいということでもあります。

これは、今言いましたCOC+という事業につきましては、基本的にそういう人材の育成ですね。製造業なり、商工業育成なり、農林業、そういうのを将来的に担う人材の育成と、雇用創出です。農林業でいいますと、うちの町における農業後継者、移住者なり、今の山都町におられる農業者のそういう専門的な、学術面から見た、研究面から見た育成を図ろうというアプローチでございますので、これの会議を持とうと。そして、学生さんたちのフィールドにも、この町をしていこうということで、この協議を、実際、この事業は始まっておりますが、本年、これを町との連携をしっかり図っていこうということで、先生方を招聘する費用を今組んでいるところでございます。

おっしゃいましたように、職員の提案能力というか、能力形成にもつながるものと。また、先ほどから上がっておりました、今、地方創生で農産物ブランド化事業なり、事業化なり、町長が掲げます有機農業の振興もプロジェクトの一つでございますので、うまく絡めていけるならばというふうに思っているところです。

次の質問であります光回線のことでございますが、御存じのとおり、ことし、清和と蘇陽局についてもつながりました。来年度末につきましては、全ての山都町全域に光回線が敷設されることとなります。それを待っておっても遅きに失しますので、今、この光回線が敷設されたことによって、いかに住民の方々のサービスが図れるか、これを各課、9課の中で検討会を設けて、そうしまして、いろんな事業アイデアです。いろんなサービスが、もう既にいろんなプログラムな

りソフトというのは、各事業者がいろいろ開発しています。そういったものの事業を取りまとめ、この町にそれを導入すべきか、採択すべきか。もちろん費用負担も必ず出てくるわけですから、それは住民の個人負担も出てきます。そういった事業の可否の検討を行い、この町が今後、光ファイバーを使ったこの事業で、いかに住民サービスを図れるかという検討と方向性を出して、計画として取りまとめたいと。それにのっかって今後、住民サービスを図っていくということを考えていきたいと思っています。

特に、このように過疎化して、非常に高齢者の方、それから交通便が悪いところについては、やはり情報をいかに早く届けるか、的確に届けるか、また本庁で処理しなきゃならないことを、支所等でも済ませることができるよう活用ができないか、もろもろ含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 短期滞在施設ですけれども、今、山都町に5棟7戸ございます。その中で、平成25年から始めましたので、25世帯51名の利用がっております。現在も、馬見原の医師住宅、それから清和のということで4戸利用がっておりますけれども、その中で12世帯の移住の実績も含めております。

今後、やはり矢部地区に必要だということで、今回また予算を上げさせていただきまして、短期滞在施設はそもそも1カ月から1年のスパンでということですのでしておりますので、もうちょっと自由裁量でできるということで、みずから町のほうが改修をして、そこで自由に利活用できるようにということで、多目的に使えるようにということで今回しております。

また、ギャラリー喫茶ル・ポンのことですけれども、まず最初にお断りしておきますけれども、観光案内機能は3月31日で終わりました。観光文化の森に一元化しましたので、そちらのほうでしております。観光案内は一元化して、ル・ポンのほうはもう閉鎖しました。

ところがやはり、通潤橋に行く玄関口に空き店舗があるというのはいかがなものかということで、今、町としごとセンターで、山の都しごとセンターを、まちづくりやべの企画事業部の中に併設しておりますけれども、そこが非常に、企画事業部と一緒にやっておりますので手狭でございますので、それならもう前に出ていこうということで、だったらギャラリー喫茶ル・ポんがいんじゃないかと。ここに来られた移住者の皆さんの交流の場であったり、あるいは町外から来られる方との交流の場としても使えるということで、移住・定住の相談あたりをしながらやっていけたらというようなことです。今、しごとセンターのほうにも、年間に役場も含めて97件ぐらいの相談もございまして、その実績としても、昨年も、6組の移住・定住の実績を持っておりますので、今度はもう外に出てきてやっていきたいということで、この議会で提案したわけでございます。

家主さんがNTT西日本アセット・プランニングで、巨大企業ですので、最初、もう使わないということと言ったときに、はい、それじゃ結構ですというようなことで、安くして何かに活用することはできますかと言ったら、いや、もういいですということでした。民間人には貸さないということをおっしゃいまして、さすがだなというか、そういう高圧的な態度で、町が使う

んだったら、それをいろんな形で利活用するんだったらいいですよということでしたので、じゃあ、今までの8万6,000円を下げてくださいというようなことで交渉して、最初はいろいろ渋っておられましたけれども、副町長のほうに行っていたら、また交渉、副町長も一緒に行っていたら何とか今、4万円台になったところであります。

それでも、確かにまだまだ町の浜町商店街の家賃の実情からすると高いという認識はありますので、そこはもう少し、また頑張りたいと思いますので。予算が通ったら、また正式な契約になりますので、その中でやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、お答えをいたします。同和住宅のことですけれども、さきの議会において吉川議員のほうもそこに触れられたところでの、入居に関して御質問があったところでございます。その後、住宅のほうにも行ってみました。ところが、やはり昔の建築なものですから、壁がコンクリートですね。今の仕様になってないものですから湿気が多いと。基礎のほうからも湿気が上がる、壁からも湿気が上がるということですね。中を確認しましたところが、もう床が、人間が踏み入れれば、とてもじゃないけど住める状態ではないというところでございます。

吉川議員の御質問にもありましたけれども、補助金適正化法によってどうなっているかという御質問がありました。調べてみましたけれども、実際、まだ37年くらい、たしか適正化法としては残っております。ただ、私がそのときに申し上げましたように、2分の1を経過したらということも申し上げたかと思っておりますけれども、それも過ぎていくところはございます。私は、個人的にはそのまま、それを修理してそこに入っていたら、また同じように湿気が多いのであれば、もう全く住んでいられないところもございます、確かに。中村議員がおっしゃったように。私はもう、それは取り壊して新しくつくったほうがいいんじゃないかというふうな考えでおります。とてもじゃないですけども、今それを修理すると、家賃では到底取り戻すことはできないということでございます。

建設課としましては、ですから、同和住宅に対して募集はずっと、常にかけているわけですが、議員がおっしゃったように、確かにそこには偏見とかのあれがあるのかもしれませんが。ただ、私は直接は聞いておりませんが、議会が終わった後、どなたかわかりませんが、当時つくられた状況を私のほうに電話されて教えられた方がおられました。それはもう、以前、私も述べさせていただいたところですが、そういった状況で、現在とめているわけではございません。私の考えとして、あれはとてもじゃないけれども、住める状態ではないと。ましてや、あそこは、二戸一棟といまして、1棟の屋根のところから2戸のつくりになっていますものから、用途廃止につきましては、片方が入っておられれば、それを用途廃止することもまだできないということでございますので、そこをもっと検討して、できればしていきたいなということでございます。

ただ、優先順位としましては、そこの方たちが優先をしますよという条件もあるようでございますので、そういうことでございます。答えにはならないかと思っておりますけれども、そういうこと

でございます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） それでは、母子保健費の中に予算書の説明文は不妊治療助成金となっておりますけれども、県が、熊本県も県の特定不妊治療費助成事業ということで、県の事業に準じまして、山都町も特定不妊治療費助成事業というのを28年度からやっておるわけでございます。これにつきましては、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するために、治療費の一部を助成するというので、対象者には法律上婚姻をしている夫婦とか、ちょっと条件がございますけれども、妻の年齢が43歳未満であることということで、対象者を限定されております。助成金額が1件当たり5万円が限度ということで、県の助成を受けておられるのを控除しまして、1回当たり5万円を上限として交付するというので、通算で行きますと通算6回までが限度ということで、ここの予算書に上げておるわけでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ありがとうございます。今の夫婦のというのはね、これは両性を対象にした夫婦という概念ではないみたい、今まではですね。パートナーの理解を、これは主に女性を頭に入れた夫婦ということだったんですよ、今までは。しかし、不妊治療は、女性だけでなく男性も必要なんだということを、きのう、体験者である熊日の記者が書いていますので、読んでみてください。

それから、先ほどから言っていますように、私どもが言っていることは、やっぱり最終的には優先順位をどうつけるかということ。これは、執行部の見識が問われるし、我々も言いつばなしでなくて、それは優先順位の中でこちらも理解していくべきだろうと思います。そういうことで、私は、私が言ったからこれを真っ先にやりなさいと言うつもりはさらさらありません。一つの問題提起をさせてもらっているところです。

ル・ポンの問題はよくわかりました。やっぱり相手はお役所なんですよ。そして、今までの経過からして足元を見ている。非常に高飛車ですよ。彼らの本社は博多です、あの会社は。そして、博多の感覚で今まで非常に単価を高く言ってきた。やっところまで下げたなど。あと、さっき言ったような活用をしてください。これまであそこはギャラリーと、往年の女学生たちが今オカリナを、非常にいじらしいです。一生懸命やっています。そういう形で花を添えると言っていいのかな、あの人たちに。ル・ポンに花を添えてやってくれましたので、またここがそういうことで使われるようになれば、また喜ぶだろうというふうには思っております。

それから、本田課長のほう、よくわかりました。光回線によっていろんなソフトがある。そのソフトを個人なり、あるいは地域なり、あるいは企業なり、いわゆるこの町の人たちがどう活用していくかというのを、あなたのほうでつないでいくということですね。

それから、大学のこともわかりました。大学の存在意義、地域での存在意義というのを、これはお国のほうが、文科省のほうがい始めた。単なる象牙の塔にこもっておるのが大学じゃないんだぞと。大学の社会性を考えながら、地域社会にどう貢献していくかということを一生涯懸命やっていけよと。熊大の金属学が、地域経済にかなりのインパクトをもたらしておりますね。そう

いうことだろうと思うんです。これを熊大が商業関係、いわゆる流通と一緒に地域の人たちと考えるということでしょうか。

それから、学園大が農業について地域の人と考えていくということ、この各自治体が橋渡し、あるいは一緒に考えていくということでしょうかね。そういうことで理解したところです。わかりました。

住宅のことについては、あれ、コンクリートじゃなくて、なぜあれだけの湿度がよんでいるかというのは、あれは全部ブロックなんです。全部ブロック。安上がりでやりましたからね。非常に昔の交番の仕様でやっています。非常に居住性は全くない。それに、今言ったようなことですけれども、中はぼろぼろですよ。だから、あなたのような理解をして、住民に説明をこれまでの担当課長たちはしてきませんでした。あそこはやっぱり解放同盟に相談せにゃ、ちょっとやましかですもんみたいな言い方で、さらに差別をばらまいてきた面がありますから、私は尋ねたところです。わかりました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。

53ページの道路維持費とその下の道路新設改良事業費ですけれども、道路維持費については、昨年度からしますと5,000万から3,000万に減額ということになっております。また、その下の新設改良費についても、昨年度予算は4,550万から3,000万ということに減額をされております。

町長も選挙期間中、随分と各地域を回られて、住民の声を直接お聞きいただいたと思いますけれども、私も回った感想からしてみますと、やっぱり住民の中には、この町に必要なのは道路と住宅、住む家がないと、この二つが一番大きなこの町の課題でなかったかと私は捉えております。

しかし、現実的には予算を、町長の施政方針の予算を見ますときに、そういった一番大事なところの予算が、非常に昨年より減額をされておるといようなことで、またこれはちょっとといような思いがしておりますけれども、この予算で町長が住民の期待に添える予算の範囲かなというふうな思いもしますので、その点、町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 答えにならないかもしれませんが、去年から、そしてまた今年度、最重点課題として、災害からの復旧・復興という思いでおります。ちょうどまだ、新設改良等につきまして、全てお願いするのは、建設会社の方々にお願いをしなくてはできないものが非常に多いということで、まずは、災害からの復旧・復興を最重点に考えた中で、同じ予算をつけても、なかなか着工もできんし完工も今年度中に難しいという分もあろうかなという配慮の中で、今年度、前年度よりも少し金額的に少ない分はあろうかという思いでおりますが、これは、皆さんにも御理解をしていただきたいなという思いでおります。恐らく予算をつけても、完全に今年度中に発注をし完工できる分が少ないんじゃないかという思いもありまして、このような少ない数字の金額になっているところではありますが、御理解をいただきたいなと思います。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 補正の中でも専決処分の中で、道路維持費の繰り越しというのが出ておりました。住民にとって一番やってほしいところが明許繰越というようなことは、どういうことかなと私は思いますときに、やはり予算の配分がやっぱりおけると、例えば、12月か3月のぎりぎりで、当然繰り越しさにかんといふことがありはせんかなといふ気がするわけですね、一番大事なことが繰り越されるといふことは。ですから、その点については、予算配分についても、重々早目に予算配分をしていただきたいと思います。

また、町長、このほかに、今回、体育館の事務費の予算も出ておりました。これまで、この議会で、誰からともなく、何度ともなく、体育館の移設については意見が出ておりました。それはグラウンドゴルフをするよりも体育館が先じゃないかっていう話ばかり出てきた。しかし、びくとも動かんだったです、その話が先に進まなかった。しかし、町長にかわってすぐ予算が出てきたと。やっぱり即効性のある、そういうところは町長が職員に指示をする。これとこれはやれと言われれば、職員は事務方ですから、それに伴う予算をどこから探して充当せにかんといふことで、そりゃあ、基金を取り崩したり、なければ借り入れをしたり、あるいはカットできるところはカットしながら、町長の意向に沿って予算措置をするわけですから、そういう点で、町長にお願いですけれども、決断と実行をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はございませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 3点ほど、簡単に。

まず21ページです。地域おこし協力隊、常に出てきますが、今、何名の隊員の方がおられますか。また、それぞれの業務報告は毎月提出されておりますか。これが1点です。

次に44ページです。緑の少年団、活動助成金が12万円計上してあります。今、何団体おられるのか。また、どのような活動をしておられるのか。

最後に38ページです。じんかい処理関係で、小峰と千滝のクリーンセンターの定期修理、これが5,000万、2,700万出ています。毎年これくらいの数字が上がっております。10年間で7億を超えておるといふ思います。毎年発言をしておりますが、本町には自衛隊演習関係で年間10万人強の方たちが来られます。その方たちの廃棄物もここで処理しております。再度、防衛省にこの部分の負担を申し出てほしいと思っております。

以上3点です。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、地域おこし協力隊についてお答えしたいと思います。現在、現時点で4名の地域おこし協力隊がおります。ただし、1人はこの11月で、最長3年間ということですので、1人は満了する予定であります。下名連石地区に1名、それから本年度より2名、新しく農産物関係、それから有害獣関係で1名、1名ということで4名であります。残念ながら、清和地区に1人いましたけれども、辞退が1件発生しております。

それから、報告ですけれども、これは活動日誌を毎月、その月が終わった時点で報告をいただいております。月20日以上活動をやっていただくということで、その活動日報に応じて報酬の

支払いをやるということで、その内容を私どものほうに提出いただくということで処理をしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、荒木敏久君。

○農林振興課長（荒木敏久君） それでは、お答えします。緑の少年団ということで、中島小学校、御岳小学校、清和小学校、蘇陽小学校の4校で取り組まれております。1校当たり3万円という助成でございますけれども、植樹祭への参加、あるいは学校での花壇、あるいは花植え等、環境美化活動に実績の報告が上がっております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。クリーンセンターとクリーンハウスの定期補修工事についてということでございます。

広域処理施設、上益城5町と西原村で進めております、新しい廃棄物処理施設を平成37年度稼働を目標に今進めてあります。それまでは何とか寿命を延ばして、しっかりと管理していかねばなりませんけれども、こういう施設は壊れてからの修理ではなくて、壊れる前に更新していかなければならないという性格を持った施設でもあります。

昨年度、平成37年度までの定期補修計画を両施設ともに計画を立てております。それに沿った形での本年度の5,000万と2,700万円の予算ということでございます。

自衛隊からの負担の要請ということになりますと、ちょっと私どものほうではなくて……。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 防衛事業もいろいろとできますので、そういった点についてはまだ内部協議を詰めてやっておりませんので、提言として受けとめながら、関係課と協議の上、必要であれば福岡のほうにしっかりと要望したいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 地域おこし協力隊の件でございますが、実際、地域との連携がうまくいっていますかというのが1点です。また、協力隊の活動のために備品購入をされたと思いますが、その備品は最終的にはどのようにしておるか。

それから、じんかい処理でございますが、演習場を持っている市町村が全国にあります。その中の協議会がっております。そういった中で提案をぜひしてほしいと。

それから、少年団でございますが、今、活動そのものはそんなに活発ではないというふうに思っております。本町にはすばらしいキャンプ場がいっぱいあります。そういった中で3団体が一緒になって野外活動をするというのを提案してほしいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 地域おこし協力隊についてお答えしたいと思います。まず1点目に、地域との連携はできているのかという御質問です。これにつきましては、非常に難しい点もございます。全く知らない土地に、それも、この縛りは都市圏からそういう田舎に来て地域おこしをやりなさいということでございますので、急にきて、さあ、仲よくやりましょうと言っ

たって、なかなか厳しい点があるのは全然間違いありません。

しかしながら、私どものほうとしましては、本人たちとの聞き取りを必要に応じてやっておりますし、地域の方々と必要に応じてお話を聞く場、連携する場という形ではやっております。やはり短くて1年ごとの更新なんですけど、3年の中でその人たちを育成する、そしてここに定住していただくというの大きな目的でございますので、しっかりとその面は伝えていきながら、これまでもやってきているところではあります。幸い、先発で来られておった方は今残っておりますし、次11月に終わられる方も、ぜひこのまま続けたいということでもあります。

ただ、全国的に見ても、残念ながらやっぱり合わないという人も必ず出てくると。もう100%それをそのまま地域に残りなさいということにはなりませんので、そこはぜひ田舎で暮らすことの意義、それから地域と連携することの意義、それについてはしっかりと伝えながら、相談を受けながら、地域とも相談しながら、名のとおり、地域おこしの協力隊ですから、そういったことで国からの大きな支援があっているわけですので、その辺については重々配慮していきたいと思っております。

それから備品でございますが、備品はこういう田舎に来るわけですから、刈払機を買ってあげたりとか、いろいろ要望に応じて必要の範囲内で配給しております。

一つは、前任者から次の方へ譲り渡しがございますし、もう一つは、今活動中の方がまだ多いので、そこで使っておられますが、基本的には町が買ったものでございますので、余分になったものについては、うちのほうで預かって次の方へお送りすると。もちろん、耐用年数がそうそう長いものではございませんので、必要に応じて、その処理については考えていきたいと思っておりますが、基本的に町のほうで責任を持って、その管理は目くばせをしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 緑の少年団のことですけれども、4小学校ございます。実は、服掛松キャンプ場のほうでは、キャンプ場自身が植樹、苗木の補助金あたりをもらってキャンプ場内に植樹をしたりとかいう活動もされておりますので、そういった機会に、各4小学校の緑の少年団の小学校と一緒に会して植樹をしたり、あるいは、できれば1日、1泊2日のキャンプをしたりとかいうことで、そういう活動とあわせてやったりということはできます。旧蘇陽の蘇陽小学校あたりは、そういったキャンプ活動もされておりましたので、今度は、せっかくですから、町内四つの学校が合同に会して、井無田であったり服掛松であったり、そういったところで植樹活動とかするの、また一つの大きな交流にもなりますので、そういったことはまた、学校教育課と協議しながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 地域おこし協力隊の備品管理については、そういったことでありますので安心しております。

それから、少年団につきましては、我が町はモンベルとの契約もっておりますし、また、教育長は野外活動の第一人者であります。ぜひそういった面で、子供たちに大きな力をつけてやる

ということで、精いっぱい頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） まず町長、3月の当初予算は4年に1回、骨格予算でございます。

私は、新しい町長が政治的な配慮でいろいろ予算を組まれるために、6月の補正予算で補正が組まれると思っております。そこで、今度の補正予算にどういうことを考えながら、どういうところに生かされたかお尋ねしたい。

それから、町の基幹産業である農業を有機農業にしたい。有機農業と言われておりましたが、その割には予算化していない、予算が増えていない、それはどういうことか。町長に2点。

それから、使うためには取ることも大切です。税務住民課長、現在、28年度の税込、何%だったのか、国保も含めて。それから、ここ数年、町税の額が増えているのか、維持しているのか、減っているのか。それは町の景気の判断材料として考えておりますので、お答え願いたい。

それから建設課長、建設課としては、大変な額の予算になっております。この前から一般質問でも話しておりますが、皆さん心配しておられます。果たしてこの金額、仕事ができるのかどうか。まあ、できんということでは困るから、ぜひやってもらわなければならないわけですが、どう取り組んでいかれるか。

それから農林振興課長、災害復旧費が、建設課土木関係と比べたとき、農林課の農業災害の予算が格段に少ないと思います。多分、まだ今後補正が組まれるものと思いますが、どうしてこう開きが出たのか。

以上、お尋ねです。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。3月は骨格予算と十分承知をした中で、今回の補正予算、きょう提出をしておるわけでございますが、具体的には、先ほど来ありますように、三つのプロジェクトをお願いをしながら、それにつけた中での肉づけ予算をとという思いの中でしております。

具体的に言いますのは、まだまだ何もすることが決定をしておりませんので、できていない部分がたくさんあると思っておりますし、また、時間的にも4月から、私もなかなか重点的な予算の配分、要求等も、私個人的にしっかりしていない部分もたくさんあったと思っております。反省をしている部分もありますが、骨格的には、基本的には三つのプロジェクトに対する事業が始まっておりますので、それにつけた中で今後つけていきたいなという思いでおります。

農業につきまして、有機農業が全てではないと思っております。私が言いたいのは、有機農業を目指す町外からの若い農業を志す人が今たくさん来ておられるのは事実でありますので、やはり、全国に発信をできる、また全国から集まってもらえる有機農業を生かした中での農業政策をという思いでおります。

農業につきましては、何回も言っておりますが、基盤整備を今ずっと計画的にしておりますので、集落営農組織につながるような基盤整備を進めていきたいという思いでおります。先ほど来

ありますように、御岳地区は33年に向けた取り組みもするというなことでございますので、もうずっと10カ年計画ができておるといふようなことでありますので、これを基盤整備についてはまた、国のほうも中山間地については受益者負担がないような形でもできるということでもあります。まだ具体的に我々のところにも来ておりませんので、そういう部分も含めた中での農業振興を図っていきたいという思いであります。具体的に何を、肉づけ予算をこうしたかといいますと、三つのプロジェクトを発足させて、今後、その中での取り組みをしていきたいなという思いであります。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） 税金についてお答えをしたいと思います。今般の議会に3月の専決でありました予算書のほうに11億6,000万程度の税金が、全部で上がっております。

27年度の農業関係も収益がよかったということで、28年度はかなり税金も上がっていたと思います。28年度が29年度につながるわけですが、地震の関係、豪雨の関係もあったところで、当初予算としてはどうかと思っていましたところですが、確定申告、納税相談等を経た関係では、それほどまでに落ち込みは感じられないかなと思っております。

滞納繰越額も昨年と比べると大分少なくなっております。7,000万ほど昨年よりも減っております。2億500万ほどがまだ滞納として残っておりますが、職員一丸となって徴収等も頑張っておりますので、これから滞納の減少に向かって進めていきたいと思っております。お答えになっていませんかもしれませんが、一応、そういうことです。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えいたします。確かにかなり高額、全体の金額からしますと、かなりの金額にはなります。しかし、ここでできませんということを私は言えません。それはもう、前に進むしかありません。そういうことでございます。

ただ、金額は農地のほうと公共のほうの金額の差異がございます。それは専決のほうでも、現年を落として過年に落としてという午前中の説明がございましたけれども、公共土木につきましては、現年度、現年度というのは28年度で災害が発生しておりますので、28年度で発注した。過年というのが、本年度29年度に発注する分ということで、補助金がそれぞれ分かれておりますもんですから、補助金の関係でうちがそういうふうにしたところでもあります。

ところが、農地災害につきましては、ほとんどがもう28年で8割方は補助金をつけてあるもんですから、もう継続で行っておるもんですから、本年度はその公共土木と農地災害についてはそれだけの差が出てきているのかなと私は思っております。頑張りたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 農災のほうはいいですか、今の説明で。

（「何か、発言したかならしてください」と呼ぶ者あり）

いいですね。ほかに質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） まず町長、貧乏の町村は、国からお金もらってくるとが親方の仕事です。顔を生かして、いっぱいお金を国からもらってきただくようお願いしたいと思います。

それから建設課長、年間10億ぐらいの予算が3倍もなります。苦しいときはみんなにお願いしなっせ。なか知恵でもかしますから。そして、やっぱり災害を乗り切って復興していかなければならないと思います。税務課長は計算を上げておいてください。

終わります。

○議長（中村一喜男君） ほかにありますか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番、後藤です。先ほど、8番議員の工藤議員から道路維持費の話がありました。町長のお答えでは、なかなか建設の災害の仕事もあつてできないと、配慮してくださいというようなことでした。しかしながら、きょう、支所長2名、蘇陽支所長、清和支所長、建設課長がいらっしゃいます。

道路維持に関しましては、いかなるときも災害があるわけでございまして、多分これ、3,000万程度の金でしたら、6月、7月、8月で終わると思います。そしたら、9月に課長は新しくまた道路維持費の予算を出さなきゃいけないわけですね。ぜひ、そういうところには、この道路維持費の3,000万につきましては、地元の影響に十分配慮しながら各支所長も頑張つて、7月、8月で使ってしまうような、そして9月に新しくまた5,000万、1億の予算を要求するように、課長、支所長ともども頑張つて、町道の維持管理に努めていただきたいと考えておりますので、そこら辺のところを課長はどのように考えておりますか。なくなったらやりますか、すぐに。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えいたします。当然、なくなつてしまえばもうできないわけですので、それはもう、それ相応の予算の要求はいたします。

ただ、先ほど町長が申しあげましたように、私どもは、町の建設業協会とも打ち合わせをしながら、実はしております。先ほど町長が申しあげましたように、全部を町内の業者で賄うと、どうしても言っておられましたように単独の工事は後回しという話になってくる可能性もあるわけですね。やっぱり、災害復旧・復興を急がなくちゃなりませんものですから。実は、協会のほうからも話がありました。単独工事はひよつとしたら受けきらんかもしれんと。うちは災害を全面に早くしてしまいたいというのが本音ですよということの話は何いしました。ただうちは、そういうわけにもまいりませんので、行きたいと思います。

それと、維持工事につきましては、ほとんどがやはり去年の災害で、災害の査定に係らない分を扱う分がほとんどでありました。繰り越した理由につきましても、先ほど工藤議員がおっしゃいましたけれども、実は、公共土木は、応急本工事ということで、査定を受ける前に大分仕事を出しました。それにほとんどの業者さんがもうかかってしまわれたわけですね。うちが回してしてしまいましたものですから、その点で、維持費がおくれた部分というのはございますので、つけ加えて御説明をしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 済みません、確認させていただきたいのですが、24ページの先ほどの、

お試し住宅用空き家借上料と改修費で、その借り上げ料がこれは10万ですよ。次が500万ですが、この2軒で10万というこの予算の根拠は何なのかなとちょっと思っていて、そこの御説明をお願いします。

それと、その下のページ、25ページの、先ほど課長から説明がなかった部分なんですが、19番の負担金のところですね。一番下の放課後児童クラブ利用者支援事業、これも金額が小そうございますが、先ほど説明がなかったので、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） お試し住宅の借り上げ料ですけれども、これは、予算が通りますれば公募いたします。空き家を誰か貸していただけませんかということで、町が借り上げるということの公募をいたしますので、そのときの借り上げ料ですので、固定資産税相当分ぐらいで借り上げたいと思っておりますので、その予算が10万円ということですね。

それから、500万円は借り上げた住宅を当然改修する必要がある、空き家ですので。そのときに改修、例えば水洗にしたりとかですね。そういったところに予算をつけていくということで、その中で予算が余るならば、またもう1軒公募して借り上げていきたいと思って。みずから、今までは定住について、借り主と貸し主の合意ができないと補助を出しませんですというようなことで、その間、移住してこれないということがありましたので、町がみずから改修して、差し当たり住めるところをつくっていくということで、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、山本祐一君。

○健康福祉課長（山本祐一君） 熊本地震復興基金交付金事業費の中の放課後児童クラブ利用補助ということで、これは県の交付金を利用いたしまして、放課後児童クラブを利用されている方の利用者への補助ということで、利用されている人の中に、大規模半壊の件数が3件、それから半壊の方が8件該当されておりましたので、その方たちの放課後児童クラブの利用料の補助ということで、熊本県の交付金をいただいたものでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号「平成29年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時20分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第51号 平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第51号「平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 最後の議案になります。

議案第51号について説明いたします。

平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正におきましては、町内3地区で実施しております簡易水道整備事業と調整交付金事業で実施しております北中島の下鶴地区の水道管布設工事の追加分が主な補正の内容になります。

まず、歳出のほうから説明いたします。8ページをお願いします。

総務費のうち一般管理費です。補正前の額9,449万5,000円、補正額497万8,000円、補正後の額9,947万3,000円。これは職員の人事異動に伴います補正と使用料及び賃借料ということで、下名連石地区の水源地周辺の土地の借り上げ料になります。

次に、2、簡易水道整備事業費です。補正前の額1,095万4,000円、補正額4億4,776万9,000円、補正後の額4億5,872万3,000円となります。財源は、国庫支出金が1億6,750万6,000円、地方債が2億7,310万円、その他として9万3,000円、これは受益者からの負担金となります。一般財源が707万円となります。旅費3万7,000円、需用費145万、役務費10万、委託料を600万としております。これは3地区の工事費の変更等に伴います設計監理委託料ということで、3地区分を計上しております。使用料及び賃借料17万2,000円、工事請負費4億3,976万2,000円、矢部地区、朝日地区、柏地区の3地区と、先ほど申し上げました調整交付金で実施します下鶴地区の水道管の埋設工事の工事費になります。原材料費20万円、公有財産購入費4万8,000円。

以上、総務管理費の合計が、補正前の額が1億544万9,000円、補正額が4億5,274万7,000円、計5億5,819万6,000円となります。財源は、国庫支出が1億6,750万6,000円、地方債が2億7,310万円、その他9万3,000円、一般財源が1,204万8,000円となります。

次に歳入です。6ページをお願いします。

分担金及び負担金のうち簡易水道負担金です。補正前の額は273万円、補正額9万3,000円、計282万3,000円となります。これは、先ほど申し上げました、地元の受益者負担金の9万3,000円ということになります。

次に、国庫支出金のうち簡易水道国庫支出金です。補正前の額1,065万円、補正額1億6,750万6,000円、計1億7,815万6,000円となります。内容については説明のとおりでございます。

次に、繰入金です。これは一般会計からの繰入金になります。補正前の額1億5,516万6,000円、

補正額1,204万8,000円、計1億6,721万4,000円となります。

次に町債のうち簡易水道事業債です。補正前の額ゼロ、補正額2億7,310万円、計2億7,310万円となります。内訳については説明のとおりです。

次に、1、2ページをお願いします。

歳入歳出予算補正表になります。歳入歳出の合計が、補正前の額2億6,827万6,000円、補正額4億5,274万7,000円、計7億2,102万3,000円となります。

3ページをお願いします。

地方債の限度額になります。

起債の目的、簡易水道事業債。限度額、2億7,310万円と設定します。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

表紙の次のページをお願いします。

平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算の補正。

第1条、歳入・歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億5,274万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,102万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

平成29年6月8日提出。山都町長。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第51号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号「平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 同意第7号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件

- 日程第9 同意第8号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第10 同意第9号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第11 同意第10号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第12 同意第11号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第13 同意第12号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第14 同意第13号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第15 同意第14号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第16 同意第15号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第17 同意第16号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第18 同意第17号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第19 同意第18号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第20 同意第19号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第21 同意第20号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第22 同意第21号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第23 同意第22号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第24 同意第23号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第25 同意第24号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件
日程第26 同意第25号 山都町農業委員会委員選任について同意を求める件

○議長（中村一喜男君） 日程第8、同意第7号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」から、日程第26 同意第25号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」までは、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 農業委員会法改正による農業委員の定数に関する条例は、平成29年3月定例会で議決をいただいております、同意第7号から第25号までの山都町農業委員会委員選任について同意を求める件は、平成29年7月19日をもって任期満了となる農業委員定数19名の選任について同意を求めるものです。

同意第7号、山都町農業委員会委員の選任について同意を求める件。

次の者を山都町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

平成29年6月8日提出。山都町長、梅田穰。

同意を求めるもの。

住所、山都町男成1572番地。

氏名、坂本和弘。

生年月日、昭和31年10月20日。

提案理由。

農業委員会委員を選任するためには、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同

意を得る必要があります。

これが、この同意を提出する理由です。

坂本和弘氏は、農業委員を1期3年務め、認定農業者として地域の農業の発展に努めています。

以下、同意第25号まで、提案理由については同文ですので省略し、住所、氏名、生年月日と当人の経歴等を説明いたします。

同意第8号。

住所、山都町小笹260番地。

氏名、上田潤一郎。

生年月日、昭和30年6月4日。

上田潤一郎氏は、高校卒業後就農され、長年にわたり有機農業に取り組まれています。

同意第9号。

住所、山都町新小2095番地。

氏名、岩崎栄一。

生年月日、昭和31年3月3日。

岩崎栄一氏は、農業委員を1期3年務め、認定農業者として農業を経営され、地域の農業に精通をされています。

同意第10号。

住所、山都町万坂107番地。

氏名、藤岡正輝。

生年月日、昭和31年4月7日。

藤岡正輝氏は、農業委員を1期3年務め、認定農業者として農業を経営されています。

同意第11号。

住所、山都町島木472番地。

氏名、藤原徳門。

生年月日、昭和32年7月22日。

藤原徳門氏は、農業委員を2期6年務め、認定農業者として農業を経営され、地域の農業に精通されています。

同意第12号。

住所、山都町島木4164番地。

氏名、荒木寿典。

生年月日、昭和35年2月17日。

荒木寿典氏は、農業委員を2期6年務め、認定農業者として農業を経営されています。

同意第13号。

住所、山都町下名連石1494番地。

氏名、山本勝洋。

生年月日、昭和38年6月6日。

山本勝洋氏は、高校卒業後就農され、長年にわたり認定農業者として農業を経営し、地元のリーダー的立場にある方です。

同意第14号。

住所、山都町御所1626番地。

氏名、高橋富美代。

生年月日、昭和37年8月31日。

高橋富美代氏は、農業委員を1期3年務め、認定農業者として農業に従事されています。

同意第15号。

住所、山都町浜町292番地。

氏名、後藤康喜。

生年月日、昭和20年6月3日。

後藤康喜氏は、今回の農業委員会等に関する法律の改正により、中立委員の任命が必須要件となっており、農業従事者以外の方として選任しております。

同意第16号。

住所、山都町杉木2550番地。

氏名、金井満太。

生年月日、昭和33年1月15日。

金井満太氏は、高校卒業後就農され、長年にわたり認定農業者として農業を経営し、地域のリーダー的立場にある方です。

同意第17号。

住所、山都町井無田281番地。

氏名、原田茂。

生年月日、昭和27年4月29日。

原田茂氏は、高校卒業後就農され、現在は、兼業農家として農業に従事されております。

同意第18号。

住所、山都町米生176番地2。

氏名、門岡和美。

生年月日、昭和26年9月10日。

門岡和美氏は、農業委員を1期3年務め、農業に従事され、地域の農業に精通されています。

同意第19号。

住所、山都町木原谷1192番地。

氏名、渡邊次利。

生年月日、昭和27年6月20日。

渡邊次利氏は、農業委員を1期3年務め、兼業農家として農業に従事されています。

同意第20号。

住所、山都町鶴ヶ田2039番地。

氏名、兼瀬洋一。

生年月日、昭和28年2月17日。

兼瀬洋一氏は、農業委員を1期3年務め、認定農業者として農業を経営されております。

同意第21号。

住所、山都町高辻319番地1。

氏名、佐藤幸代。

生年月日、昭和22年5月2日。

佐藤幸代氏は、農業委員を1期3年務め、農業に従事されています。

同意第22号。

住所、山都町上差尾334番地。

氏名、工藤民雄。

生年月日、昭和29年3月30日。

工藤民雄氏は、兼業農家として農業に従事され、地域の農業に精通されています。

同意第23号。

住所、山都町花上291番地2。

氏名、橋本敬士。

生年月日、昭和28年9月6日。

橋本敬士氏は、高校卒業後、農業研修生を経て就農され、長年にわたり農業を経営し、地域のリーダー的立場の方です。

同意第24号。

住所、山都町菅尾181番地。

氏名、田中千男喜。

生年月日、昭和28年10月15日。

田中千男喜氏は、青年期から就農され、長年にわたり認定農業者として農業を経営し、地域の農業に精通されています。

同意第25号。

住所、山都町馬見原738番地。

氏名、中矢保徳。

生年月日、昭和39年2月27日。

中矢保徳氏は、農業委員を1期3年務め、長年にわたり農業を経営されています。

以上、農業委員19名の選任について同意を求めます。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 同意第7号から第25号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから日程第8、同意第7号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決し

ます。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第7号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第9、同意第8号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第8号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第10、同意第9号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第9号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第11、同意第10号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第10号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第12、同意第11号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第11号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第13、同意第12号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第12号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第14、同意第13号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第13号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第15、同意第14号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第14号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第16、同意第15号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第15号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第17、同意第16号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第16号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第18、同意第17号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第17号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第19、同意第18号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第18号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第20、同意第19号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第19号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第21、同意第20号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第20号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第22、同意第21号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第21号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第23、同意第22号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第22号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第24、同意第23号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第23号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第25、同意第24号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第24号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第26、同意第25号、山都町農業委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第25号「山都町農業委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第27、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年6月8日提出。山都町長、梅田穰。

意見を求める者。

住所、熊本県上益城郡山都町仏原318番地1。

氏名、上村正則。

生年月日、昭和25年1月6日。

諮問理由。

人権擁護委員の1名が、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。

これが、この諮問を行う理由です。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 諮問第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案に同意する旨、答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

日程第28 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第28、「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第2回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時0分

平成29年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第52号	工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）	6月8日	原案可決
議案第53号	工事請負契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）	6月8日	原案可決
議案第54号	物品売買契約の締結について（山都町鳥獣処理加工施設物品一式）	6月8日	原案可決
議案第55号	物品売買契約の締結について（図書システム一式）	6月8日	原案可決
議案第56号	工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）	6月8日	原案可決
議案第57号	工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）	6月8日	原案可決
報告第1号	平成28年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月14日	報告 済
報告第2号	平成28年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	6月14日	報告 済
報告第3号	平成28年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	6月14日	報告 済
報告第4号	有限会社「虹の通潤館」の経営状況について	6月14日	報告 済
報告第5号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	6月14日	報告 済
報告第6号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	6月14日	報告 済
報告第7号	有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について	6月14日	報告 済
報告第8号	有限会社「清和資源」の経営状況について	6月14日	報告 済
議案第38号	専決処分事項（平成28年度山都町一般会計補正予算第8号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案承認
議案第39号	専決処分事項（平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第6号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案承認
議案第40号	専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案承認
議案第41号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案承認
議案第42号	専決処分事項（平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案承認
議案第43号	専決処分事項（平成28年豪雨災害による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認		

	を求めることについて	6月14日	原案承認
議案第44号	専決処分事項（山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案承認
議案第45号	平成28年熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分担金の徴収の特例に関する条例の制定について	6月15日	原案可決
議案第46号	山都町公民館条例の一部改正について	6月15日	原案可決
議案第47号	山都町営体育館条例の一部改正について	6月15日	原案可決
議案第48号	山都町へき地保育所条例一部改正について	6月15日	原案可決
議案第49号	山都町福祉サービス手数料条例の一部改正について	6月15日	原案可決
議案第50号	平成29年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	6月15日	原案可決
議案第51号	平成29年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	6月15日	原案可決
同意第7号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第8号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第9号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第10号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第11号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第12号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第13号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第14号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第15号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第16号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第17号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第18号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第19号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第20号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第21号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第22号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第23号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第24号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
同意第25号	山都町農業委員会委員選任について同意を求める件	6月15日	原案同意
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月15日	原案同意
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	6月15日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
